

HAYAMA

2021-2024



The 4th General Plan of Hayama Town

第四次葉山町総合計画 後期基本計画の策定にあたって



平成 27 年に 10 年間の「第四次葉山町総合計画」をまとめ、それから 6 年が経ちました。その間の社会情勢の変化を受けて、振り返りと評価、見直しを行い、このたび総合計画後半の 4 年間にあたる「後期基本計画」を策定しました。策定にあたっては、1,500 名の町民の方々を対象にしたアンケートやパブリックコメントを実施し、幅広いご意見をいただきました。また、総合計画審議会委員の皆様、町議会議員の皆様など、本計画策定に貴重なご意見をいただきました関係各位に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年に国連で採択された SDGs は、国内でも官民の共通テーマとして広く認知されるようになりました。また、風水害の激甚化やマイクロプラスチックの海洋汚染問題、新型コロナウイルスによる感染症の脅威など、頻発するさまざまな問題・災害への対応は、日本のみならず国際社会における協調した取り組みの必要性が強く認識されました。そして社会はこれらに向き合い、柔軟に迅速に変化しています。新しい生活様式に対応する暮らしや働き方、また教育や福祉分野などでは、様々な場面でデジタル化・ICT 化を進める必要性が顕在化しました。

このように日々変化する社会情勢に地方自治体も柔軟に向き合い、対応し、解決に貢献すること、そして、町民の皆様の豊かな暮らしや福祉の向上に努めることは、私たちに課せられた期待であり、当然の責務であると考えます。官民が連携し、ともに町を創る協働の理念のもと、将来にわたって葉山の町を守り、受け継がれるよう、第四次総合計画の「美しい海とみどりに 笑顔あふれる ところ温かな ふるさと 葉山」の達成に全力を尽くしてまいります。

令和 3 年 3 月

葉山町長 山梨 崇仁

目 次

I 序 論

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 計画の策定にあたって | 3 |
| 第2章 計画の基本姿勢 | 4 |
| 第3章 計画の構成と期間 | 5 |
| 1 計画の構成 | 5 |
| 2 計画の期間 | 6 |
| 第4章 葉山町特性 | 7 |
| 1 立地 ～大都市に近接し、相模湾に臨む～ | 7 |
| 2 自然 ～美しい海とみどりが保全・活用される～ | 7 |
| 3 歴史 ～保養地から調和のとれた住宅都市へ～ | 8 |

II 基本構想

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 基本理念 | 11 |
| 第2章 町の将来像 | 12 |
| 第3章 将来の人口 | 13 |
| 第4章 基本目標 | 14 |
| 第5章 施策の大綱 | 15 |
| 1 人・暮らし・活力づくり編 | 15 |
| 2 協働まちづくり編 | 22 |
| 第6章 土地利用基本構想 | 23 |
| 1 葉山町の土地利用の現状 | 23 |
| 2 土地利用基本構想の考え方 | 23 |
| 3 3つの地域区分に応じた土地利用の推進 | 24 |
| 4 めざす都市構造 | 26 |

III 後期基本計画

| | |
|----------------|----|
| 基本計画書の構成 | 30 |
| 基本計画の体系 | 32 |

人・暮らし・活力づくり編

基本理念1 “人を育てる” 葉山

| | |
|--|----|
| 基本目標1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち | 38 |
| ➤ 基本施策1 未来につなげる教育施策の推進 | 38 |
| ➤ 基本施策2 新しい時代に必要となる資質・能力の育成 | 40 |
| ➤ 基本施策3 「豊かな心」の育成 | 42 |

| | |
|--|----|
| ➤ 基本施策 4 「健やかな体」の育成 | 44 |
| ➤ 基本施策 5 多様なニーズに応じた支援の充実 | 46 |
| ➤ 基本施策 6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実 | 48 |
| ➤ 基本施策 7 学びを支える学校環境の整備 | 50 |
| 基本目標 2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち | 52 |
| ➤ 基本施策 8 生涯学習の振興 | 52 |
| ➤ 基本施策 9 青少年の育成 | 54 |
| ➤ 基本施策 10 生涯スポーツ活動の推進 | 56 |
| ➤ 基本施策 11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用 | 58 |
| ➤ 基本施策 12 図書館サービスの充実 | 60 |
| ➤ 基本施策 13 姉妹都市交流の推進 | 62 |
| ➤ 基本施策 14 人権と平和の尊重 | 64 |
| 基本目標 3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち | 66 |
| ➤ 基本施策 15 子ども・子育て支援の充実 | 66 |

基本理念 2 “暮らしを守る” 葉山

| | |
|--|----|
| 基本目標 4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち | 70 |
| ➤ 基本施策 16 健康づくりの支援・推進 | 70 |
| ➤ 基本施策 17 地域医療体制の充実 | 72 |
| ➤ 基本施策 18 地域福祉の充実 | 74 |
| ➤ 基本施策 19 高齢者福祉の充実 | 76 |
| ➤ 基本施策 20 障害児者福祉の充実 | 78 |
| 基本目標 5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち | 80 |
| ➤ 基本施策 21 緑の保全 | 80 |
| ➤ 基本施策 22 循環型社会の形成 | 82 |
| ➤ 基本施策 23 地球温暖化対策の推進 | 84 |
| ➤ 基本施策 24 公共下水道事業の推進 | 86 |
| ➤ 基本施策 25 合併処理浄化槽の整備 | 88 |
| 基本目標 6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち | 90 |
| ➤ 基本施策 26 消防・救急体制の確立 | 90 |
| ➤ 基本施策 27 災害に強いまちづくりの推進 | 92 |
| ➤ 基本施策 28 防犯・交通安全対策の推進 | 94 |
| ➤ 基本施策 29 各種相談体制の確立 | 96 |

基本理念 3 “活力を創造する” 葉山

| | |
|---|-----|
| 基本目標 7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち | 100 |
| ➤ 基本施策 30 地域特性を生かしたまちづくりの推進 | 100 |
| ➤ 基本施策 31 魅力ある公園の創出 | 102 |
| ➤ 基本施策 32 水辺環境の整備促進 | 104 |
| ➤ 基本施策 33 計画的な幹線道路の整備 | 106 |
| ➤ 基本施策 34 安全で快適な町道の確保 | 108 |
| ➤ 基本施策 35 適切な橋りょうの維持管理 | 110 |

| | |
|--|-----|
| ➤ 基本施策 36 公共交通の環境整備 | 112 |
| 基本目標 8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち | 114 |
| ➤ 基本施策 37 農業・水産業・商業の振興と連携の促進 | 114 |
| 基本目標 9 地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち | 116 |
| ➤ 基本施策 38 観光の振興 | 116 |

協働まちづくり編

基本理念 4 “みんなでつくる” 葉山

| | |
|---|-----|
| 基本目標 10 町民と行政の中にお互いを支え合う関係や情報の連携ができているまち | 122 |
| ➤ 基本施策 39 広報・広聴活動の充実 | 122 |
| ➤ 基本施策 40 協働によるまちづくりの推進 | 124 |
| ➤ 基本施策 41 地域コミュニティの活性化 | 126 |
| 基本目標 11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち | 128 |
| ➤ 基本施策 42 計画的な行政の推進 | 128 |
| ➤ 基本施策 43 行政組織の充実 | 130 |
| ➤ 基本施策 44 人材育成・人材管理の充実 | 132 |
| ➤ 基本施策 45 健全な財政運営の維持 | 134 |
| ➤ 基本施策 46 公共施設の有効かつ適切な管理 | 136 |
| ➤ 基本施策 47 県・他自治体との連携・協力 | 138 |

IV 進行管理

| | |
|-----------------|-----|
| 総合計画の進行管理 | 143 |
|-----------------|-----|

V 資料編

| | |
|------------------|-----|
| 1 策定体制 | 146 |
| 2 総合計画策定条例 | 147 |
| 3 町民参加 | 149 |
| 4 議会の取り組み | 150 |
| 5 総合計画審議会 | 151 |
| 6 庁内の取り組み | 156 |
| 7 主な個別計画一覧 | 158 |
| 8 用語の説明 | 164 |

※本文中の「*」が付いている用語について、説明を記載しています。

I 序論

第1章 計画の策定にあたって

葉山町は、平成27年3月に令和6年度（2024年度）を目標年次とする「第四次葉山町総合計画」を策定しました。この総合計画の基本構想では、これまで築きあげてきたまちづくりを尊重し、継承しながら、「人を育てる葉山」、「暮らしを守る葉山」、「活力を創造する葉山」、「みんなで作る葉山」の4つの基本理念に基づいた新しいまちの将来像を、「美しい海とみどりに笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山」として掲げるとともに、まちづくりのための11の基本目標とその目標を実現するための施策の大綱を定めました。また、令和2年度（2020年度）までの6年間を計画期間とする前期基本計画を併せて策定し、施策の大綱を実現するため、40の基本施策とその具体的な取り組みとして92の単位施策を掲げ、様々な施策や事業を総合的、計画的に着実に進めてきました。

前期基本計画策定から6年が経過する今日、さらに今後の4年先を考えると、少子高齢化・人口減少社会の進行、高度情報化社会の進展、環境問題への関心の高まり、産業構造の変化、また、頻発・激甚化する気象災害や、切迫する巨大地震への備えなど地方自治体を取り巻く社会環境の変化は加速度を増し、更なる迅速な対応が求められています。

とりわけ、令和2年1月に発生・拡大した新型コロナウイルス感染症は、政府において100年に一度の国難と言われ、世界規模で社会・経済に深刻な打撃を与えており、本後期基本計画の策定時において、感染症の拡大終息と経済復興までには、相当の期間を要することが予想されます。

本町においても、その対応への歳出の増大や、リーマンショック時を超える国内総生産（GDP）の落ち込みに伴う税収の減少、さらには、新たな生活様式への対応など、今後のまちづくりを進めて行くうえで、どれほどの影響を及ぼすかについて予測がつかない状況です。本後期基本計画に掲げる施策等に、その影響を踏まえた対策等を十分に考慮し、反映させきれていない部分もあり、今後の状況に応じては、計画の変更や見直しなどを含め、柔軟に対応することが求められることも想定されます。

しかし、こうした状況下においても、構想に掲げたまちの将来像を念頭に置きながら、絶えず変化する社会環境に的確に対応し、その地域の特色にあったまちづくりを進めていくことが求められます。そのためには、これまで築きあげてきたまちづくりを尊重し、その成果を継承・発展させながら、町のあるべき姿に向かって計画的かつ柔軟にまちづくりを進めていかなければなりません。その担い手は行政や議会をはじめ、町民、地域組織、NPO（特定非営利団体）やボランティア団体、事業者といった多様な主体であり、町に住むすべての町民が互いに助け合い、支え合って、まちづくりを進めていくことがさらに重要となっています。

こうした認識のもと、「第四次葉山町総合計画前期基本計画」の成果と今後の課題を踏まえ、これからのまちづくりの指針として「第四次葉山町総合計画後期基本計画」を策定し、掲げる将来像の実現に向けたまちづくりに取り組んでいきます。

第2章 計画の基本姿勢

社会動向を的確に反映した計画

最新の社会動向を反映した計画としています。

めざす姿、目標が明確で、だれにでも分かりやすく、使いやすい計画

将来像が明確に描かれていて、町民にとっても職員にとっても分かりやすく、使いやすい計画とするために、「あれも、これも」の総花的主義を脱却し、盛り込む内容を「厳選」することにより、簡素で明快な計画としています。

進行管理（評価）ができる計画

政策・施策・事業が分かりやすく対応し、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクル^{*}による評価・改善ができる計画としています。

町民と協働で推進できる計画

地域の課題解決のためには、「自助・共助・公助」の3つが適切に機能することが大切であるという考え方を基本に、町民と行政が適切な役割分担のもと、お互いができることを行い、できないことを補い合う「補完性の原則」を尊重した、協働によるまちづくりを目指す計画としています。

第3章 計画の構成と期間

1 計画の構成

「第四次葉山町総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想

基本構想は、まちの将来像と、これを実現するためのまちづくりの基本目標や取り組みの方向を示すものです。期間は、平成27年度（2015年度）を初年度とし、令和6年度（2024年度）までの10年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想で掲げた基本目標を実現するために取り組む施策を体系的に示し、施策ごとのめざす姿を明らかにしたもので、実施計画を策定する際の基礎となるものです。

実施計画

実施計画は、基本計画に示した取り組みによりめざす姿を実現するために具体的に実施していく事業を示したもので、各年度の予算編成や事業実施の指針となります。

2 計画の期間

基本的な考え方

- ① 基本構想については、町政運営の継続性や一貫性の確保という視点から、短期間にその方向性を大きく変更する性質のものではありませんが、大きな社会情勢の変化や対応すべき喫緊の行政課題が生じた場合は適切に見直せるよう、その期間を10年とします。
- ② 基本計画については、計画の進行管理の視点から、その期間を4年とします。ただし、前期については、後期以降の4年というサイクルを生み出すために、変則的に6年とします。
- ③ 実施計画については、基本計画に示す分野ごとの施策（取り組み）の目標を実現するために実施していくものであることから、基本計画と同じ4年を基本的な考え方とします。ただし、前期については、基本計画の期間が6年であることから、第1期と第2期に区分し、それぞれを3年とします。

総合計画の期間

| 西暦（年度） | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | |
|--------|-------------|------|------|-------------|------|------|---------|---------|------|-------|--|
| 和暦（年度） | 平成27 | 28 | 29 | 30 | 令和元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| 基本構想 | 10年間 | | | | | | | | | | |
| 基本計画 | 6年間（前期） | | | | | | 見直し作業 | 4年間（後期） | | | |
| | | | | | | | | | | 見直し作業 | |
| 実施計画 | 3年間（前期・第1期） | | | | | | | | | | |
| | | | | 3年間（前期・第2期） | | | | | | | |
| | | | | | | | 4年間（後期） | | | | |

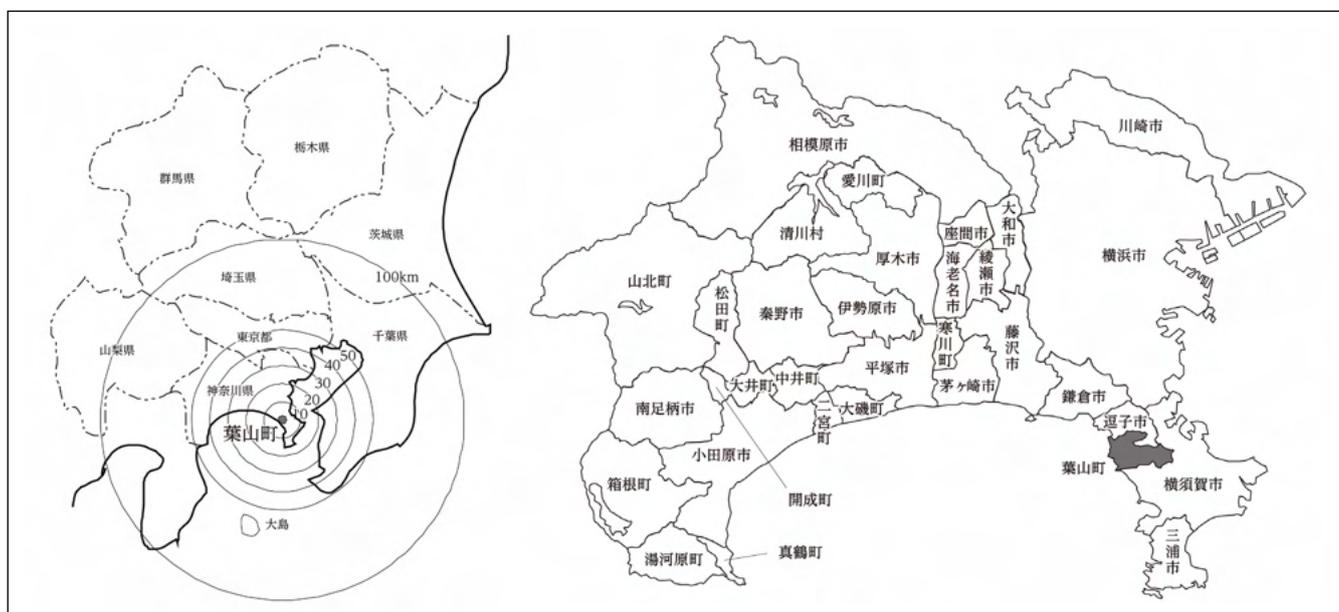
第4章 葉山町の特性

1 立地 ～大都市に近接し、相模湾に臨む～

葉山町は、東京都心から約 50 km、横浜市の中心部から約 20 km、首都圏の一角に位置する面積 17.04 km²の町です。

相模湾越しに富士山や伊豆半島を望む三浦半島西北部の丘陵地域で、北は逗子市に、南及び東は横須賀市に接し、相模湾沿岸の西部や逗子市方面の北部を中心に市街地が広がっており、東部は山林が多くなっています。

葉山町の立地



2 自然 ～美しい海とみどりが保全・活用される～

葉山の南北4kmの海岸線は、砂浜と岩礁の美しい景観を有し、「日本の渚百選」に選出されるとともに、眺望に優れる長者ヶ崎や森戸の夕照は、「かながわの景勝 50 選」となっています。また、一色、森戸、長者ヶ崎・大浜の3つの海水浴場とマリナーが整備され、マリンスポーツの拠点が形成されています。

一方、市街地の背後に広がる山々のみどりは、首都圏に残された貴重な憩いの空間であり、ハイキング・散策で活用されています。

こうした恵まれた自然は、御用邸のイメージとあいまって、観光・交流のみならず、葉山への移住・定住にも大きな役割を果たしています。

3 歴史 ～保養地から調和のとれた住宅都市へ～

明治時代の中ごろまで三浦半島の寒村にすぎなかった葉山は、横須賀線開通を機に、皇族や各界名士の別荘が相次いで建設されるとともに、明治27年（1894年）には御用邸の造営が行われ、首都圏の保養地として発展しました。

その後、高度経済成長の流れを受け、1970年代から丘陵地が開発されてベッドタウン化が進みましたが、1980年代以降は、土地開発への圧力が高まるなかで、開発事業指導要綱を運用しながら、無秩序な開発の抑制を図ってきました。

また、2000年代に入っても、町民の高い意識と協力のもと、優れた住環境や景観が形成されてきました。こうした町民による取り組みとともに、町においても、都市計画法に基づく高度地区の決定や建築基準法に基づく「葉山町建築物の構造の制限や地盤面の設定に関する条例」の制定などにより、豊かな自然環境と調和のとれた住宅都市の発展に努めてきました。

学術研究・芸術文化面においては、湘南国際村の開村（1994年）や神奈川県立近代美術館葉山の開館（2003年）などにより、高度な都市機能が新たに加わり、町の魅力を一層高めています。



湘南国際村の地球環境戦略研究機関（IGES）



神奈川県立近代美術館 葉山

Ⅱ 基本構想



放課後サポート教室

新型コロナウイルス感染拡大の影響による臨時休校など、心理面・学習面の不安を軽減するため、補習や復習を行う放課後サポート教室を実施。

総合防災訓練

三浦半島活断層群の地震、大正型関東地震などの震災を想定した実践的訓練を実施。



ハマステーション

葉山における交流拠点として、日々の買い物からお土産まで購入できるお店を南郷にオープン。

町内（自治）会の皆さんによる登下校の見守り
町内（自治）会活動の一環として、地域の子どもの見守りなどの活動が行われている。



第1章 基本理念

葉山町は、美しい海とみどり深い山々など豊かな自然に恵まれたまちで、古くから避暑避寒の地として知られ、多くの名士の別荘や居宅が設けられました。現在でも、御用邸の存在や美しい景観によって「静かで品のある落ち着いたまち」というイメージが定着しているまちです。

先人の方々から大切に受け継がれてきた「葉山」に誇りと愛着を持ち続けられるようなまちづくりを進めていくことが今を生きる私たちの責務です。そのためには、「葉山」に暮らす、すべての人がまちづくりの主役となって、心豊かな人を育て、安全で快適な暮らしを維持しながら、地域の活力を創造していく必要があります。

本計画では、次の4つを基本理念に掲げ、まちづくりを進めます。



“人を育てる” 葉山

まちの将来を担う子どもたちの育ち・学びが地域ぐるみで支えられるとともに、だれもが生涯にわたり学び合い、活躍できて、交流できる“人を育てる”葉山をめざす



“暮らしを守る” 葉山

豊かな自然環境を守りつつ、相互の支え合いと心がけによって、だれもが生き生きと自分らしく、心穏やかに安心した生活を送ることができる“暮らしを守る”葉山をめざす



“活力を創造する” 葉山

だれもが快適で住みやすいまちの中で、楽しく豊かな時間を過ごせ、笑顔あふれる生活が展開される“活力を創造する”葉山をめざす



“みんなで作る” 葉山

だれもが地域のことに関心を持ち、地域活動に参加・協力し、町民と行政が協働でまちづくりを進める“みんなで作る”葉山をめざす

第2章 町の将来像

葉山町では、第一次～第二次総合計画において、「こころ豊かな美しい伝統のまちづくり」を、第三次総合計画において、「海とみどりにひろがる交流 文化のまち 葉山」を将来像に掲げてまちづくりを進めてきました。

これまで築きあげてきたまちづくりを尊重し、継承しながら、本計画の4つの基本理念に基づいた、新しいまちの将来像を「美しい海とみどりに 笑顔あふれる こころ豊かな ふるさと 葉山」とします。

美しい海とみどりに 笑顔あふれる こころ豊かな ふるさと 葉山

美しい海とみどり

世界遺産の富士山や伊豆半島を望む風光明媚な海岸や、四季折々に豊かな表情を見せてくれる山々の深いみどりのように、葉山町の自慢である豊かな自然環境をイメージしています。

笑顔あふれる

“安心”や“心の豊かさ”を連想させる笑顔があふれているまちをイメージしています。

こころ豊かな

温かみのある人々のふれあいや地域社会の存在が、町民一人ひとりに、心のやすらぎや癒しなどをもたらす、こころを大事にする社会をイメージしています。

ふるさと

先人の方々から大切に受け継がれてきた「葉山」への誇りや愛着により築かれるまちの姿をイメージしています。

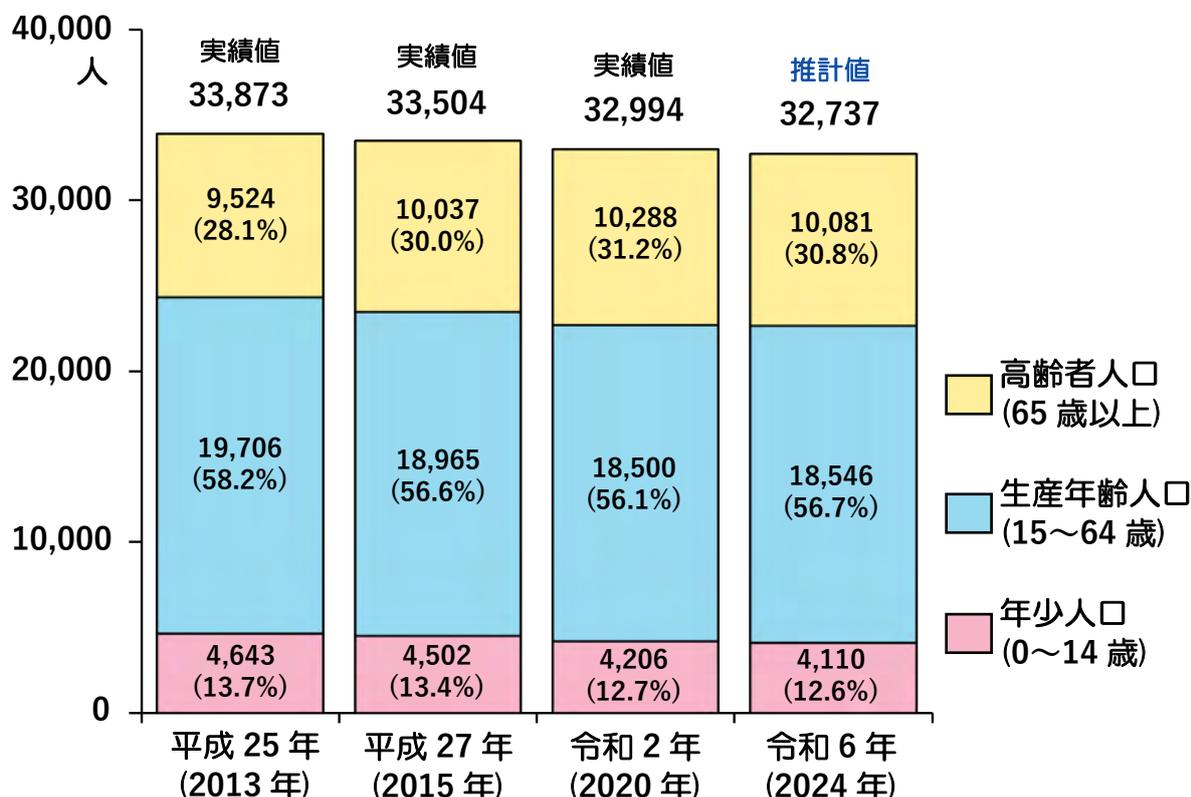
第3章 将来の人口

将来の人口は、今後あらゆるまちづくりを考えていく上での基本となります。本計画では、最終年である令和6年の総人口を32,737人と推計します。

総人口が減少する中、少子高齢化の進展と生産年齢人口減少の傾向は今後も続くことが見込まれており、これに伴い、社会保障関係にかかる経費は増加し、歳入の根幹である個人住民税は減少することが予想されます。

このような状況は、これから先、葉山町だけでなく、ほぼ日本全国の自治体で直面する問題です。こうした中で、町としての一定の営みがきちんと継続でき、基本的な枠組みを維持していけるようなまちづくりを進めていく必要があります。

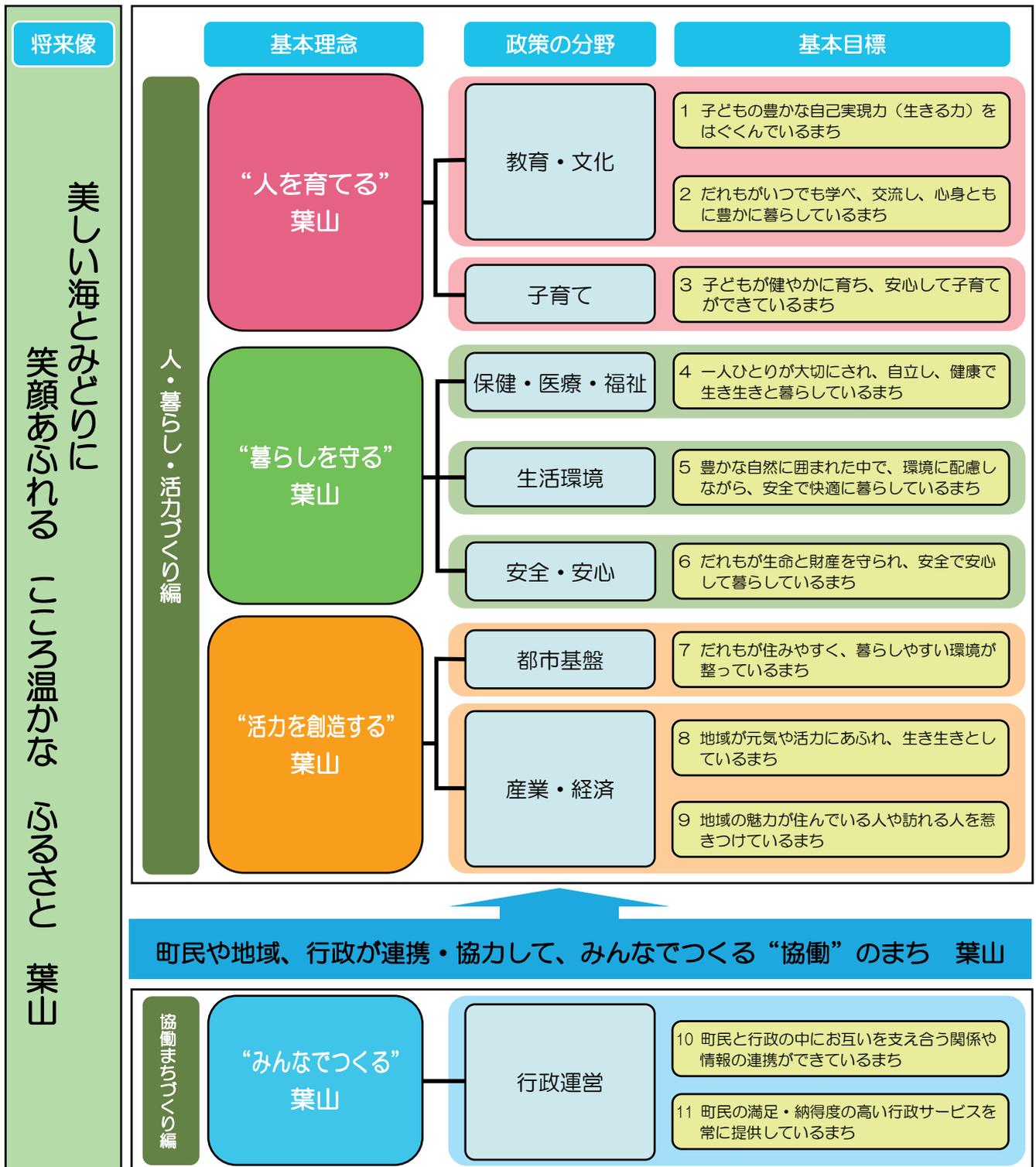
本計画における将来の人口に対する基本的な考え方については、人口が減少していくことは受け入れつつも、その減少を最小限に抑えながら、人口構成のバランスに配慮し、若い世代の転入・定住者を増やす取り組みを計画的に実施することなどにより、可能な限り、現在の人口である約33,000人を維持していくことをめざします。



※平成27年と令和2年を基礎としたコーホート法による住民基本台帳人口推計値。各年1月1日時点の人口。
 ※構成比は小数第2位を四捨五入しており、計数の合計が100%にならないところがある。

第4章 基本目標

将来像を実現するために、【人・暮らし・活力づくり編】にかかる9つの基本目標と、本計画を着実に進めるための土台となる【協働まちづくり編】にかかる2つの基本目標を合わせた、11の基本目標を掲げます。



第5章 施策の大綱

11 の基本目標を達成するために、20 からなる施策分野（取り組み）ごとの将来像を明らかにし、これに沿った総合的かつ計画的なまちづくりを進めます。

1 人・暮らし・活力づくり編

基本理念 1 “人を育てる” 葉山

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち
（教育・文化）

1（施策分野の将来像）学校教育

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

まちの将来を担う子どもたちが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくみ、豊かな自己実現力（生きる力）を持った自立した大人に成長できるよう、町の豊かな地域資源（人材や自然環境など）を有効活用しながら、一人ひとりの個性や能力を適切に引き出すきめ細かな教育を推進します。



タブレット PC を使った授業



9年間の学びのイメージ（9人の子どもと教員）

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち
(教育・文化)

2 (施策分野の将来像) 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

だれもがいつでも気軽に学べて、年齢や体力に応じて運動することができる場や機会を提供するとともに、芸術文化活動に親しめる環境づくりや地域で受け継がれてきた文化の伝承活動に取り組みます。

また、こうした学習・スポーツ活動等によって広がる、世代を超えたふれあいや出会い、交流、さらには人権と平和の尊重にむけた取り組みにより、心身ともに豊かに暮らせるまちづくりを進めます。



少年少女スポーツ体験講座



公民館教室通信「manabi」

基本目標 3

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち
(子育て)

3 (施策分野の将来像) 子育て

子育てを地域のみinnで支える中で、子どもがのびのびと育っている

親と子が健やかに成長し、安心して子育てができるよう、また、葉山に暮らす若者が、「将来このまちで子どもを産み育てたい」と思えるよう、子育て支援サービスを充実するとともに、子育てを地域のみinnで支え合うことにより、子どもが元気にのびのびと育つまちづくりを進めます。

基本理念2 “暮らしを守る” 葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち
(保健・医療・福祉)

4 (施策分野の将来像) 保健

だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

だれもが生涯にわたって心身ともに健康で、元気に暮らせるよう、各種予防接種や健診を実施し、疾病の予防・早期発見に努めるとともに、健康な食生活への関心を高め、自発的な健康づくり活動に取り組んでいけるような環境づくりを町民、地域団体、関係機関、学校との連携により進めます。

5 (施策分野の将来像) 医療

だれもが安心できる医療体制が整っている

町内や近隣市の医療機関との連携強化を図ることにより、だれもがいつでも安心して必要な医療を受けられる体制づくりに努めます。

6 (施策分野の将来像) 福祉

支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

地域のつながりの中で、だれもが自立し安心して暮らせるよう、地域で支え合うまちづくりを進めます。

高齢者や障害児者、その家族を支援する福祉サービスの充実に加え、地域の支え合いを推進するための町民の自発的な福祉活動を支援します。



栄養管理や口腔ケアなどの講師派遣で地域の支え合いを支援

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち
(生活環境)

7(施策分野の将来像) 緑化推進

緑豊かな環境が保たれている

緑豊かな葉山を次世代に引き継いでいくために、家庭や地域の身近な緑から町域を越える緑など、様々な緑を大切に守り、育てる取り組みを町民とともに進めます。

8(施策分野の将来像) 環境共生

環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

環境への負荷をできる限り低減する資源循環型社会を実現するため、ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民とともにごみの資源化・減量化に正面から取り組み、資源の無駄遣いを減らすとともに、安定的なごみ処理体制の確保に努めます。

また、はやまクリーンプログラム^{*}に基づき、環境負荷の低いエネルギーの普及促進や有効活用、省エネルギーに関する取り組みを推進します。



まだ使える物の再使用を促す「くるくる市」

9(施策分野の将来像) 水環境

良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

河川等の水質を保全し、良好な水環境を未来の世代に引き継いでいくため、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及促進に努め、生活排水の適切な処理に取り組みます。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち
(安全・安心)

10 (施策分野の将来像) 消防・救急

生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

消防本部や消防団の人員、車両、資機材等の計画的な整備を図るとともに、町民の防火意識や救急・救命に関する知識・技術の普及を進めることによって、生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制を維持します。

11 (施策分野の将来像) 防災

災害に強い、安全なまちになっている

あらゆる災害から生命や財産を守るため、一人ひとりが自ら取り組む「自助」、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」、公共が取り組む「公助」の防災理念のもと、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策の推進に努め、地域防災力を一層強化し、災害に強いまちをめざします。

12 (施策分野の将来像) 防犯・交通安全・相談

だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らせるよう、犯罪、事故に対する地域での見守りネットワークの強化や困りごとの相談体制の充実に努めます。



松本 絢音さん (小学4年生)
令和元年度防火ポスターコンクール町長賞



小川 舞さん (小学4年生)
令和元年度防火ポスターコンクール議長賞

基本理念3 “活力を創造する” 葉山

基本目標7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

(都市基盤)

13 (施策分野の将来像) 土地利用

自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージが保たれている

自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージを基調としながら、各地域の特性を活かした土地利用に取り組み、魅力あるまちづくりを進めます。

14 (施策分野の将来像) 居住環境

やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

やすらぎとうるおいを感じることができる空間を創造するため、身近な緑や水を守りながら、様々な世代の住民が交流できる拠点となるような公園や河川の整備、町民との協働による公園の維持管理に取り組みます。

15 (施策分野の将来像) 道路環境

安全で環境に配慮した道路環境が整っている

地域の特性を踏まえた都市計画道路、生活道路の計画的な整備を進めます。また、安全で快適に利用できる道路環境を整えます。



湘南国際村



鐙摺港前

16 (施策分野の将来像) 公共交通環境

だれもが使いやすい公共交通環境が整っている

だれもが利用しやすく、安心かつ快適に移動できるよう、今ある公共交通環境の維持・確保に努めるとともに、地域交通課題の解決や利便性の向上に取り組みます。

基本目標 8

地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち

(産業・経済)

17 (施策分野の将来像) 町内産業

地域産業が「葉山」というブランド力と結びつきながら、活発に活動している

農業・漁業は、地域にある自然の恵みを活かして付加価値を創造する営みであり、安全で安心な農水産物の安定生産を未来に引き継ぎます。

商業は、商工会など関係機関との連携による魅力ある商店街の形成や商品販売促進の支援を通して、町民や葉山を訪れる人が楽しく買い物ができる環境づくりを進めます。

地産地消など、地域の農業・漁業・商業が連携した取り組みにより、「6次産業」の創出をめざしていきます。

基本目標 9

地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち

(産業・経済)

18 (施策分野の将来像) 観光振興

葉山の魅力が十分に発信され、ゆったりとした時間が流れるような観光スタイルが整っている

町民との協働の取り組みによって、美しい自然や価値の高い文化、個性豊かな飲食店などの葉山の地域資源の魅力を高めるとともに、効果的な観光情報の発信により、葉山らしい観光スタイルを構築します。



神奈川県立葉山公園を訪れる観光者

2 協働まちづくり編

基本理念 4 “みんなで作る” 葉山

基本目標 10

町民と行政の中にお互いを支え合う関係や情報の連携ができているまち
(行政運営)

19 (施策分野の将来像) コミュニティ・協働

豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

町内(自治)会活動の充実などによる地域コミュニティの活発化を通じて、地域のつながりや支え合いの意識を高めるとともに、多様な主体が連携・協力しながら、行政事業への協力や地域課題の解決に向けて主体的に取り組むまちづくりを進めます。また、広報広聴活動による町民との情報連携を充実します。



町内(自治)会が開催するラジオ体操

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち
(行政運営)

20 (施策分野の将来像) 行財政運営

職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる効率的な行財政運営が行われている

町民の満足・納得度の高い行政サービスが常に提供されるよう、その根幹となる職員の育成や行政組織の活性化に取り組むとともに、健全な財政を維持することにより、様々な社会の変化にも柔軟に対応できる行財政運営を進めます。

第6章 土地利用基本構想

1 葉山町の土地利用の現状

葉山町の地形は、東側が三浦半島の背骨となる丘陵地、西側が海、そこに丘陵地から発する南北二つの川が東から西へ流れています。この二つの川の流域において、それぞれ海岸と河川沿いの平坦地に漁村集落や農村集落が古くから存在しました。

人口5千人程度の寒村であった葉山町は、明治期以降、温暖な気候と風光明媚な自然環境から葉山御用邸の造営をはじめとして、多くの別荘、保養所が設けられ保養地として発展し、昭和30年代からの高度経済成長期には、丘陵地が開発されて住宅団地が造成され、人口も急増して東京・横浜方面など首都圏のベッドタウンとして市街地形成が進みました。

近年の市街地における土地利用状況の特徴として、都市的土地利用においては海岸地域に集積していた別荘や保養所が集合住宅などに姿を変え、自然的土地利用では、農地のうちの田畑や、山林などが減少傾向にあります。

現在、町域全体 1,704ha は都市計画区域で、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域 513ha（約 30%）と、市街化を抑制する市街化調整区域 1,191ha（約 70%）に区分されています。

土地利用状況をみると、町域全体では農地、山林などの自然的土地利用が 61.6%で、その中でも傾斜地山林が 50.7%と過半数を超えており、次いで住宅用地が 19.5%となっており、その他はいずれも 10%未満となっています。

市街化区域の都市的土地利用は 82.9%で、そのうち住宅用地が 54.4%、道路用地が 12.9%、自然的土地利用は減少傾向にあるものの 17.1%と県内でも高い割合となっています。

市街化調整区域では、自然的土地利用が 80.8%となっており、中でも山林が 72.9%とそのほとんどを占めています。

2 土地利用基本構想の考え方

本町の土地利用は、高度経済成長期以降の首都圏への人口流入の受け皿として、豊かな自然環境との調和を図りながら、宅地や公共施設用地などを確保してきた歴史があります。併せて、都市計画法をはじめとする様々な法制度を運用しながら、葉山ならではの良好な住環境の形成に努めてきました。

I 序論

現在の土地利用の考え方の基本は、平成9年の「葉山町都市計画マスタープラン」や平成12年を計画初年度とする「第三次葉山町総合計画」に基づいて取り組んできたまちづくりが土台となっており、本総合計画においても、この考え方の大きな転換をするのではなく、この枠組みを守りながら、これまでの基本方向を踏襲していくことが重要と考えられます。

II 基本構想

以降に示す「3つの地域区分」や「都市構造概念図」については、これまでの取り組み結果として、築きあげてきたまちの姿を分かりやすく示したものであり、これからも、これまでの基本方向を受け継ぎつつ、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図りながら、葉山町の豊かな自然環境に恵まれた住環境の維持向上をめざし、地域の特性を踏まえた総合的・計画的な土地利用を進めます。

3 3つの地域区分に応じた土地利用の推進

葉山町を次の3つの地域に分け、特性に応じた土地利用を進めます。特に海岸地域や里山の景観の保全、旧別荘地から継承した町並み、風致の維持などを重視した土地利用とします。

III 後期基本計画

海岸地域

国道134号・県道311号（鎌倉葉山線）から西側の海沿いの地域は、御用邸をはじめ歴史的な風格のある町並みや多くの景勝地を有しています。そこで、この地域では、自然と調和した良好な住環境の形成を基本としながら、各地からこの地域を訪れる人々が楽しく集い交流する環境を整え、活気とうるおいと風格ある土地利用を図ります。

山手地域

IV 進行管理

国道134号・県道311号（鎌倉葉山線）から東に上山口の入口までの地域は、公共施設が集中的に立地しているとともに、平坦地や丘陵地に住宅が開発されています。そこで、この地域では、町の中心的な交流拠点として育成していくとともに、緑に囲まれた良好な低層住宅地としての土地利用を図ります。

緑陰地域

V 資料編

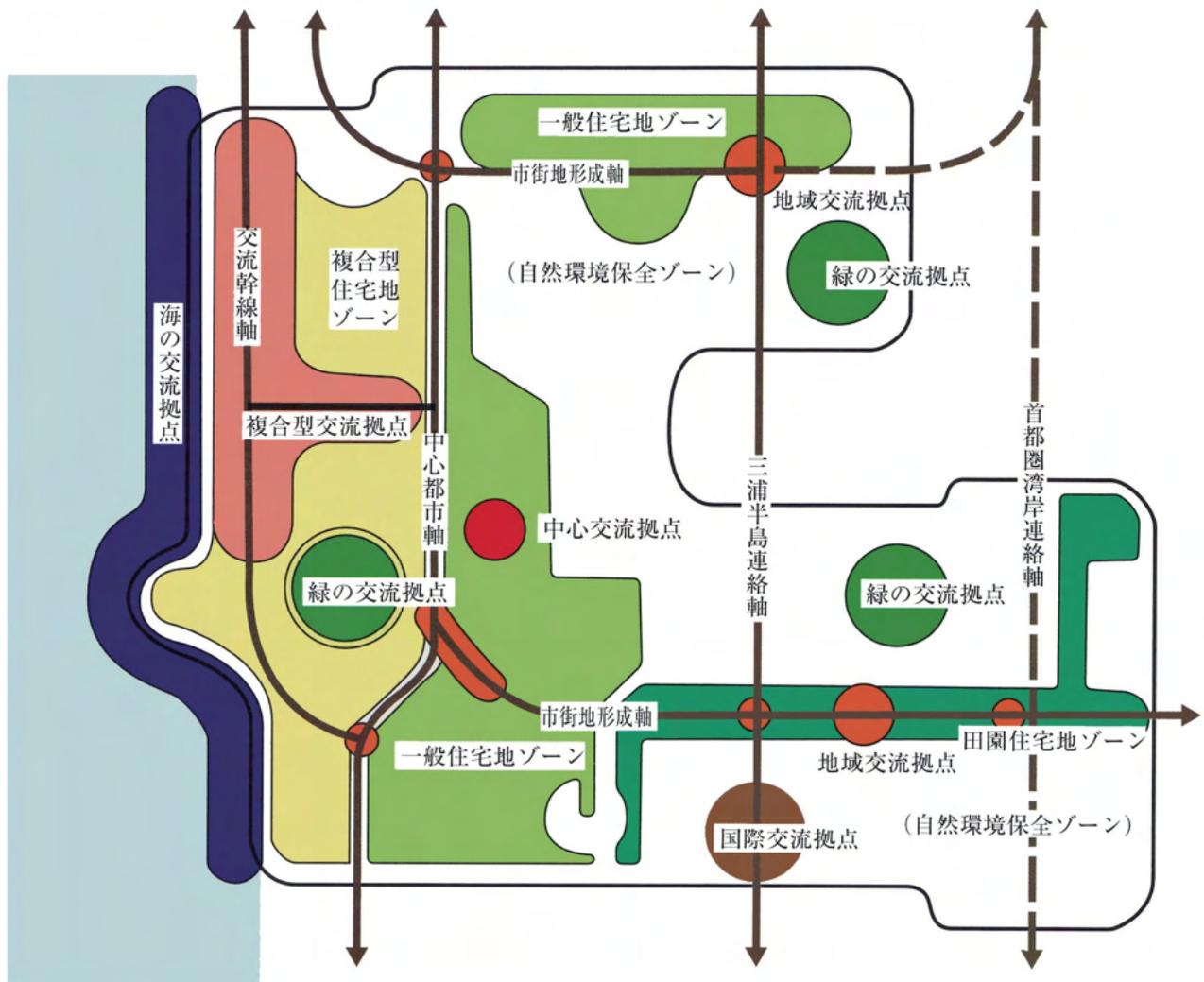
木古庭・上山口地区は、市街化を抑制する地域であったことから、農地や山林などが多く、自然豊かな地域で今日まで美しい里山の景観を残しています。今後も市街化調整区域として、農地や山林の保全を基本とし、住宅地としての土地利用は自然との共生を尊重しながら最小限の範囲に抑制します。



土地利用基本方向図

4 めざす都市構造

土地利用の現状と土地利用基本構想の考え方、3つの地域区分を踏まえ、本総合計画に掲げる各種施策を推進することにより、以下の都市構造の形成・維持をめざしていきます。



都市構造概念図

① 軸

まちづくりの骨格となり、道路体系の整備や土地利用の方向性を位置づけるものを「軸」と表現しています。

② 交流拠点

町内外の人々を集める魅力をもった葉山町の資源を「交流拠点」と表現しています。

③ ゾーン

将来的な土地利用の方向を示した区域区分を「ゾーン」と表現しています。

● 複合型住宅地ゾーン

海の存在、文化芸術等の集客施設の存在、商店街の存在を活かす住宅地

● 一般住宅地ゾーン

良好な低層住宅地の存在を活かす住宅地

● 田園住宅地ゾーン

農地と樹林地の存在を活かす住宅地

● 自然環境保全ゾーン

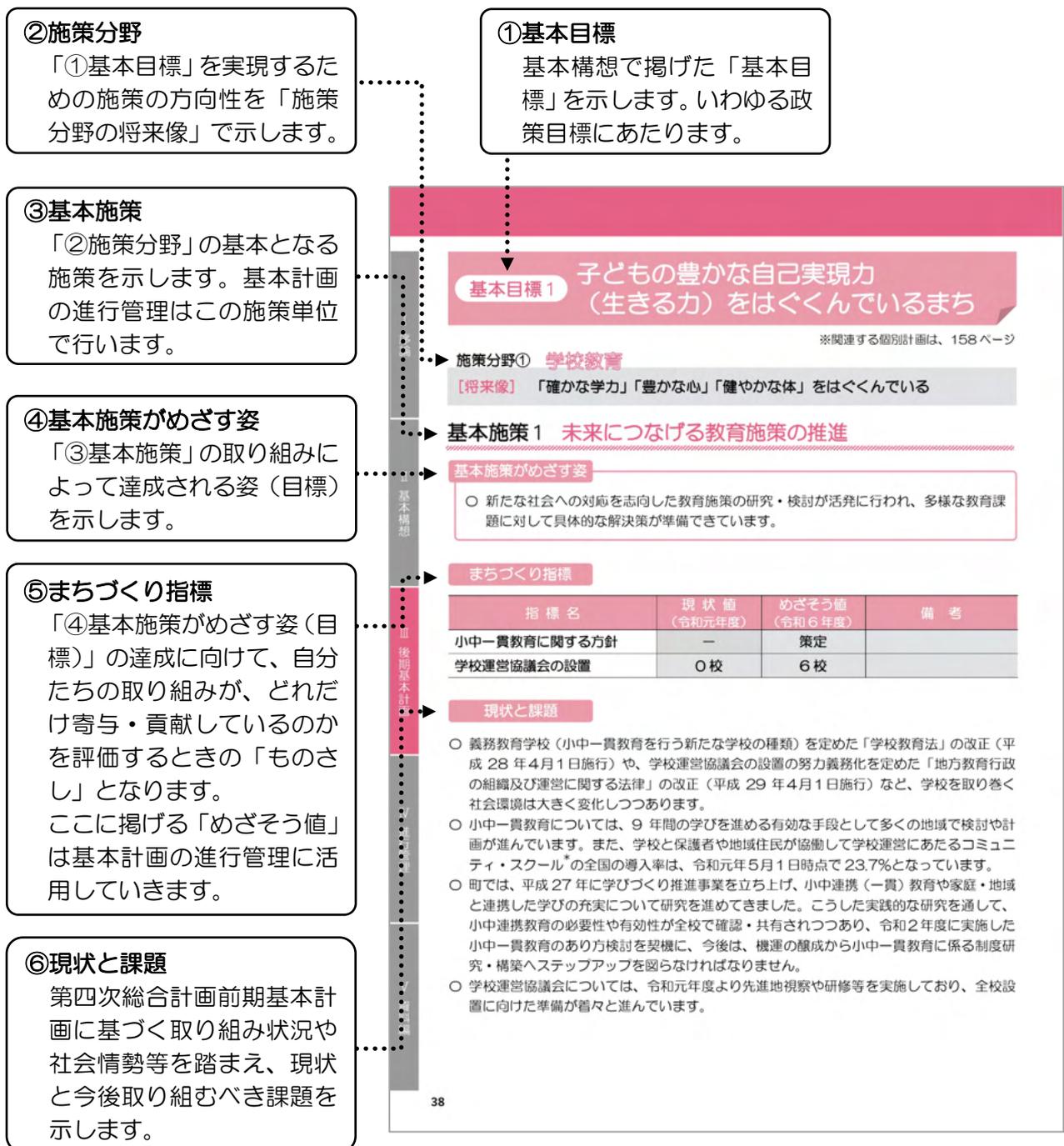
豊かな自然を保全し、その存在を活かす区域



Ⅲ 後期基本計画

基本計画書の構成

- 基本計画書は「①基本目標」「②施策分野」「③基本施策」「④基本施策がめざす姿」「⑤まちづくり指標」「⑥現状と課題」「⑦基本方針」「⑧具体的な取り組み（単位施策）」「⑨協働でできること」で構成されています。
- 「現状と課題」を踏まえ、将来まちがどのようなようになるかを「基本施策がめざす姿」として描き、その達成状況（成果）をあらわす目安として「めざそう値」を掲げています。



- また、この「基本施策がめざす姿」を実現するための方策（手段）として「基本方針」を示しています。
- さらに協働のまちづくりを推進していくため、町民と行政が協働で進められる取り組みを「協働でできること」として取り上げています。

III 後期基本計画

基本方針

○ 未来につなげる教育施策として、小中一貫教育と、コミュニティ・スクール化を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------|
| 単位施策 | 1 - 01 | 小中一貫教育の推進 |
|------|--------|-----------|

小中共同の授業研究や中学校教員の小学校への乗り入れなど、小中連携教育に関する実践的な研究を、学制の研究やカリキュラム・マネジメント*の開発にステップアップさせるとともに、「みんなの公共施設未来プロジェクト*」の進捗を踏まえながら、小中一貫教育を進める施設整備について検討します。

また、ステップアップした取り組みを推進する体制として、小中の教員が中学校区の単位で協議をする体制を構築し、研究の深化と成果のさらなる普及を図ります。

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 1 - 02 | 地域と共にある学校づくり |
|------|--------|--------------|

コミュニティ・スクール化に向けて、南郷中学校をパイロット校に位置付けて、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとともに、学校運営に関して意見を述べる学校運営協議会を設置します。また、小中一貫教育のあり方については、学校運営協議会において十分な協議がなされるよう積極的に働きかけます。

また、地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い参画を得て、地域全体で児童・生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」の中核となる「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を促進します。

協働でできること

○ 町は、学校教育目標を含む各校学校運営に関して「学校運営協議会」で協議します。



⑦基本方針

「④基本施策がめざす姿」を実現するために取り組む具体的な内容を示します。

⑧具体的な取り組み（単位施策）

「③基本施策」を構成する個々の具体的な取り組み（施策）を示します。

⑨協働でできること

「⑧具体的な取り組み（単位施策）」において町民と行政が協働で進められる取り組みを提案しています。

I 序論

II 基本構想

III 後期基本計画

IV 進行管理

V 資料編

基本計画の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 単位施策 |
|------------|---------------------------------------|------------------------------|--|
| I 序論 | 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち（P38） | 1 未来につなげる教育施策の推進（P38） | 1-01 小中一貫教育の推進 1-02 地域と共にある学校づくり |
| | | 2 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（P40） | 2-01 学びの研究と推進 2-02 情報教育の推進 2-03 町費教員等の配置 |
| | | 3 「豊かな心」の育成（P42） | 3-01 いじめ・問題行動への対応 3-02 不登校等に係る未然防止・早期対応 3-03 総合的な学習の時間や学校行事、教科横断的な学習活動の充実 |
| | | 4 「健やかな体」の育成（P44） | 4-01 健康・体力づくりの推進 4-02 おいしくて健康的な給食と食育 4-03 学校給食センターの整備 4-04 小学校給食施設の維持管理整備 |
| | | 5 多様なニーズに応じた支援の充実（P46） | 5-01 安心して学べる場の確保（一次支援） 5-02 教育相談体制の整備（二次支援） 5-03 関係機関等との連携（三次支援） 5-04 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する支援 |
| | | 6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実（P48） | 6-01 教員の働き方改革の推進 6-02 会議のあり方の見直し 6-03 教員の研修の充実 |
| | | 7 学びを支える学校環境の整備（P50） | 7-01 みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の整備 7-02 学校事務の適正執行と、施設設備の日常的な維持管理 |
| II 基本構想 | だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち（P52） | 8 生涯学習の振興（P52） | 8-01 学習機会の充実 8-02 生涯学習活動の場の提供 8-03 地域学校協働活動の推進 8-04 生涯学習環境の再構築 |
| | | 9 青少年の育成（P54） | 9-01 青少年の体験・交流機会の提供 9-02 青少年関係団体との連携強化 |
| | | 10 生涯スポーツ活動の推進（P56） | 10-01 生涯スポーツ活動の機会の充実 10-02 生涯スポーツ活動のための環境づくりの推進 10-03 生涯スポーツ活動の推進体制の再構築 |
| | | 11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用（P58） | 11-01 芸術・文化にふれる機会の提供 11-02 文化財の保護と活用 11-03 じおさい博物館（公園）の整備と活用 |
| | | 12 図書館サービスの充実（P60） | 12-01 魅力ある蔵書の構築 12-02 利用者に応じた読書活動支援 12-03 快適な読書環境の実現 12-04 学校図書館との連携と、長期的な保有・保全方針の検討 |
| | | 13 姉妹都市交流の推進（P62） | 13-01 国内姉妹都市との交流活動の推進 13-02 国際姉妹都市との交流活動のあり方検討 |
| | | 14 人権と平和の尊重（P64） | 14-01 人権尊重社会の形成 14-02 男女共同参画の推進 14-03 平和意識の普及・啓発 |
| III 後期基本計画 | 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができていくまち（P66） | 15 子ども・子育て支援の充実（P66） | 15-01 子育て支援サービスの充実 15-02 子どもの健やかな成長への支援 15-03 子育て家庭への支援 |
| | | 16 健康づくりの支援・推進（P70） | 16-01 自発的な健康づくりの支援 16-02 保健・予防対策の推進 16-03 保健センターの役割と取り組み 16-04 食育事業の推進 |
| | | 17 地域医療体制の充実（P72） | 17-01 かかりつけ医の普及・促進 17-02 救急医療体制の強化 17-03 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営 |
| IV 進行管理 | 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち（P70） | 18 地域福祉の充実（P74） | 18-01 身近な地域での支え合い活動の拡大 18-02 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大 18-03 地域福祉の推進体制の強化 |
| | | 19 高齢者福祉の充実（P76） | 19-01 地域包括ケアの推進 19-02 介護予防・生きがいづくりの推進 19-03 介護保険サービスの充実 |
| | | 20 障害児者福祉の充実（P78） | 20-01 相談支援の充実 20-02 就労の促進 20-03 地域での自立生活支援の充実 |
| V 資料編 | 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち（P70） | 16 健康づくりの支援・推進（P70） | 16-01 自発的な健康づくりの支援 16-02 保健・予防対策の推進 16-03 保健センターの役割と取り組み 16-04 食育事業の推進 |
| | | 17 地域医療体制の充実（P72） | 17-01 かかりつけ医の普及・促進 17-02 救急医療体制の強化 17-03 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営 |
| | | 18 地域福祉の充実（P74） | 18-01 身近な地域での支え合い活動の拡大 18-02 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大 18-03 地域福祉の推進体制の強化 |

人を育てる

暮らしを守る

| 基本理念 | 基本目標 | 基本施策 | 単位施策 |
|------------------------------------|--|---|--|
| 暮らしを守る(続き) | 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち (P80) | 21 緑の保全 (P80) | 21-01 緑の保全活動の促進・支援 21-02 有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護 |
| | | 22 循環型社会の形成 (P82) | 22-01 ごみの資源化・減量化の推進 22-02 ごみの安定処理 |
| | | 23 地球温暖化対策の推進 (P84) | 23-01 資源エネルギー対策の促進 |
| | | 24 公共下水道事業の推進 (P86) | 24-01 公共下水道の整備推進と普及・促進 24-02 公共下水道施設の適正な運営 |
| | | 25 合併処理浄化槽の整備 (P88) | 25-01 合併処理浄化槽の普及・促進 |
| | だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち (P90) | 26 消防・救急体制の確立 (P90) | 26-01 消防組織の強化 26-02 施設・設備の整備・充実 26-03 火災予防体制の強化 26-04 救急体制の強化 26-05 消防団の充実 |
| | | 27 災害に強いまちづくりの推進 (P92) | 27-01 防災意識の高揚と自主防災活動の促進 27-02 応急体制の強化 27-03 防災基盤の整備 27-04 複合災害への取り組み |
| | | 28 防犯・交通安全対策の推進 (P94) | 28-01 防犯対策の推進 28-02 交通安全対策の推進 |
| | | 29 各種相談体制の確立 (P96) | 29-01 相談体制の充実 29-02 消費生活問題への対応 |
| | 活力を創造する | だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち (P100) | 30 地域特性を生かしたまちづくりの推進 (P100) |
| 31 魅力ある公園の創出 (P102) | | | 31-01 地域のニーズに即した公園の創出 |
| 32 水辺環境の整備促進 (P104) | | | 32-01 河川の治水性の向上や自然環境等に配慮した川づくり |
| 33 計画的な幹線道路の整備 (P106) | | | 33-01 都市計画道路の計画的な整備 33-02 幹線道路の歩道空間の確保 |
| 34 安全で快適な町道の確保 (P108) | | | 34-01 町道の整備・維持管理 34-02 道路交通の安全確保 |
| 35 適切な橋りょうの維持管理 (P110) | | | 35-01 橋りょうの予防保全型管理の推進 |
| 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち (P114) | | 36 公共交通の環境整備 (P112) | 36-01 バス路線の充実 36-02 バスの利用環境の向上 36-03 交通計画策定に向けた取り組み |
| | | 37 農業・水産業・商業の振興と連携の促進 (P114) | 37-01 新たな担い手の確保 37-02 つくり育てる漁業の振興 37-03 葉山らしい“お店”が作る町のイメージアップ 37-04 葉山ブランドの発展 |
| 地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち (P116) | | 38 観光の振興 (P116) | 38-01 葉山らしいライフスタイルの発信 |
| みんなで作る | | 町民と行政の中にお互いを支え合う関係や情報の連携ができていくまち (P122) | 39 広報・広聴活動の充実 (P122) |
| | 40 協働によるまちづくりの推進 (P124) | | 40-01 協働推進のしくみづくり 40-02 非営利・公益的な活動への参加促進等の方策検討支援 40-03 町民活動の拠点の整備 |
| | 41 地域コミュニティの活性化 (P126) | | 41-01 地域コミュニティ活動への支援 |
| | 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち (P128) | 42 計画的な行政の推進 (P128) | 42-01 PDCAサイクルに基づく行政運営 |
| | | 43 行政組織の充実 (P130) | 43-01 効果的・効率的な組織体制の整備 |
| | | 44 人材育成・人材管理の充実 (P132) | 44-01 人材育成の充実 44-02 適正な人事管理の推進 |
| | | 45 健全な財政運営の維持 (P134) | 45-01 財源の確保 45-02 効果的・効率的な財政運営 45-03 分かりやすい財政状況の公表 |
| 46 公共施設の有効かつ適正な管理 (P136) | 46-01 公共施設の計画的な維持保全の推進 46-02 公共施設の統廃合に向けた検討 | | |
| 47 県・他自治体との連携・協力 (P138) | 47-01 効果的な連携・協力の推進 | | |

人・暮らし・活力づくり編



基本理念 1

“人を育てる” 葉山

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

〔将来像〕 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 1 未来につなげる教育施策の推進

基本施策がめざす姿

- 新たな社会への対応を志向した教育施策の研究・検討が活発に行われ、多様な教育課題に対して具体的な解決策が準備できています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|----|
| 小中一貫教育に関する方針 | — | 策定 | |
| 学校運営協議会の設置 | 0校 | 6校 | |

現状と課題

- 義務教育学校（小中一貫教育を行う新たな学校の種類）を定めた「学校教育法」の改正（平成28年4月1日施行）や、学校運営協議会の設置の努力義務化を定めた「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成29年4月1日施行）など、学校を取り巻く社会環境は大きく変化しつつあります。
- 小中一貫教育については、9年間の学びを進める有効な手段として多くの地域で検討や計画が進んでいます。また、学校と保護者や地域住民が協働して学校運営にあたるコミュニティ・スクール^{*}の全国の導入率は、令和元年5月1日時点で23.7%となっています。
- 町では、平成27年に学びづくり推進事業を立ち上げ、小中連携（一貫）教育や家庭・地域と連携した学びの充実について研究を進めてきました。こうした実践的な研究を通して、小中連携教育の必要性や有効性が全校で確認・共有されつつあり、令和2年度に実施した小中一貫教育のあり方検討を契機に、今後は、機運の醸成から小中一貫教育に係る制度研究・構築へステップアップを図らなければなりません。
- 学校運営協議会については、令和元年度より先進地視察や研修等を実施しており、全校設置に向けた準備が着々と進んでいます。

基本方針

- 未来につなげる教育施策として、小中一貫教育と、コミュニティ・スクール化を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------|
| 単位施策 | 1 - 01 | 小中一貫教育の推進 |
|------|--------|-----------|

小中共同の授業研究や中学校教員の小学校への乗り入れなど、小中連携教育に関する実践的な研究を、学制の研究やカリキュラム・マネジメント*の開発にステップアップさせるとともに、「みんなの公共施設未来プロジェクト*」の進捗を踏まえながら、小中一貫教育を進める施設整備について検討します。

また、ステップアップした取り組みを推進する体制として、小中の教員が中学校区の単位で協議をする体制を構築し、研究の深化と成果のさらなる普及を図ります。

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 1 - 02 | 地域と共にある学校づくり |
|------|--------|--------------|

コミュニティ・スクール化に向けて、南郷中学校をパイロット校に位置付けて、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するとともに、学校運営に関して意見を述べる学校運営協議会を設置します。また、小中一貫教育のあり方については、学校運営協議会において十分な協議がなされるよう積極的に働きかけます。

また、地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い参画を得て、地域全体で児童・生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」の中核となる「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を促進します。

協働でできること

- 町は、学校教育目標を含む各校学校運営に関して「学校運営協議会」で協議します。



基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

〔将来像〕 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 2 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

基本施策がめざす姿

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、全町立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業が行われています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|----------------------------|----------------|------------------|----|
| ICTを活用した授業づくり (研究授業の実施) | 年3回 | 年6回 | |

現状と課題

- 小学校においては令和2年度、中学校においては令和3年度より施行の「学習指導要領」では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、主体的・対話的で深い学びの実現が大きなテーマとなっています。
- 学習評価のあり方を通じて、児童・生徒の資質・能力が育成されているか、指導と評価の一体化が問われています。
- 町では、これまでも学びづくり推進事業や各種研究会において、授業改善に関する研究を進め、平成29年度の「9年間を見通した育てたい葉山の子ども像」の策定、令和元年度の「学びづくりハンドブック」の改訂等を通して、指導法の共有を進めていますが、研究成果の普及までには様々な工夫が必要であり、引き続き取り組みの充実を図らなければなりません。
- 情報教育については、学習指導要領において、情報活用能力が、言語能力や問題解決能力と並んで学習の基盤となる資質・能力に位置づけられ、ICT機器を活用した学習の充実が求められています。町では令和2年度に、「GIGAスクール構想^{*}」に基づき全児童・生徒に一人一台端末を整備するとともに「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を策定し、情報教育の充実を図っています。
- 教員の配置については、引き続き国及び県に充実を求める必要があると考えますが、町費による専科教員等の配置については、今や不可欠な取り組みであり、今後も引き続き、町費負担により配置を継続しなければなりません。

基本方針

- 新しい時代に必要となる資質・能力の育成に向け、全町立学校において、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 2 - 01 | 学びの研究と推進 |
|------|--------|----------|

各校における校内研究の充実が図られるよう、専門性の高い大学教授等の講師を派遣する校内研修や、拠点校での研究発表会を通して、授業改善を促進します。

また、各校において学校教育全体並びに各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、SDGs^{*}の視点を踏まえた授業が行われるよう支援します。

さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりがどう展開されているか、町内や保護者に向けた情報発信を行います。

| | | |
|------|--------|---------|
| 単位施策 | 2 - 02 | 情報教育の推進 |
|------|--------|---------|

国の教育改革に遅れることなく、町としてのICTを活用した教育のグランドデザインを描きつつ、「葉山町立学校における教育情報化推進指針」を踏まえ、情報モラル教育を含めた児童・生徒の情報活用能力の育成や、教科指導における日常的なICTの活用を推進するとともに、プログラミング教育の充実をはじめ、ICTを活用した授業実践の推進や教員のICT活用指導力の向上を図るために、県教育委員会等と連携して研修を実施します。

また、ICTを活用した授業の準備や操作支援、機材の保守等、教員の日常的なICT活用の支援を行うために、ICT支援員を配置します。

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 2 - 03 | 町費教員等の配置 |
|------|--------|----------|

定数配置される県費負担教職員に加えて、町費で、小学校の理科や中学校の英語の専科教員等を配置し、チームティーチングや少人数授業を行うことで、きめ細やかで、わかる授業を推進します。

小学校のできるだけ早い段階から英語に慣れ親しむとともに、中学校の英語教育の質を高めるために外国語指導助手を配置します。

蔵書や資料の整理、児童・生徒が本に親しむ環境づくりや読書相談等に対応するため、各校に1名ずつ、図書整理員を配置します。

小学校の水泳授業に水泳指導者、指導助手を、中学校の部活動に指導員を派遣します。

協働でできること

- 町は、新しい時代に必要となる資質・能力について、PTA 連絡協議会・PTA 研修会などで説明します。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 3 「豊かな心」の育成

基本施策がめざす姿

- 自己や他者を尊重する心を自ら育み、心豊かに共に育ち合い、高め合う児童・生徒の育成が図られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|------------------|----|
| いじめの未然防止、早期発見等のための指導主事の学校訪問 | 年3回/校 | 年6回/校 | |

現状と課題

- 国は、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定し、県が同年11月に「神奈川県いじめ防止基本方針」を改定したことを受け、町では平成30年度に「葉山町いじめ防止基本方針」を策定しています。
- 不登校やいじめについては、単に認知件数を減らせばよいという問題ではなく、未然防止、早期対応、深刻化を避けることが極めて重要であり、引き続き初期段階における施策を充実させることが大切です。
- 総合的な学習の時間や学校行事等については、特色のある学習を実践する機会として重要な役割を果たしていますが、一部では、学習全体の中で過度の負担が生じる恐れが指摘されています。なお、カリキュラム・マネジメント^{*}は、教科学習を含む全ての教育活動に関わるものですが、特に特別活動や総合的な学習の時間においては、必要な学習内容を改めて整理する必要があります。

基本方針

- 「豊かな心」の育成に向け、全町立学校において、道徳教育や人権教育をはじめとした様々な取り組みを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 3 - 01 | いじめ・問題行動への対応 |
|------|--------|--------------|

全教職員にいじめに対する共通理解を図るため、「校長会議」や「いじめ問題対策連絡協議会」等を通じて、「葉山町いじめ防止基本方針」の徹底を図ります。

また、道徳教育を要として学校教育全体で行われる道徳教育、人権教育において、豊かな心の育成を図りながら、いじめに対する批判的思考の涵養に取り組みます。

また、問題行動等の低年齢化に対応するため、スクールカウンセラー^{*}の派遣やスクールソーシャルワーカー^{*}の巡回等の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|------------------|
| 単位施策 | 3 - 02 | 不登校等に係る未然防止・早期対応 |
|------|--------|------------------|

不登校等に係る未然防止・早期対応の一環として、病気欠席以外の理由で月に3日以上欠席した児童・生徒に対して、学校と連携し、それぞれの実情に即した対応策を迅速に講じます。

児童・生徒、教職員、保護者等からの不登校に関する相談に対応する教育相談員（公認心理師）を配置し、来所相談や巡回相談を行います。また、教育支援教室（ヤシの実）に通室する児童・生徒や保護者へのケアの充実を図ります。

| | | |
|------|--------|------------------------------|
| 単位施策 | 3 - 03 | 総合的な学習の時間や学校行事、教科横断的な学習活動の充実 |
|------|--------|------------------------------|

総合的な学習の時間や学校行事については、各学校の特色を生かした教育課程の編成と、カリキュラム・マネジメントを支援します。

また、葉山の豊かで恵まれた自然や特色ある生活文化に触れ、その素晴らしさや大切さを学ぶ体験学習や、環境教育や人権教育など、教科等横断的な学習を充実するよう促します。

協働でできること

- 町は、職場体験学習等で地域の協力を積極的に求めます。
- 学校運営協議会との協働により、学校の課題解決に取り組みます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

【将来像】 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 4 「健やかな体」の育成

基本施策がめざす姿

- 自らの健康や体力について考え、望ましい生活習慣を選択できる児童・生徒が育成されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------------------|----------------|------------------|----|
| 「葉山町学校給食基本方針」に掲げた7つの方針に沿った取り組みの達成率 | 53% | 80% | |
| 完全給食実施状況 | 4校 | 6校 | |

現状と課題

- 「健やかな体」(たくましく生きるための健康や体力)は、運動習慣や食習慣など、生活習慣の影響をもっとも受ける部分です。学校・家庭・地域が連携し、個々の施策を児童・生徒の習慣につなげていくことが大切になります。
- 栄養の改善を主眼としていた学校給食に、近年では食育の観点が加えられています。食育の推進のほか、徹底した衛生管理、食物アレルギー対応、給食費の公会計化等、学校給食に求められるニーズは複雑化しています。
- 小学校では主食、牛乳、おかずからなる完全給食を実施していますが、中学校では牛乳のみのミルク給食となっています。全国の公立中学校の9割以上が完全給食を実施しており、小学校給食施設の老朽化への対応と併せて、中学校での完全給食実施が急がれます。

基本方針

- 「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」や「葉山町学校給食基本方針」に掲げる取り組みを、学校・家庭・地域と連携して推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 4 - 01 | 健康・体力づくりの推進 |
|------|--------|-------------|

体育や運動会・体育祭等の学校行事などを通して、児童・生徒の運動やスポーツへの興味・関心を高めるとともに、体力づくりを推進します。また、児童・生徒の健康状態の管理のため、適切に健康診断を実施します。

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 4 - 02 | おいしくて健康的な給食と食育 |
|------|--------|----------------|

「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」を参考に、「葉山町学校給食基本方針」に沿って、献立、調理の工夫をはじめ、地産地消の推進、衛生管理の徹底、学校給食費の公会計化などの取り組みを着実に実行します。

また、令和2年度に策定した「食物アレルギー対応指針」に基づき、アレルギー対応を徹底します。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 4 - 03 | 学校給食センターの整備 |
|------|--------|-------------|

小・中学校（小学校4校・中学校2校）における完全給食の実施と小学校給食施設の更新への対応として、学校給食センターを整備します。また、整備の際は、安全確保や防災機能を備えることに努めます。

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 4 - 04 | 小学校給食施設の維持管理整備 |
|------|--------|----------------|

学校給食センターが整備されるまでの間は、調理機器や施設の点検を定期的を実施し、適切な修繕を行うとともに、各種検査を実施し、衛生的な調理環境を確保します。

協働でできること

- 町は、地産地消を推進するほか、地域と連携して給食を「生きた教材」として活用します。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 5 多様なニーズに応じた支援の充実

基本施策がめざす姿

- 児童・生徒の多様な教育的ニーズに応える体制や場等が整い、だれもが安心して学べる機会が確保されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------|----------------|------------------|----|
| 中学生を対象とした通級指導教室の方針 | — | 策定 | |

現状と課題

- 町は、子どもたちが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つ教育の充実を図るとともに、必要に応じて小・中学校における特別支援学級、ことば・きこえの教室（小学校の通級指導教室）、ヤシの実教室（教育支援教室）といった安心して学べる場を選択できるようにしています。
- 近年の傾向として、通級指導教室の利用を希望する児童の増加や、中学生対象の通級指導教室のニーズの高まりなど、学習や発達に困り感を持ち、特別な支援を必要とする児童・生徒は少なくありません。
- 児童・生徒が抱える問題は潜在化・複雑化の傾向にあり、多様なニーズに応えるためには、学校内はもとより、学校と関係機関との連携・協働が重要です。
- 支援教育においては、個々のニーズを受け止め、支援が切れ目なく継続することに留意し、学校と学校を取り巻く関係機関の役割を、一次支援（学校における未然防止の取り組み）、二次支援（学校と関係機関等が協働した子どもたちの困り感への早期対応）、三次支援（支援方針に基づく関係機関等における個別の対応）の視点で対応することが課題になっています。
- ヤシの実教室については、令和2年の移転を契機に施設の充実を図ることによって、不登校児童・生徒にとって、よりよい環境づくりに努めているところです。
- 経済的理由により就学が困難な児童・生徒等に対しては、経済的な支援を継続し、教育の機会をしっかりと確保しなければなりません。

基本方針

- 支援教育の充実に向けて、児童・生徒の多様な教育的ニーズに応える体制を整備します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------------|
| 単位施策 | 5 - 01 | 安心して学べる場の確保（一次支援） |
|------|--------|-------------------|

小・中学校における通常学級、特別支援学級、ことば・きこえの教室の役割や支援の連続性等を踏まえ、言語障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等を抱える児童・生徒の学びの場として、ことば・きこえの教室の充実や、中学生を対象とした場の確保を検討します。

また、障害のあるなしに関わらず、特別な配慮を必要とする児童・生徒には、特別支援教育支援員の活用も含め、支援体制の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 5 - 02 | 教育相談体制の整備（二次支援） |
|------|--------|-----------------|

教育相談コーディネーター^{*}の加配を県に継続して要望するとともに、スクールソーシャルワーカー^{*}などの専門相談員の配置は継続します。

また、個々の案件は、ケース会議等を通して学校内で共有するとともに、必要に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図ります。

さらに、児童・生徒、保護者にとって、教育相談がより安心して利用しやすいものになるように相談内容や相談方法等に関する情報を積極的に発信します。

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 5 - 03 | 関係機関等との連携（三次支援） |
|------|--------|-----------------|

教育相談を通してアセスメントを行った後、個別の支援方針を立て、医療機関や相談機関、その他の外部機関に円滑につなぐための手立てを講じます。

不登校児童・生徒への対応としては、教育支援教室（ヤシの実）において、小集団での学習や活動を通じてコミュニケーション能力や社会性を育成し、学校への復帰や社会的自立に向けた、個々の実情に即した支援を行います。

| | | |
|------|--------|---------------------------|
| 単位施策 | 5 - 04 | 経済的理由により就学が困難な児童・生徒に対する支援 |
|------|--------|---------------------------|

「学校教育法」の規定に基づき、児童・生徒に対して学用品代や給食費等を援助するとともに、町立中学校へバス通学をしている生徒の保護者に、通学定期乗車券購入に係る費用の一部を助成します。

また、高等学校等における教育に関する経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費のうち授業料以外のものに充てるための奨学給付金を助成します。

協働でできること

- 町は、多様なニーズに応じた支援教育について町民の理解が深まる取り組みを進めます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

〔将来像〕 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 6 働きやすい環境づくりと指導体制の充実

基本施策がめざす姿

- 教員が生き生きと働くことができる職場環境が整うとともに、教員のキャリアアップが図られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|----|
| 1か月の時間外在校等時間 | — | 45時間以内 | |
| 1年間の時間外在校等時間 | — | 360時間以内 | |

現状と課題

- 学校現場では、教員の長時間勤務の深刻な実態があります。また、児童・生徒に関わる様々な業務を一手に担ってきたため、授業に関わる準備、学習評価など、児童・生徒に直接関わる時間が十分に確保できないという問題を抱えています。
- 町では、令和元年度に、「学校における日々の業務を見直し、整理及び改善を行うことで、教職員が、授業づくりをはじめ、児童・生徒に関わる業務に専念する時間を確保する」、「教職員一人ひとりが適正な休憩や余暇をとり、心身に健康で充実した生活を送ることで、心にゆとりをもって児童・生徒への指導・支援を行う」ことを目的として、「葉山町立学校における働き方改革推進指針」を策定しました。また、令和2年度には、出退勤管理や統合型校務支援システム^{*}等を導入し、教員の働き方改革を推進しているところですが、令和3年度以降も、教員の働き方改革に積極的に取り組まなければなりません。
- 教育委員会と学校、学校間においては、小中一貫教育や地域と共にある学校づくりや、複雑で困難な問題の解決に向けて、有機的な連携を図らなければならない機会が増えています。
- 激しく変化する時代の中で、教員に求められる資質・能力も高度化しつつあり、児童・生徒や保護者の要求も複雑で多様化しています。前述のとおり組織的に対応することも重要ですが、学びづくり推進事業や研修などを通して、教員個々の資質・能力を高めることは極めて重要な課題となっています。

基本方針

- 「葉山町立学校における働き方改革に向けた推進指針」に基づき、教員の働き方改革を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 6 - 01 | 教員の働き方改革の推進 |
|------|--------|-------------|

出退勤管理システムにより教員の勤務実態を把握し、業務内容の見直しや精選を行うとともに、統合型校務支援システムを活用し、教員の負担を軽減するなど、業務改善に向けた取り組みを推進します。

また、学習プリント等の印刷、配付準備、授業準備の補助、採点業務の補助など、児童・生徒に直接かかわる教育活動以外を行うスクール・サポート・スタッフを配置します。

| | | |
|------|--------|------------|
| 単位施策 | 6 - 02 | 会議のあり方の見直し |
|------|--------|------------|

「校長会議」を通して、教育委員会と学校、学校間の連絡調整を図るとともに、重要な政策や緊急事態に対しては、町として一致した対応を図るよう努めます。

教育委員会、学校管理職、教員等で構成する各種会議については、これまでの成果と課題を整理し、目的、所掌事項、構成員等について精選を行い、会議の統廃合、効率化、合理化を進めます。

社会からの様々な要求への対応策として、学校運営上の重要事項に関する企画立案等を行う「企画調整会議」を有効に機能させ、学校運営の円滑化を図ります。

| | | |
|------|--------|----------|
| 単位施策 | 6 - 03 | 教員の研修の充実 |
|------|--------|----------|

県などの関係機関と連携し、教員の計画的な研修を実施します。

喫緊の課題に対応するための教職員専門講座を設定し、授業改善、小学校英語や道徳の教科化、プログラミング教育、ICT 機器を活用した授業づくりや教育相談、問題行動等の対応等の研修を実施します。

協働でできること

- 町は、教員の働き方改革の必要性や効果について町民の理解が深まるような取り組みを進めます。

基本目標 1

子どもの豊かな自己実現力 (生きる力)をはぐくんでいるまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野① 学校教育

[将来像] 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をはぐくんでいる

基本施策 7 学びを支える学校環境の整備

基本施策がめざす姿

- 新しい時代に必要となる資質・能力を育む空間として、また、防災、地域交流の拠点として学校環境が整備できています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------|----------------|------------------|----|
| トイレ改修整備 | 2校 | 6校 | |

現状と課題

- 小・中学校は、昭和40年代から50年代の児童・生徒急増期に建築され、その老朽化対策が重要な課題となっています。また、これからの新たな取り組みの検討や学校施設の有効利用が求められます。
- 町では、公共施設の物理的・社会的な摩損に対処するため、令和元年度に「みんなの公共施設未来プロジェクト^{*}」を始動させています。学校施設は、公共施設全体の約6割の床面積を占めており、その再整備はプロジェクトの中核となっています。

基本方針

○「公共施設等総合管理計画第一次実施計画」に基づき、学校施設の修繕、改修を進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|------------------------------|
| 単位施策 | 7 - 01 | みんなの公共施設未来プロジェクトと連動した学校施設の整備 |
|------|--------|------------------------------|

町全体の公共施設の将来的なあり方を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症による税収入の状況と、景気回復の見通しを見極めながら、修繕やトイレ改修をはじめとした学校施設のバリューアップを厳選して実施します。

また、地震、台風、集中豪雨などの自然災害や、新型コロナウイルス感染症など、想定外の災害が相次いで発生していることを重く受け止め、避難所として地域住民を守ることができるように防災機能の強化を図ります。

| | | |
|------|--------|--------------------------|
| 単位施策 | 7 - 02 | 学校事務の適正執行と、施設設備の日常的な維持管理 |
|------|--------|--------------------------|

学校の運営管理に必要な経常的な事務を適切に行うため、予算の執行状況を確認するほか、学校事務全般を支援します。また、清掃業務、保守点検等の業務委託や、各種施設設備の修繕・工事を行い、施設設備を良好に維持管理します。

協働でできること

□ 町は、学校施設の整備や維持管理にあたり、学校、保護者、地域住民の意向把握に努めます。



町内の小・中学校施設

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 8 生涯学習の振興

基本施策がめざす姿

- 時代のニーズに応じた多様な学習機会が提供され、学びの成果が地域課題の解決や、地域コミュニティの活性化に生かされています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------|----------------|------------------|----|
| 生涯学習登録団体数 | 74 団体 | 80 団体 | |

現状と課題

- 少子高齢化やグローバル化などを背景とした社会状況の変化に伴い、現代的な課題に対する学習の役割が重要となってきています。学びの成果を生かし、まちづくりにつながる生涯学習社会の実現につなげていく取り組みが必要となっています。
- グループで自主的な生涯学習活動を行う場所として、学校施設開放と図書館附属施設の貸出を行っていますが、十分とは言えません。市民の生涯学習活動や様々な地域活動を行う場所を確保することが課題となっています。
- 「地域学校協働活動」を推進するため、平成 29 年 3 月に「社会教育法」が改正され、教育委員会による地域と学校との連携協力体制の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定の整備が行われました。
- 国では地域学校協働活動の一環として、すべての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるように、「新・放課後総合プラン」を掲げ、放課後児童クラブと放課後子ども教室をすべての小学校区で一体的に実施することを推奨しています。

基本方針

- 行政と町民・民間団体が効果的に協働しながら生涯学習を推進し、「学び」と「活動」が循環する仕組みづくりを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|---------|
| 単位施策 | 8 - 01 | 学習機会の充実 |
|------|--------|---------|

町民のニーズに即した学習情報・機会の提供に努めます。また、町民団体等が、これまで培ってきた知識や技術を生かして企画する講座など、町民相互がつながりながら学び合う仕組みをつくります。

産官学とも連携しながら、町民が、人権、男女共同参画、環境、消費者問題、地域防災・安全等の地域課題や現代的な課題の解決に関心を持ち、参画へとつながる学習機会の充実を図ります。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 8 - 02 | 生涯学習活動の場の提供 |
|------|--------|-------------|

町民が身近な場所で主体的に学習活動に臨めるように、図書館附属施設及び学校教育に支障のない範囲で学校施設を有効に活用します。

「みんなの公共施設未来プロジェクト^{*}」と連動しながら、生涯学習活動・町民活動の場所として、多くの公共施設が利用できるよう検討を進めます。

| | | |
|------|--------|-------------|
| 単位施策 | 8 - 03 | 地域学校協働活動の推進 |
|------|--------|-------------|

地域と学校がパートナーとして連携・協働して行う「地域学校協働活動」を推進するため、相互の連絡調整等を行う「地域学校協働活動推進員」を各学校区に配置します。

「みんなの公共施設未来プロジェクト」において掲げる方向性や、児童館・青少年会館に係る保全・保有の方針のもと、放課後児童クラブを設置する学校において、放課後子ども教室の一体的実施を目指します。

| | | |
|------|--------|------------|
| 単位施策 | 8 - 04 | 生涯学習環境の再構築 |
|------|--------|------------|

「学び」から「地域活動」につながる取り組みの充実を図るため、行政関係各課と具体的な検討を進め、町民の関心に応じた総合的・体系的な支援体制の再構築を図ります。

協働でできること

- 町は、町民・民間団体の学びの成果を地域活動に生かせるよう取り組みます。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和
[将来像] いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 9 青少年の育成

基本施策がめざす姿

○ 青少年のための施策の充実が図られ、町の将来を担う人材が育成されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------------|----------------|------------------|----|
| 「ジュニアリーダーズクラブ*」 の活動回数 | 30回 | 40回 | |
| 青少年体験・交流事業の定員 に対する参加者数の割合 | 96% | 100% | |

現状と課題

- 町は、様々な体験・交流事業を主催しているほか、「ジュニアリーダー」の育成、子ども会の活動の支援などを通して、子どもたちが心身ともに健康で人間性豊かに成長できるよう努めています。
- 核家族化や少子化、生活スタイルの変化などにより、異年齢交流や様々な体験活動を担う子ども会への加入者は減少傾向にあります。豊かな人間性を育むために必要な自然体験や社会体験の機会を提供し、関係団体等の活動を通じて行われる、青少年を育成するための取り組みを支援する必要があります。
- 町内には青少年の健全な育成を阻害する有害環境は少ないですが、「青少年問題協議会*」を通じて関係機関との情報共有を図り、「青少年指導員*」と協力しながらイベント等での啓発活動を行っています。

基本方針

- 青少年が豊かな人間性を育み、社会で生きる力を身につけながら健やかに成長できる環境づくりを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|----------------|
| 単位施策 | 9 - 01 | 青少年の体験・交流機会の提供 |
|------|--------|----------------|

青少年が社会を生き抜く力を身に付けるため、学校以外の場における自然体験活動や様々な交流活動の機会を提供します。

「ジュニアリーダー」の育成や、青少年が企画・運営に携わる成人式等の開催を通じて、青少年の自主的な活動を支援します。

| | | |
|------|--------|---------------|
| 単位施策 | 9 - 02 | 青少年関係団体との連携強化 |
|------|--------|---------------|

社会全体で青少年を取り巻く環境を整備するため、「青少年問題協議会」を通じて関係団体や関係機関との情報共有を図るなど、連携を強化します。

「青少年指導員」との協働により、青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めるとともに、子ども会など地域で活動する青少年関係団体の学校外活動を支援します。

協働でできること

- 町は、青少年関係団体との連携を図り環境づくりを進めるとともに、青少年の自主的な活動を支援します。
- 青少年関係団体は、各々の活動等の内容を理解し、相互連携を図ります。



ジュニアキャンプ



ジュニアリーダー養成講座

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

〔将来像〕 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 10 生涯スポーツ活動の推進

基本施策がめざす姿

- 市民の誰もが運動・スポーツに親しめる環境が整い、市民・団体等の自主的、積極的な活動が活発になっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------|----------------|------------------|----|
| 週1回以上運動・スポーツをする人の割合 | 51.7% | 65% | |
| 南郷上ノ山公園運動施設利用率 | 40.2% | 50% | |
| 「総合型地域スポーツクラブ*」 設置数 | 0クラブ | 1クラブ | |

現状と課題

- 「運動やスポーツに関するアンケート調査」では、回答した人の半数が週に1日も運動・スポーツ(1日30分以上)を行っておらず、しない理由として最も多いのは、「仕事や家事が忙しい」となっています。気軽に運動・スポーツに親しむ機会を充実することが必要となっています。
- 市民が運動・スポーツ活動を行う場所については、南郷上ノ山公園のほか、小・中学校のグラウンドや体育館を開放していますが、市民体育館をはじめ施設整備への期待は依然として高く、既存施設の計画的な維持保全と、将来的なスポーツ施設のあり方の検討が課題となっています。
- 国及び県では、地域住民が主体的に地域の運動・スポーツの機会を提供する「総合型地域スポーツクラブ」の創設を推奨しています。導入から20年以上が経過し、会員の確保、財源の確保、指導者の育成などの問題も指摘されていますが、県内では、令和2年1月31日時点で33市町村のうち27市町村で設置が進んでいます。こうした状況を踏まえれば、町においても「総合型地域スポーツクラブ」の創設を急がなければなりません。

基本方針

- 運動・スポーツに親しむ機会の充実を図るため、町民・団体等の自主的、積極的な活動を支援し、スポーツに親しめる環境づくりを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 10 - 01 | 生涯スポーツ活動の機会の充実 |
|------|---------|----------------|

葉山町体育協会が進めている、本町の実情に即した総合型地域スポーツクラブの創設にあたり、県体育センターと連携し、創設・運営に係る情報を提供するなどの支援を行います。

生活様式や行動様式に応じて運動・スポーツに親しめるように、スポーツ指導者による教室やストレッチ体操などをデジタルコンテンツ化して配信するなど、インターネットを活用した情報提供を推進します。

競技スポーツへの参加機会を提供するため、葉山町体育協会加盟団体が主催する町民大会等を支援します。また、トップアスリート等による技術指導や講演会を開催し、競技スポーツへの理解を深めます。

| | | |
|------|---------|----------------------|
| 単位施策 | 10 - 02 | 生涯スポーツ活動のための環境づくりの推進 |
|------|---------|----------------------|

南郷上ノ山公園運動施設や学校体育施設の利用条件等を見直し、効果的・効率的な活用を図るとともに、公共施設の将来のあり方を検討する中で、新たなスポーツ施設も併せて検討します。

地域の特性を活かし、年間を通して町民のだれもが気軽に行えるウォーキングや町民ニーズの高いマリンスポーツに触れあう機会を提供します。

地域のスポーツ情報が町民にわかりやすく簡単に入手できる広報はやまスポーツ版など新たな情報ツールを提供していきます。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 10 - 03 | 生涯スポーツ活動の推進体制の再構築 |
|------|---------|-------------------|

町民のライフステージに応じた生涯スポーツ活動の推進のため、スポーツ団体等との連携に加え、学校、町内（自治）会、企業、大学等と連携・協働の強化を図ります。

「葉山町スポーツ推進計画」を着実に推進するため、「葉山町スポーツ審議会」において、計画に対する評価を適切に行います。

スポーツ推進委員について、研修会等の実施によりスポーツ全般に係る指導者として育成するとともに、その人材確保に努めます。

協働でできること

- 町は、「総合型地域スポーツクラブ」の創設を支援し、地域住民主体による運動・スポーツの機会の提供を奨励します。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 11 芸術・文化活動の振興と文化財の保護・活用

基本施策がめざす姿

- 地域の文化財や豊かな芸術・文化活動が身近に感じられ、葉山らしい品格と郷土への誇りが育まれています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------|----------------|------------------|---------|
| 史跡「長柄桜山古墳群」の整備進捗率 | 78.2% | 100% | |
| しおさい公園入園者数 | 44,739 人 | 50,000 人 | |
| 福祉文化会館の公演・発表会回数 | 91 回 | 110 回 | |
| 福祉文化会館の鑑賞人口率 | 45.3% | 60% | 鑑賞者数/人口 |

現状と課題

- 芸術・文化活動については、毎年、町内団体等により「葉山文化祭」や「葉山芸術祭」などの大規模なイベントが企画・開催されており、今後も民間を主体にこうした事業が継続されるとともにさらなる発展が図られることが求められます。そのために、こうした事業に積極的に取り組む人材や団体のネットワーク化や若い世代の活動参加の促進、町外に向けた町の芸術・文化の発信をしていく必要があります。
- 町はこうした芸術・文化活動が円滑に実施できるよう、後援や共催を行うとともに、事業を実施するうえで不可欠な会場の提供や資金面などの支援を行っています。
- 平成 31 年 4 月 1 日付で「文化財保護法」が改正され、地域における文化財を総合的・計画的に保存・活用するための制度が整備されました。少子高齢化を迎える中、町内の文化財をまちづくりに生かしながら、地域社会全体で継承する取り組みが課題となっています。
- しおさい博物館（公園）の来館（園）者はここ数年増加傾向にあり、町民にも町外の人々にも利用され続ける博物館・公園の維持・充実を図り、ひいては町の魅力を高めることに努めなければなりません。

基本方針

- 町民が豊かな芸術・文化を身近に感じられる機会を提供するとともに、積極的に文化創造や継承に取り組むことができる環境整備を進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 11 - 01 | 芸術・文化にふれる機会の提供 |
|------|---------|----------------|

町民の自主的な芸術・文化活動を支援し、活動成果の発表を通じて町民同士が交流する機会を提供します。

福祉文化会館については、引き続き芸術・文化活動の場として活用します。

教育委員会が所蔵する、葉山にゆかりのある作者による美術作品展を定期的を開催し、町民が芸術作品に親しむ機会を提供します。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 11 - 02 | 文化財の保護と活用 |
|------|---------|-----------|

町内の貴重な文化財を調査し、新たな指定・登録を推進するとともに、指定文化財を将来にわたって保護するため、所有者・管理者に対し、文化財の適切な管理を奨励します。

逗子市と共同で国指定史跡「長柄桜山古墳群」の保存整備を進め、史跡の活用を推進します。また、小・中学校の学習に史跡や文化財の学びを取り入れ、地域の歴史や文化財に触れる機会を増やします。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 11 - 03 | しおさい博物館（公園）の整備と活用 |
|------|---------|-------------------|

葉山らしい海辺の景観を構成する風致公園であるしおさい公園は、関係機関と連携を図りながら、入園者が快適に利用できるよう効用の最大化を図ります。また、博物館資料の保存、調査、研究を通して、展示内容の充実や教育普及活動の推進を図り、葉山の自然環境を学ぶ機会を増やします。

協働でできること

- 町は、町内（自治）会、町民活動団体と連携、協力し、芸術・文化の振興や、文化財の保存・活用を進めます。
- 町は、発表機会の提供などを通じて町民の自主的な芸術・文化活動を支援していきます。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

〔将来像〕 いつでも学べる機会があり、感性を豊かにする環境が整っているまち

基本施策 12 図書館サービスの充実

基本施策がめざす姿

- あらゆる世代が読書に親しみ、楽しむ機会が提供され、地域の知の拠点として町民の主体的な学習活動を支える環境が整っています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------|----------------|------------------|---------------|
| 蔵書新鮮度* | 3.15% | 3.19% | 受入冊数/蔵書冊数×100 |
| 一人当たりの貸出冊数 | 4.66冊 | 5冊 | 貸出冊数/人口×100 |
| 館内配置の見直し | — | 完了 | |

現状と課題

- 人口減少・少子高齢化や情報化社会の進展などの社会変化に伴い、人々の生活スタイルが大きく変化しつつある中、図書館の入館者数は、平成20年度の16万人をピークに減少しており、ここ数年は、14万人前後を維持しています。
- 従来の貸出中心のサービスだけでなく、レファレンスサービス*や電子媒体の整備など、公立図書館に期待されるサービスの高度化が進んでいます。
- 本を借りたり読んだりする空間としてだけでなく、飲食や談話などの交流空間を備えたり、子育て施設が併設されたりするなど、「滞在型図書館」が注目を集めています。
- 人口減少や読書離れなどによる利用者数の減少が予測され、コンパクトな図書館運営が求められてもいます。昭和56年の開館から40年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。「みんなの公共施設未来プロジェクト*」と連動させながら、長期的な施設としての図書館のあり方について方針を示していく必要があります。

基本方針

- ニーズをふまえた図書館サービスを提供し、町民に親しまれる図書館運営に努めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 12 - 01 | 魅力ある蔵書の構築 |
|------|---------|-----------|

図書館資料の収集と整理に努め、蔵書の新鮮度を維持しながら魅力ある蔵書を構築します。民間企業等に、雑誌を図書館に提供してもらう「雑誌スポンサー制度」を広く周知し、図書館資料の充実を図ります。

他の公立図書館・大学図書館との連携を推進し、相互貸借などにより町民の利便性を向上します。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 12 - 02 | 利用者に応じた読書活動支援 |
|------|---------|---------------|

広く町民が図書館サービスを受けられるよう、利用条件の見直しを進めます。

「第二次子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域、小・中学校との連携を強化し、子どもの読書活動の推進を図ります。

大活字本やマルチメディアデジタル図書^{*}の計画的な蔵書に努め、高齢者や図書館の利用に障害のある方に対する図書館サービスの充実を図ります。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 12 - 03 | 快適な読書環境の実現 |
|------|---------|------------|

設備等の維持管理を適切に行いながら、快適な読書環境の実現を図ります。また、居心地のよい図書館と感じられるように、館内の施設配置の見直しを進めます。

図書館運営について、意見箱により利用者ニーズを把握するとともに、町民ボランティアの導入について検討します。

| | | |
|------|---------|---------------------------|
| 単位施策 | 12 - 04 | 学校図書館との連携と、長期的な保有・保全方針の検討 |
|------|---------|---------------------------|

令和2年度までの「町立図書館あり方検討委員会」での議論を踏まえて、学校図書館との連携を図りながら、より具体的な保有・保全の方針を検討します。

協働でできること

- 町は、読み聞かせ活動団体との連携を促進しながら子どもの読書活動を推進します。また、「雑誌スポンサー制度」の拡充や他の公立図書館・大学図書館との連携を進め、産官学連携による図書館サービスの充実を図ります。

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策 13 姉妹都市交流の推進

基本施策がめざす姿

- 草津町・ホールドファストベイ市との相互の人的・文化的交流が進み、町民が交流を通じて多くのことを学んでいます。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------------|----------------|------------------|---------|
| 草津町が姉妹都市であることの認知度 | 70.4% | 100% | 町民アンケート |
| 葉山町の国際化施策における国際姉妹都市交流の方向性 | — | 確立 | |

現状と課題

- 国内姉妹都市として、町では、両町を世に紹介したベルツ博士がとりもつ縁がきっかけで、昭和 44 年に群馬県草津町と姉妹都市提携を結び、平成 30 年に協定締結 50 周年を迎えました。スキーと水泳による定期的親善交流や草津町文化祭への町民の作品出品、町民の草津温泉宿泊助成や温泉バスツアーなどの交流事業や災害時に備えたデータ保管などの事務連携を行っており、今後も変わらぬ交流等を継続していく必要があります。
- 国際化施策の一環として、オーストラリアのホールドファストベイ市は、面積、人口が葉山町とほぼ同規模で、閑静な住宅が立ち並ぶマリリゾートの地という点でも似ていることから平成 9 年に国際姉妹都市提携を結び、学生相互交流や訪問ツアーを実施してきましたが、新型インフルエンザ問題や相互の財政事情などを受け、平成 22 年から交流が休止している状況です。
- 国際姉妹都市との交流については、自治体における国際化施策が交流から多文化共生へと変化する中、町においても、これまでの国際姉妹都市との交流をもとに、今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、国際姉妹都市交流の意義や目的を改めて整理し、今後の方向性を確立することが求められます。

基本方針

- 国内姉妹都市の魅力を町民が身近に感じられるような情報を積極的に発信するとともに、有意義な交流活動を推進します。また、国際姉妹都市交流が国際化施策に寄与していることが明らかにされています。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------------|
| 単位施策 | 13- 01 | 国内姉妹都市との交流活動の推進 |
|------|--------|-----------------|

50年を超える長い交流の歴史の中で培った草津町との友好を大切に、今後も継続的・発展的に交流を深めていけるよう、スポーツ交流を始め、様々な交流メニューを企画・立案し、推進していきます。

とりわけ、防災面では「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しており、今後においても相互応援体制のさらなる充実を図っていきます。

また、防災面での相互応援体制の強化などを目的として、町の風土や歴史的背景などにゆかりのある自治体との新たな国内友好都市のあり方について研究・検討します。

| | | |
|------|---------|--------------------|
| 単位施策 | 13 - 02 | 国際姉妹都市との交流活動のあり方検討 |
|------|---------|--------------------|

町の今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、今後の国際姉妹都市交流の方向性を確立します。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体と共に、文化・スポーツ活動などを通じて、姉妹都市との草の根的な交流を推進していきます。
- 町は、「葉山町国際交流協会」との協働により、町の今日的な国際化施策のあり方の検討を進める中で、今後の国際姉妹都市交流の方向性を確立します。



草津町親善水泳教室の様子

基本目標 2

だれもがいつでも学べ、交流し、
心身ともに豊かに暮らしているまち

※関連する個別計画は、158 ページ

施策分野② 生涯学習、生涯スポーツ、文化、交流、人権・平和

[将来像] いつでも学べる場と機会があり、感性を豊かにする環境が整っている

基本施策 14 人権と平和の尊重

基本施策がめざす姿

- 差別や偏見、いじめ、暴力がなく、一人ひとりがお互いを思いやり、認め合い、共に生きる平和な暮らし・社会を安定的に続けています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------------|----------------|------------------|---------|
| 身体的暴力以外もDVと認識している人の割合 | — | 100% | 町民アンケート |
| 平和標語コンクール (中学生対象)の応募件数 | 228点 | 300点 | |

現状と課題

- 私たちの周囲には、顕在化しないところでいろいろな差別や偏見に心を悩ませている人がおり、近年ではヘイトスピーチ（憎悪表現）や性的マイノリティ^{*}への差別や偏見など新たな人権課題が生じています。人権啓発事業として、講演会や展示会などの開催や、パンフレット等の配布などを実施しておりますが、今後も継続的に取り組み、人権意識の高揚を図っていくことが求められます。
- 性別に関わらず、それぞれの個性と能力を認め合い、尊重しあう男女共同参画社会の形成が求められています。「葉山町男女共同参画プラン」に基づき、社会の意思決定の機会への女性の参画の拡大や仕事と家庭生活の両立、男女共同参画教育、DV防止対策などを推進していくことが求められます。
- 町は、「葉山町非核平和都市宣言」を行うとともに、平和首長会議などにも加盟し、世界的な恒久平和を願い、様々な平和に関する啓発事業に取り組んでいます。しかし終戦から75年が経過した今日において、戦争を知らない世代が多数を占めるようになってきており、戦争の悲惨さや平和の大切さをどのように語り継いでいくかが課題となっています。

基本方針

- 人権尊重社会、男女共同参画社会、平和な社会の実現に向けて、町が一地方自治体として果たすべく役割を認識し、町民と共に協働で取り組みを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|-----------|
| 単位施策 | 14- 01 | 人権尊重社会の形成 |
|------|--------|-----------|

人権意識の啓発を図るため、研修会、講演会、展示会の開催やパンフレット等の配布などの啓発事業を実施します。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 14 - 02 | 男女共同参画の推進 |
|------|---------|-----------|

男女共同参画社会の形成と職業生活におけるさらなる女性の活躍を実現するため、意識啓発と実践活動を行い、DV 対策については地域の関係者や子育て関係機関、福祉事務所・警察・児童相談所など専門機関と連携し、未然防止と改善に取り組みます。

また、町職員の採用・育成や町が設置する審議会や委員会の委員についても、男女共同参画を推進します。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 14 - 03 | 平和意識の普及・啓発 |
|------|---------|------------|

平和標語コンクールをはじめ、様々な平和関連施策を引き続き推進するとともに、新たな事業メニューの導入を検討しつつ、平和意識の普及・啓発を図ります。

協働でできること

- 町は、町民と共に、人権、男女共同参画、平和、性的マイノリティに関して学び、差別や偏見のない社会の実現を目指します。

「思いやり 未来を織りなす 強い糸」

南郷中学校 2 年生 根岸 夏希 さん（令和 2 年度 葉山町平和標語コンクール 金賞作品）

基本目標 3

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野③ 子育て

【将来像】 子育てを地域みんなで支える中で、子どもがのびのびと育っている

基本施策 15 子ども・子育て支援の充実

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで子ども・子育て支援を行い、子どもたちがのびのび元気に育ち、保護者の育児不安への支援が十分にできています。
- 仕事と子育てを両立するための環境づくりを行い、安心して子どもを産み育てることができています。
- 発育・発達に不安のある子どもへの療育・支援をきめ細かく行い、一人ひとりの可能性を最大限に引き出しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|------------------|---------|
| 待機児童数 | 52人 | 0人 | |
| 子育て支援施策の満足度 | 30.8% | 70% | 町民アンケート |
| 学校内での放課後児童クラブ (学童クラブ) 実施 | 1か所 | 4か所 | |

現状と課題

- 核家族化の加速や女性の就業率の上昇などから、保育ニーズが高まっており、幼稚園、保育園の確保や一時預かり、病児保育等の多様な保育ニーズに対する支援サービスの充実が求められています。また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や小学校就学後の放課後対策、発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実が求められています。

基本方針

- 家庭、教育・保育施設、地域が連携し、子どもたちの健やかな育ちと、安心できる子育ての環境づくりを推進していきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|--------|--------------|
| 単位施策 | 15- 01 | 子育て支援サービスの充実 |
|------|--------|--------------|

「第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画」を基に、仕事と子育ての両立を推進するとともに、待機児童の解消や様々なニーズに対応する子育て支援サービスの充実を図ります。

また、子育て支援センターや一時預かりの充実、病児・病後児保育の実施、楽しく利用できる児童館づくりに努めるとともに、学校内での放課後児童クラブ（学童クラブ）の実施、運営方法を検討し、放課後の居場所づくりの充実を図ります。

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 15 - 02 | 子どもの健やかな成長への支援 |
|------|---------|----------------|

子どもの健やかな成長の保障のため、健康診査、家庭訪問、健康教育、育児相談等の母子保健事業等の充実を図ります。

また、発育・発達に不安のある子どもたちへの乳児期からの一貫した支援のため、葉山町発達支援システムのきめ細かい推進に努めます。

育児不安の解消等に向け、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、地域での見守り合いや「要保護児童対策地域協議会」の活動などを通じ、児童虐待防止対策を推進し、子どもを守る地域ネットワークを強化していきます。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 15 - 03 | 子育て家庭への支援 |
|------|---------|-----------|

小児医療費助成やひとり親家庭等医療費助成、妊産婦健診費用補助など、子育て家庭の経済的負担に対する支援を行います。

協働でできること

- 町は、児童館や子育て支援センター等において、町民や町民活動団体が行う行事・イベントなどを支援していきます。
- 町は、発達障害に対する理解を深めていけるような場をつくります。



基本理念2

“暮らしを守る” 葉山

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

施策分野④ 保健

※関連する個別計画は、159 ページ

【将来像】 だれもがいつまでも心身ともに健やかで、元気に暮らしている

基本施策 16 健康づくりの支援・推進

基本施策がめざす姿

- 町民一人ひとりが自らの健康づくりに高い関心を持ち、楽しみながら健康づくり活動に取り組んでいます。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---|-------------------|------------------|--------------|
| 「1回30分以上の運動を週2回以上1年以上継続している人」(国保特定健診*問診項目)の割合 | 40.8% | 42% | 国保データベースシステム |
| 特定健診を受ける人(国保)の割合 | 28.0% (平成30年度) | 31% | 法定報告 |
| 「20歳時の体重から10kg以上増加した人」(国保特定健康診査問診項目)の割合 | 30.4% | 29% | 国保データベースシステム |
| 歯周病健診の受診率 | 8.4% | 10% | 実績報告 |

現状と課題

- 自発的な健康づくりを促すため、「第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画」に基づき、葉山体操の普及やウォーキングマップの作成などの運動習慣強化のための動機づけ支援を行いました。
- 生活習慣病の早期発見や重症化予防のために重要な各種検診や健康診査を実施し、併せて専門職による保健指導や健康相談を行い町民が検診(健診)の重要性を認識し、健康の自己管理ができるよう受診勧奨に努める必要があります。
- 新型インフルエンザや新型コロナウイルス等の新しい感染症や災害時の保健活動などに係る健康危機管理体制について、各医療救護所に医療資機材等を配備し可動性の充実を図るなど、今後も継続的な体制強化が必要です。
- 食育については、地域団体の食生活改善推進団体や学校との連携を強化し、情報発信などの各種取り組みを強化しました。

基本方針

- 町民自らが健康づくりを実践・継続できるよう、動機付けに重点を置きながら支援していきます。
- 新型インフルエンザ等感染症や災害発生時の健康危機管理体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 16 - 01 | 自発的な健康づくりの支援 |
|------|---------|--------------|

各種健康増進教室の実施や、町内6字分（木古庭・上山口・下山口・一色・堀内・長柄）のウォーキングマップの作成・配布及びマップを活用してのウォーキング教室の実施、健康増進施設利用補助事業による運動習慣の動機付け、保健師や管理栄養士による各種保健指導や地域活動等との連携等を通して「自分の健康は自分で守る」という意識の普及・啓発を図り、町民自身での健康づくりを推進します。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 16 - 02 | 保健・予防対策の推進 |
|------|---------|------------|

特定健診等の結果から町民の健康動向を把握し、重症化予防事業など効果的な保健事業の展開を図ります。また、自身の身体の変化や状態を把握し予防行動が取れるよう、各種健康診査やがん検診の受診勧奨と、その後の保健指導の充実に努めます。

感染症や災害時の健康危機管理については、平時から神奈川県鎌倉保健福祉事務所や、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」、「逗葉薬剤師会」など関係機関との連携に努め、体制整備を図ります。

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 16 - 03 | 保健センターの役割と取り組み |
|------|---------|----------------|

保健センターを保健活動の中心的な役割を担う施設として位置づけ、災害発生時等には救護所の拠点施設として機能を発揮するため、医療資機材の整備・充実に努めます。

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 16 - 04 | 食育事業の推進 |
|------|---------|---------|

町民が健全な心身を保ち、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるよう、保健・教育・産業など各部門で連携し、楽しく美味しく健康的な「食」についての情報発信と食育推進に努めます。学齢期に関しては学校給食との連携をより一層深め、食育推進を図ります。

協働でできること

- 町は、食生活改善推進団体など、地域団体との協働による食育推進に努め、町民一人ひとりが健康づくりに関心を持てるよう支援します。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑤ 医療

[将来像] だれもが安心できる医療体制が整っている

基本施策 17 地域医療体制の充実

基本施策がめざす姿

- 市民が身近な地域で、安心して適切かつ良質な医療を受けられる体制が整っています。
- 適正な医療受診を図れるよう、市民が健康の自己管理に努めています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|----------------------|-------------------|------------------|-----------------------|
| 逗子・葉山地区の在宅療養支援診療所*の数 | 21 | 25 | |
| 国民健康保険特定健診*受診率 | 28.0% (平成30年度) | 31% | 特定健診受診者数/ 特定健診対象者数 |

現状と課題

- 市内の医療機関は令和元年度末現在で、病院が1か所、一般診療所が17か所、歯科診療所が16か所あり、初期医療は概ね充足しています。また、平日夜間と休日昼間の一次救急医療は、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」及び「逗葉地域医療センター」の協力により対応しています。二次救急は、「逗葉医師会」、「横須賀市医師会」、「三浦市医師会」の協力により広域対応しており、今後も同様の体制が基本となります。
- 高齢化が進む中、在宅医療のニーズが高まっており、「逗子葉山地区医療保健福祉対策協議会」を通じて、医療・福祉・介護の連携強化のため、「逗子葉山地区在宅医療介護連携相談室」を立ち上げました。今後は「逗葉地区在宅医療介護連携相談室」による在宅医療介護体制の強化を図っていくことが求められています。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査、特定保健指導による疾病予防・重症化防止を推進していくことが重要です。

基本方針

- 疾病の状況に応じて適切な治療が受けられるよう、地域にある保健・医療・福祉資源を有効活用するとともに、病院や診療所等の医療機関相互関連と機能分担の促進、救急医療体制の充実に努めます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 17 - 01 | かかりつけ医の普及・促進 |
|------|---------|--------------|

町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」、「逗葉薬剤師会」、「逗葉地域医療センター」、介護保険事業所等と連携し、安心して在宅での療養や看取りができる体制づくりを進めていきます。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 17 - 02 | 救急医療体制の強化 |
|------|---------|-----------|

町民が緊急時でも安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、一次救急医療については、「逗葉医師会」、「逗葉歯科医師会」及び「逗葉地域医療センター」と、二次救急医療については、「逗葉医師会」、「横須賀市医師会」及び「三浦市医師会」と連携を図りながら、夜間休日の救急医療体制の充実に努めます。

町民に対しては、周知活動などにより救急医療に対する正しい理解を深め、必要な救急活動が適切・迅速に行われるよう協力を求めています。

| | | |
|------|---------|---------------------------|
| 単位施策 | 17 - 03 | 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営 |
|------|---------|---------------------------|

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知による啓発活動、資格や給付の適正化を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険事業費の低減を図ります。

協働でできること

- 町民は、自らの健康について、かかりつけ医など専門職に相談し、専門職からの助言・指導を守ります。町は、ジェネリック医薬品の選択や救急車の適正利用を促すなど、町民に対し地域医療の確保に向けた啓発を行います。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑥ 福祉

[将来像] 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 18 地域福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 子ども、高齢者、障害者など地域に暮らす誰もが、孤立することなく、日頃から、相互に支え合って暮らしています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------|----------------|------------------|----|
| 小地域福祉活動推進組織*数 | 5 団体 | 8 団体 | |
| ふれあいいきいきサロン* 団体数 | 17 団体 | 19 団体 | |
| 社会福祉ボランティア団体数 | 48 団体 | 60 団体 | |

現状と課題

- 日々の生活で困りごとに直面した時、まずは個人や家庭で解決にあたる「自助」、それが難しい時は地域の身近な人たちで助け合っていく「共助」が生活の基本です。
- 子育てや介護のように以前は「自助」や「共助」で対応していたものであっても、少子高齢化や核家族化の進展や生活様式の変化等により、行政が「公助」として関与するようになったものもあります。
- 地域の生活課題を解決していくためには、地域で育まれてきた「自助・共助」による支え合い・助け合いの力を強化し、「公助」との両輪で支援が必要な人を支えていくことが、いつまでも住みよい町であり続けるためには欠かせません。

基本方針

- 町民一人ひとりと、町内（自治）会などの地域団体、ボランティア団体、社会福祉協議会など各種組織・団体、さらには行政機関が連携し、みんなで支え合う地域福祉を推進していきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|------------------|
| 単位施策 | 18 - 01 | 身近な地域での支え合い活動の拡大 |
|------|---------|------------------|

東日本大震災等の災害により、地域で支え合うことの重要性が再認識される中、日頃からのあいさつ・声かけ、近所づきあい、地域での繋がりを深めるとともに、町内（自治）会など地域団体を主体とした「小地域福祉活動推進組織」を設置し、地域福祉を推進します。

| | | |
|------|---------|-----------------------|
| 単位施策 | 18 - 02 | 福祉意識の啓発とボランティアへの参加の拡大 |
|------|---------|-----------------------|

福祉意識の啓発を強化するとともに、ボランティアへの参加の拡大を働きかけます。

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 18 - 03 | 地域福祉の推進体制の強化 |
|------|---------|--------------|

地域福祉の主要な推進主体である「社会福祉協議会」とともに、「葉山町地域福祉推進プラン」などをもとに、「民生委員児童委員協議会」、町内（自治）会、「ボランティア連絡協議会」、老人クラブなど地域の各種団体と連携し、地域福祉を推進する体制の強化を図ります。

また、地域福祉活動に参加する担い手の発掘と育成を行います。

協働でできること

- 町民や福祉団体・組織等は、自主的に地域福祉活動を推進し、町は、その活動が発展していくよう支援します。
- 町は、「社会福祉協議会」と協働で、引き続き民間の空き家等を活用した福祉活動の場の創設のため、空き家所有者に働きかけます。



地域で行われているサロン活動

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159 ページ

施策分野⑥ 福祉

〔将来像〕 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 19 高齢者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 高齢者が介護予防や生きがいづくりに精力的に取り組むとともに、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------------------|----------------|------------------|----|
| 普段、自分が健康と思うと 考えている人の割合 | 83.3% | 85% | |
| 地域住民主体の通いの場による 「貯筋運動」参加延べ人数 | 13,008 人 | 14,000 人 | |

現状と課題

- 町の65歳以上高齢化率は31.7%（全国平均29.1%、神奈川県平均26.1%）と高い地域ではあるものの、要支援・要介護認定率は、17.0%（全国平均18.5%、神奈川県平均17.6%）と低く、比較的自立度の高い高齢者が多くなっており、これは町民アンケートの結果によるまちづくり指標にも表れています。
- 要支援・要介護認定率は近年上昇し続けていることから、介護予防のより一層の推進が必要となっています。
- 高齢者の健康寿命の延伸を図るとともに、介護が必要な状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護保険サービスや高齢者福祉サービスを確保し、要支援・要介護状態になることの予防や進行を遅らせる取り組みを推進していくことが求められます。

基本方針

- 地域包括支援センター*と連携し、高齢者を地域で支える「地域包括ケア」を推進していきます。
- 介護予防・生きがいを推進し、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 19 - 01 | 地域包括ケアの推進 |
|------|---------|-----------|

地域包括支援センターと連携し、高齢者の状態に応じて適切な支援を行うとともに、見守りネットワークの維持・強化を図り、いつまでも地域で安心して暮らし続けられる町ならではの「地域包括ケア」を推進します。

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 19 - 02 | 介護予防・生きがいの推進 |
|------|---------|--------------|

認知症予防教室、介護予防教室、認知症講演会など、介護予防事業の充実を図っていくとともに、老人クラブなど関係団体等と連携しながら、生きがいづくり事業を展開します。

| | | |
|------|---------|-------------|
| 単位施策 | 19 - 03 | 介護保険サービスの充実 |
|------|---------|-------------|

高齢化の進展に伴い介護保険サービスへの需要はますます高まっていくことから、在宅サービスを中心としてニーズに応じた介護サービスの充実を図ります。

協働でできること

- 町は、行政主体の公的なサービスだけでなく、地域住民主体の「共助」による助け合いを支援し、地域包括ケアシステム*の構築を目指します。



地域のサロンで行われる貯筋運動

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち

※関連する個別計画は、159,160 ページ

施策分野⑥ 福祉

〔将来像〕 支え合いによって、すべての人が安心して暮らしている

基本施策 20 障害児者福祉の充実

基本施策がめざす姿

- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して自分らしく暮らしています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------------------------|----------------|------------------|--------------------------------|
| 「葉山町自立支援協議会」が開催する地域生活を考える交流会の参加者延べ数 | 0人 | 250人 | 例年1回実施だが新型コロナウイルスの影響で令和元年度は未実施 |
| 手話奉仕員養成講座及び手話講習会への受講者延べ数 | 23人 | 183人 | |
| 障害者就労施設等からの物品等の調達実績 | 1,458,861円 | 2,350,000円 | |

現状と課題

- 平成18年に「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の3障害共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行をめざした取り組みを推進してきました。
- 「障害者自立支援法」は平成25年に「障害者総合支援法」に移行し、相談支援の強化や障害児支援の強化が推進されています。今後も、同法に基づくサービスを充実していくことが求められます。
- 障害者は、一人ひとり、障害の状況や生活課題が異なります。きめ細かく支援ニーズに対応し、地域でいつまでも自立した生活が送れるまちづくりを進めていく必要があります。
- 家族の高齢化や親亡き後の将来に不安を抱える人も多くなっており、こうした不安を解消する取り組みが求められます。

基本方針

- 障害のある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支え合い、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 20 - 01 | 相談支援の充実 |
|------|---------|---------|

必要な情報を必要な時に提供し、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の充実を図るとともに、一人ひとりに応じた適切なサービスやライフステージに応じたきめ細かなサービスが提供できるよう、相談支援の質の向上を図ります。

| | | |
|------|---------|-------|
| 単位施策 | 20 - 02 | 就労の促進 |
|------|---------|-------|

働く意欲のある人が可能な限り就労し、働き続けることができるよう、一般就労^{*}やそれに結びつけるための就労支援、さらには福祉的就労^{*}の場の充実を図ります。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 20 - 03 | 地域での自立生活支援の充実 |
|------|---------|---------------|

地域の中に居場所を見い出し、いつまでも自分らしく安心して暮らせるよう、日中活動の場を提供する福祉サービスやグループホームなどの住まいの充実を図るとともに、だれもが障害についての十分な理解を得られるよう、多様な媒体・機会を通じて啓発に努めます。

さらに、障害のある人もない人も、共に地域の中で学び育ち交流することで、ノーマライゼーション^{*}の理念を自然に身に付けていくことができるよう環境整備に努めます。

協働でできること

- 町は、地域での町民主体の障害者支援の取り組みをさらに支援していくとともに、地域生活支援拠点の一つである基幹相談支援センターと連携し「葉山町自立支援協議会」の運営を行っていきます。



葉山町地域活動支援センターポート

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160 ページ

施策分野⑦ 緑化推進

[将来像] 緑豊かな環境が保たれている

基本施策 21 緑の保全

基本施策がめざす姿

- 良好な緑が適切に保全され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|----------------------------------|--------------------|------------------|----|
| 民有緑地の保全契約面積 | 4.27ha | 現状維持 | |
| アライグマ捕獲数 タイワンリス捕獲数 イノシシ捕獲数 | 53頭 543頭 37頭 | 地域からの 排除 | |

現状と課題

- 町では、平成7年度に「葉山町緑の基本計画」を、平成17・28年度に同改訂版を策定し、風致地区や近郊緑地保全区域等の指定、民有緑地の緑地保全契約の締結などの手法により、緑の保全に努めてきました。今後も、関係団体や町民と協力しながら多様な手法を活用し、貴重な緑や里山等の自然環境を保全していく必要があります。
- 生態系の保全に向けては、葉山町は、トウキョウサンショウウオやヤマアカガエルなどの希少生物がいることで知られていますが、一方で、アライグマやタイワンリスなどの外来生物やイノシシ等の有害鳥獣の繁殖が生態系に影響を与えています。また、こうした外来生物や有害鳥獣は農業被害や生活被害を引き起こし、人的被害も懸念されるため、その対策を推進していく必要があります。
- 地域の実情に応じた森林整備などの促進のため、令和6年度から国税として森林環境税が課税されることになり、令和元年度から都道府県・市区町村に森林環境譲与税の譲与が始まりました。

基本方針

- 優れた緑の保全を推進するとともに、有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 21 - 01 | 緑の保全活動の促進・支援 |
|------|---------|--------------|

首都圏に残された貴重な緑という広域的な観点のもと、「葉山町緑の基本計画」や「葉山町森林整備計画」に沿った保全活動を推進し、森林環境譲与税の有効活用を検討します。

町有緑地については、危険木の伐倒、下草刈り、枝下ろし、松くい虫防除などにより、適切な管理を推進します。

民有緑地については、緑地保全奨励金、枯れ松防除補助金、いけがき設置等助成制度等の活用を促進し、緑を保全していきます。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 21 - 02 | 有害鳥獣の防除と在来希少生物の保護 |
|------|---------|-------------------|

生態系や生活、農業に影響を及ぼす外来生物や有害鳥獣の捕獲事業を推進するとともに、新たな被害の原因になり得るペットの飼育放棄などの防止に向けた啓発を進めます。また、在来生物の保護に努めます。

協働でできること

- 町は、町民やNPO等の協力を得ながら、緑地の維持管理を行うとともに、身近な生物の生息環境の観察など自然環境に関する活動についても、連携して進めていきます。
- 町は、町民や町内ボランティア団体と協働で、竹林などの整備や緑地の管理、間伐材の利用についての研究を進めていきます。
- 町は、町民と協働で、外来生物や有害鳥獣の捕獲事業、在来生物の保護を進めます。
- 町は、町民や関係団体等と協働で、棚田の復田等、里山の魅力を創造するための取り組みを推進し、自然環境の保全に努めます。



ボランティアとの協働による竹林整備の様子

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、160,161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成をめざした取り組みが、地域で浸透している

基本施策 22 循環型社会の形成

基本施策がめざす姿

- ごみの資源化・減量化の意識が高まり、町民一人ひとりがそれを実践し、適正に処理されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------|-------------------|------------------|----|
| リサイクル率 | 49.8% (平成30年度) | 67.6% | |
| クリーンセンター再整備事業 | — | 供用開始 | |

現状と課題

- 平成30年から町の可燃ごみ全量を逗子市で、逗子市のし尿・浄化槽汚泥を本町でそれぞれ処理しています。さらに令和2年度から町の容器包装プラスチック全量の処理を逗子市で開始しており、広域での連携を進めています。
- ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める戸別収集・資源ステーション収集を今後も効率的に行うことが求められます。また、導入から6年以上が経過し、社会情勢の変化や当時にはない製品等があることから、ごみの細かな分別等について臨機応変に対応していくことが求められます。
- 現クリーンセンターは竣工以来40年を超え、全体的に老朽化が進んでいます。現存施設については、現状に合わせ抜本的な再整備が必要です。また、生ごみは自家処理の普及により減少していますが、可燃ごみの更なる減量のためには、生ごみの分別収集による資源化が必要であると考えます。
- 令和6年度から稼働する予定の生ごみ資源化処理施設について、生ごみの収集方式や回数等について、町の地域特性に合った方式を研究していくことが求められます。
- リサイクル率について、当初のめざそう値45%は、町民の皆さんのご理解ご協力により令和元年度に達成しました。今後も引き続き、循環型社会の実現に向け、リサイクル率向上に努めていきます。

基本方針

- ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 22 - 01 | ごみの資源化・減量化の推進 |
|------|---------|---------------|

ごみの発生抑制・資源化・減量化に向け、広報や回覧等を活用した啓発・情報提供や、町内（自治）会や資源回収業者と協働による説明会を開催します。

また、生ごみの分別収集実施に向けたモデル地区を選定し、先行実施を行いながら、町の地域特性に合った収集方式を検討します。

生ごみの自家処理の普及を図るとともに、単身世帯やマンション世帯などに見合った生ごみ自家処理容器の調査・研究を行い、さらに事業系一般廃棄物の削減に向け、事業者が生ごみなどのごみの資源化・減量化に一段と取り組めるような環境を整備します。

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 22 - 02 | ごみの安定処理 |
|------|---------|---------|

ごみの発生抑制・資源化・減量化を進め、可能な限り最終処分量を削減しながら、鎌倉市・逗子市との広域連携により、効率的かつ安定的な一般廃棄物の処理体制の構築のため、町民の生活環境への影響を可能な限り少なくするようクリーンセンター再整備を令和 6 年度供用開始に向けて進めます。

協働でできること

- 町は、関係団体との協働により、生ごみ処理容器の普及や分別についてのチラシ作りなどに引き続き取り組みます。
- 町は、生ごみ分別のモデル地区において、先行実施を行った結果の意見や感想を地域住民から聞き取りを行い、町の地域特性に合った収集方式を検討します。
- 町は、資源物の集団資源回収を行っている町内（自治）会と実際に資源物の収集を行っている事業者とともに、その地区の住民に対して資源物の分け方などについての説明会を引き続き行います。



家庭での生ごみ処理容器の活用

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野⑧ 環境共生

【将来像】 環境共生型社会の形成を目指した取り組みが、地域で浸透している

基本施策 23 地球温暖化対策の推進

基本施策がめざす姿

- 行政・事業者・町民それぞれが、エネルギー使用量の無駄をなくすための方法を見出し、実践しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------------|----------------|------------------|-----------|
| 再生可能エネルギー*システム等設置補助金交付件数 | 19件 | 25件 | |
| 電気自動車等購入費補助金交付件数 | — | 10件 | 令和2年度から開始 |

現状と課題

- 平成28年に、日本を含む175の国と地域が、気候変動の脅威とそれに対応する緊急の必要性を認識し、温暖化に対して気温上昇を低い状態に保つ努力を追究することを目標とした「パリ協定」について署名し、気候変動対策に取り組んでいます。
- 日本でも、これまで感じたことの無い酷暑、台風の強力化、短時間における集中豪雨など、全国各地で気候変動に起因すると考えられる異常気象が多発し、これにより多くの被害が発生しています。町においても、令和元年の台風15号・19号により停電や断水、倒木などが発生し、町民の生活に大きな支障が生じました。
- 地球温暖化に起因する気候変動は、町にとっても大きな脅威であることを認識し、将来の町民に持続可能な社会を引き継いでいけるよう、これまでの取り組みを継続するとともに、他団体との連携や、町民に対する気候変動問題の周知・情報共有を強化する必要があります。
- SDGs*未来都市である神奈川県「プラごみゼロ宣言」に賛同し、令和元年10月から町独自の環境配慮の取り組み「はやまクリーンプログラム*」を開始しました。町役場では、プラスチックごみを削減する取り組みの一環として、職員にマイボトルの使用を呼びかけ、ペットボトルごみ排出量は1年間で削減率94%となりました。

基本方針

- 温室効果ガスの削減をめざし、町民と協働で省エネ・創エネ・蓄エネ化を推進していきます。

具体的な取り組み

単位施策

23 - 01

資源エネルギー対策の促進

「はやまクリーンプログラム」等、町が率先して、資源再生利用や省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、町民、事業者に対する情報提供や意識啓発を進め環境に優しいまちづくりを推進します。

「かながわ気候非常事態宣言」にも掲げられている脱炭素社会の実現に向け、太陽光パネル、エネファーム、蓄電池を含めた再生可能エネルギーシステムの設置に対する補助、電気自動車の購入に対する補助を行い、多くの町民が資源再生利用や省エネルギーを推進するよう働きかけます。

協働でできること

- 町は、町民・事業者が再生可能エネルギーの利用を推進するために、省エネ・創エネ・蓄エネの設備やシステム等の町内への普及を補助制度等で支援します。
- 町は、「はやまクリーンプログラム」に基づき、一人ひとりができることから環境問題に取り組めるよう啓発します。



マイボトルを推進して町施設に給水機を設置



プラごみゼロに向けて
「はやまクリーンプログラム」を開始

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野◎ 水環境

〔将来像〕 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 24 公共下水道事業の推進

基本施策がめざす姿

- 公共下水道が整備されていることにより、川や海の水質保全が図られ、美しい水環境が守られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|----------|----------------|------------------|----|
| 下水道人口普及率 | 69.7% | 85% | |
| 下水道整備面積 | 374.7ha | 490ha | |

現状と課題

- 町の公共下水道は、快適な生活環境を確保するとともに、川や海の水質保全を図り美しい水環境を次の世代へ引き継ぐため、単独公共下水道として平成11年3月より供用を開始し、令和元年度末までの人口普及率は、69.7%となっています。
- 公共下水道の整備については、令和7年度までに市街化区域513haの整備概成を目指し、社会情勢や財政状況を考慮しながら未普及地域の解消に向けて事業を進めつつ、併せて町全体の公共下水道接続率を向上させる取り組みを進める必要があります。
- 下水道施設の老朽化については、今後改築・更新需要が大幅に増大していく傾向を踏まえ、令和2年度に策定するアセットマネジメント計画に基づき、膨大な下水道施設を限られた「ヒト・モノ・カネ」で適正に管理していきます。
- 東伏見台、パーク・ド・葉山四季、シーライフパークの3団地については、令和6年度に公共下水道区域とするため、葉山浄化センター及び葉山中継ポンプ場の既存施設を増設する必要があります。

基本方針

- 美しい水環境を守るために、公共下水道整備を計画的に推進し、適切な維持管理と計画的な改築・修繕事業を実施します。
- 「地方公営企業法」の財務規定等を適用したことにより、財務・財政の透明化や収支の適正化に努め、健全かつ持続可能な経営を目指します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|------------------|
| 単位施策 | 24 - 01 | 公共下水道の整備推進と普及・促進 |
|------|---------|------------------|

最少の経費で最大の効果を得られるようコストの縮減を行い、効率的かつ計画的に管路や施設の整備を推進し、整備面積を拡大します。

また、公共下水道処理区域内の未接続家屋に対する戸別訪問等による接続促進、処理区域隣接の私道に対する普及活動及び浄化センター見学会等による下水道PRを積極的に行い、公共下水道への接続率向上を目指します。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 24 - 02 | 公共下水道施設の適正な運営 |
|------|---------|---------------|

公共下水道施設の適正な管理に向けて、執行体制の確保（ヒト）、施設の維持管理や改築修繕（モノ）及び長期的な経営シミュレーション（カネ）を一体的に捉えたアセットマネジメント計画により、持続的な下水道事業の運営を計画的に進めていきます。

また、良好な水環境を未来の世代に引き継ぐため、より高い水質保全等を目指し、必要に応じて高度処理の導入を検討します。

協働でできること

- 町は、町民に対し、公共下水道の機能・役割を認識してもらえる情報を発信します。
- 町は、町民に対し、水環境の保全のため、供用開始後速やかに公共下水道への切り替えを促します。



葉山浄化センター

基本目標 5

豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野◎ 水環境

[将来像] 良好な水環境が未来の世代に引き継がれている

基本施策 25 合併処理浄化槽の整備

基本施策がめざす姿

- 合併処理浄化槽により、公共下水道区域外の生活排水が適切に処理されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---|----------------|------------------|-------------|
| 平成29年度からの単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への累計転換基数(市街化調整区域) | 82基 | 650基 | 平成29年度からの累計 |
| 合併処理浄化槽維持管理補助金の申請基数(市街化調整区域) | 100基 | 588基 | |

現状と課題

- 「生活排水処理基本計画」において、市街化調整区域は合併処理浄化槽整備区域とし、し尿と生活雑排水の両方を処理する合併処理浄化槽の普及を図っています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換を図る必要があります。
- 合併処理浄化槽への転換促進に向け、平成29年度より国や県の交付金・補助金だけでなく、町の単独費で転換に係る補助金の大幅な上乗せをしています。結果、上乗せ前は年に1~2件程度であった転換件数が平成29年度以降、年に約30件と増加しています。引き続き、「生活排水処理基本計画」の目標達成に向け、さらなる普及促進に取り組む必要があります。
- 浄化槽は、適正な維持管理のために、法定検査を受ける必要がありますが、その受検率は約25%と低い状況となっています。合併処理浄化槽維持管理補助金は法定検査を含む適正な維持管理をした町民が対象となるため、申請数を増やすことで法定検査受検率の向上を図る必要があります。

基本方針

- 市街化調整区域における生活排水処理対策として、合併処理浄化槽の普及促進、維持管理の啓発に努めていきます。

具体的な取り組み

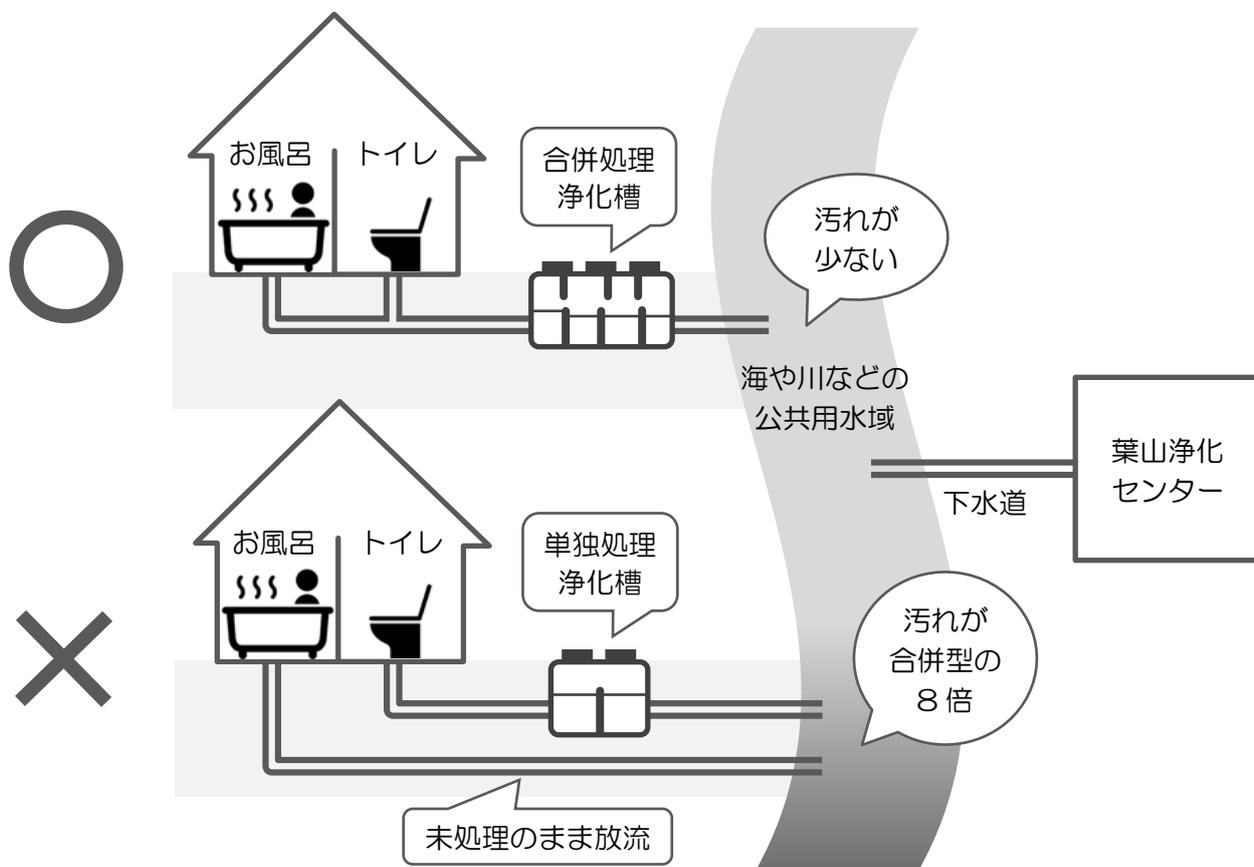
| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 25 - 01 | 合併処理浄化槽の普及・促進 |
|------|---------|---------------|

汲み取り便槽や単独処理浄化槽が川や海に与える影響、合併処理浄化槽の重要性等について、広報、ホームページ、戸別訪問及び説明会などを通じて啓発します。

また、合併処理浄化槽への転換費用の一部補助や、合併処理浄化槽の適正な維持管理に対する費用の一部補助を通じて、合併処理浄化槽の整備と適正な維持管理を図ります。

協働でできること

- 町が的確な情報を提供することにより、町民一人ひとりが、浄化槽の役割について十分に理解し、川や海の水環境の保全に努めることを促します。
- 町と町民は、油や雑排水など、河川に負荷を与える生活排水の発生抑制に努めます。



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が進むことで海や川などの自然環境が良好に保たれます

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、161 ページ

施策分野⑩ 消防・救急

[将来像] 生命や財産が守られ、だれもが安心できる消防・救急体制ができている

基本施策 26 消防・救急体制の確立

基本施策がめざす姿

- 複雑多様化・大規模化する火災・災害による被害を最小限に抑え、増大する救急需要に対応するため、町の規模に対して十分な消防力・救急力が整っています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------|----------------|------------------|--|
| 人口1万人あたりの出火率* | 2.3件/年 | 1.6件/年 | 現状値は平成27年から令和元年までの平均、めざそう値は令和2年から令和6年までの平均 |
| 消防団員の充足率 | 79.8% | 100% | |

現状と課題

- 住宅用火災警報器の設置率は毎年上昇傾向にあり、現在約80%を超える家屋に設置されていますが、火災を未然に防ぐためにも更なる普及啓発活動が必要です。
- 人口1万人あたりの火災件数（出火率）は、年により増減があるものの過去5年間平均でみていくと減少傾向にあります。火災がなくなるよう更なる防火に関する普及啓発活動が必要です。
- 少子高齢化や人口の減少、地域の安心・安全への意識の高まりなど、消防行政に対する市民の要求が多様化するとともに求められる水準も高くなってきています。
- 消防団員の被用者割合が増加傾向にあり、近年の就業形態の変化等により団員確保に苦慮していることから加入しやすい環境整備を進める必要があります。
- 常備消防は、複雑多様化する火災・災害、増加する救急需要に対応するため、業務の高度化・専門化が求められ、効果的・効率的な車両の整備・更新や消防組織体制の充実強化を図る必要があります。

基本方針

- 安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、多様化する火災、災害等に迅速・的確に対応できる消防・救急体制づくりを進めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 26 - 01 | 消防組織の強化 |
|------|---------|---------|

時代背景や町民のニーズを的確につかみ、より一層、安全で安心して暮らせるまちづくりのため、消防本部として目指す方向性を見定めながら、効率的な組織体制を構築するとともに人材育成にも積極的に取り組むことで人的組織力のより一層の向上を図ります。

| | | |
|------|---------|-------------|
| 単位施策 | 26 - 02 | 施設・設備の整備・充実 |
|------|---------|-------------|

少ない水で迅速・確実に消火できる圧縮空気泡消火装置の付いた消防車、高規格救急車、指揮車などの計画的かつ効果的な車両更新等を進めるとともに、資機材の配備や消防水利の充実を図ります。また、消防団の消防ポンプ自動車、可搬ポンプ等の資機材の更新、消防団員の装備の充実を図ります。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 26 - 03 | 火災予防体制の強化 |
|------|---------|-----------|

防火に関する啓発活動や指導を随時行い、火災予防を徹底します。

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 26 - 04 | 救急体制の強化 |
|------|---------|---------|

救命効果の向上を図るため、救急資機材の充実、救急隊員の知識・技術の向上、医療機関など関係機関との連携強化を図ります。

| | | |
|------|---------|--------|
| 単位施策 | 26 - 05 | 消防団の充実 |
|------|---------|--------|

消防団活動の一層の理解と協力をえるため、「消防団協力事業所表示制度」を推進し、地域における消防体制の充実強化を図ります。また、消防団員がより効果的な活動を行うため、消防本部と連携し大規模災害等を想定した組織相互の連携を構築するとともに消防団員に対する効果的な教育や訓練を実施し、地域における防災力向上を推進します。

協働でできること

- 町は、防火に関する啓発活動への町民の参加を促し、防火意識の向上を図ります。
- 町は、多くの町民が応急手当の技術を修得できるよう支援します。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、161,162 ページ

施策分野⑪ 防災

[将来像] 災害に強い、安全なまちになっている

基本施策 27 災害に強いまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 大規模災害発生時にも、迅速に対応できる体制が整っています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|----|
| 町内(自治)会等訓練回数 | 17回 | 28回 | |
| 防災メール登録件数 | 7,354件 | 17,000件 | |

現状と課題

- 東日本大震災や各地で頻発する豪雨災害の教訓、さらには南海トラフ巨大地震、首都直下型地震に関する新しい知見をもとに、平成29・30年度に「地域防災計画」を改定しました。この計画に基づき、甚大な被害をもたらす自然災害等に備えるため、町民一人ひとりの防災意識の高揚や地域の防災活動を通じて、町民と行政が一体となった地域防災対策を推進していく必要があります。
- 災害情報を町民に確実に伝えるために、防災行政無線をはじめ、登録制防災情報メールなど、複数の情報伝達手段を整備するとともに、それらについての周知を行い、より確実に町民へ情報伝達することが求められます。
- 被害想定に基づき、災害用備蓄食料等を計画的に整備するとともに、プライバシーに配慮した資機材の整備など、避難所の良好な生活環境の確保のほか、高齢者や障害者など要配慮者に対応した避難所の整備に努めます。
- 地震や風水害などの自然災害の同時発生や、感染症流行時における自然災害の発生など「複合災害」への対応が求められています。避難所の「感染症対策マニュアル」の整備をはじめ、民間施設を活用した避難者の受入れ体制の確保など、複合災害による被害の軽減に向けた対策を進めます。

基本方針

- 災害発生時の被害の半減を目標に、日頃から災害予防対策を進め、自助・共助・公助による適切な役割分担により、引き続き、地域防災力を高めていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 27 - 01 | 防災意識の高揚と自主防災活動の促進 |
|------|---------|-------------------|

地域住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るため、様々な手法を用いて啓発活動を推進します。また、防災訓練や資機材購入の支援、自主防災訓練奨励金制度の活用、「自主防災リーダー」の養成、「女性防火防災クラブ」への加入促進などを通じて、地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図っていきます。

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 27 - 02 | 応急体制の強化 |
|------|---------|---------|

大規模災害発生時に備え、人的・物的支援が迅速・的確に受け入れられるよう情報共有や各種調整等を行う体制を整備するとともに、町内事業所や近隣・遠方の自治体等との災害時応援協定の締結など、関係機関との連携強化に努めます。

また、各指定避難所に設置が完了している避難所運営委員会と連携・協力して、災害発生時に地域住民による主体的な避難所開設・運営を行う体制の充実を図るとともに、避難行動要支援者を関係機関が的確に把握し、迅速な避難誘導、避難所での適切な支援ができる体制づくりを進めます。さらに、ペット同伴の避難所運営の研究を進めます。

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 27 - 03 | 防災基盤の整備 |
|------|---------|---------|

防災行政無線の適切な保守運用に努めるとともに、補完手段である防災情報メールの登録等について周知を図ります。また、被害想定に基づき、防災資機材や液体ミルク等を含む備蓄食糧などの分散備蓄を行い防災基盤の充実・強化を図るとともに、プライバシーへの配慮など避難所の環境整備に努めます。

さらに、耐震補強や土砂災害防止対策について、関係機関と連携しながら事業を進めるほか、災害廃棄物処理体制について検討を進めます。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 27 - 04 | 複合災害への取り組み |
|------|---------|------------|

感染症拡大時における豪雨や台風などによる風水害や地震災害が重なる複合災害発生時における避難所運営のあり方の検討や環境整備を進めます。

協働でできること

- 町は、自主防災組織の防災訓練などへの積極的な参加を促進するとともに、各種マップなどの作成や改定にあたっては、地域住民の声の反映に努めます。
- 町は、各家庭・事業所による水や食料の適切な備蓄を促します。

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

[将来像] だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策 28 防犯・交通安全対策の推進

基本施策がめざす姿

- 地域ぐるみで防犯対策・交通安全対策を進め、犯罪・交通事故の発生が限りなく減少しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------------|----------------|------------------|----|
| 青色防犯パトロールの実施回数 | 35回 | 52回 | |
| 交通安全意識の普及啓発 (広報の実施回数) | 6回 | 12回 | |

現状と課題

- わが国の刑法犯の認知件数は、戦後最高であった平成14年の285万4,061件をピークに減少傾向にあり、平成30年には81万7,338件となっています。葉山町においても、平成16年の284件から令和元年には59件と減少しています。
- 犯罪発生件数減少の一方で、近年はインターネットを利用した犯罪や特殊詐欺（いわゆる「オレオレ詐欺」）など、犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、警察をはじめ、「防犯協会」など関係諸団体、家庭、学校、地域等と緊密な連絡体制を築き、犯罪の低減・撲滅に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 令和元年度の町の交通事故発生件数は114件で、平成29年から減少傾向にあります。しかし、狭あいで見通しの悪い道路が多いことや高齢化の進展もあいまって、交通安全対策はなお一層重要と言え、さらなる交通安全意識の普及啓発を図っていく必要があります。

基本方針

- 防犯・交通安全に関する情報の的確な提供とルール・マナーの啓発などにより、犯罪・事故の低減・撲滅を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 28 - 01 | 防犯対策の推進 |
|------|---------|---------|

時機をとらえた防犯情報の提供、青パトによる定期的な巡回、地域の防犯パトロールの支援など各種団体と連携した啓発活動を推進します。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 28 - 02 | 交通安全対策の推進 |
|------|---------|-----------|

交通安全キャンペーンをはじめ、自転車保険加入促進や高齢者ドライバーへの運転免許証自主返納、飲酒運転の撲滅など各種啓発活動を展開します。

協働でできること

- 町は、一人ひとりがルールやマナーを守り、地域での防犯活動・交通安全活動へ積極的に参加・協力していくことを促進します。
- 町と警察署や「交通安全協会」、「防犯協会」、町内（自治）会が連携して、防犯活動・交通安全活動に取り組みます。



交通安全キャンペーン

基本目標 6

だれもが生命と財産を守られ、
安全で安心して暮らしているまち

施策分野⑫ 防犯・交通安全・相談

〔将来像〕 だれもが日々の生活に心配や不安がなく、心穏やかに暮らしている

基本施策 29 各種相談体制の確立

基本施策がめざす姿

- 消費生活相談をはじめ、各種専門相談の体制を確保し、町民の生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------|----------------|------------------|----|
| 消費生活相談の開設日 | 月6回 | 週2回 | |
| チラシ等による消費生活情報の提供 | 不定期 | 年4回 | |

現状と課題

- 社会・経済の情勢が変化する中で、人に相談しにくいトラブルなどに悩む町民は少なくありません。また、経済的理由から、民間の相談機関に相談できないケースも多くあります。こうした時のセーフティネットとして、町では、消費生活相談、人権相談、行政相談、法律相談、教育相談など各種相談会を行っています。
- 複雑かつ多様化する生活課題に的確に対応していけるよう、ニーズの把握や情報収集も求められています。そのため、町職員だけでは、専門性、マンパワーに限界があることから、弁護士をはじめ、専門相談員に依頼して相談事業を展開しています。
- 令和2年9月に相手の立場に立った親身な相談窓口対応を目的として「おくやみサポート」制度を新設し、ご親族等がお亡くなりになった際に生じる煩雑な事務手続きをサポートするサービスを開始しました。

基本方針

- 町民ニーズに沿った相談事業を展開するとともに、問題の未然防止や解決のための情報提供の頻度を高めていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 29 - 01 | 相談体制の充実 |
|------|---------|---------|

生活課題の解決につながるよう、専門相談窓口を引き続き開設していきます。必要に応じて、関係機関等が実施する相談窓口の情報を提供します。また、「おくやみサポート」をはじめ更なる相手の立場に立った優しく、親身な窓口相談対応に努めます。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 29 - 02 | 消費生活問題への対応 |
|------|---------|------------|

消費者トラブルや被害を防止・解決するために消費生活相談や情報提供の充実に努めます。

協働でできること

- 町は、生活課題の解決のきっかけにつながるよう、町内（自治）会など地域団体に各種講座開催の呼びかけや、啓発チラシの配布などの情報提供を行います。



役場窓口での相談対応



基本理念3

“活力を創造する” 葉山

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑬ 土地利用

【将来像】 自然に囲まれた居住環境と緑が大切にされている葉山のイメージが保たれている

基本施策 30 地域特性を生かしたまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 地域の特性や地域住民のニーズに応じたまちづくりが推進されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------|----------------|------------------|---------|
| 地域まちづくり推進協議会* の認定数 | 5 団体 | 6 団体 | |
| 地域における土地利用規制の 満足度 | 54.4% | 60% | 町民アンケート |

現状と課題

- 地域まちづくり推進協議会の認定数については、町民のご理解ご協力により、めざそう値 5 団体を達成しました。今後も引き続き、地域まちづくりへの住民参加を推進していきます。
- 平成 28 年 1 月に改定された「葉山町都市計画マスタープラン」内の地域づくりの方針に従い、「海岸地域」「山手地域」「緑陰地域」の 3 地区それぞれの特性に合わせた発展と秩序ある整備を進めていく必要があります。
- 協働によるまちづくりの推進、開発事業の手続き、紛争の調整を柱とする「葉山町まちづくり条例」を施行し、これまでも運用上生じた課題に応じて規則の改正等により対応してきましたが、今後も関係各課と連携のうえ、より良い条例となるよう研究を進めます。
- 青い海や緑豊かな丘陵など四季折々に美しい変化を見せる自然景観、文化的な魅力を象徴する住宅景観や交流景観の保全に努めています。今後も、「葉山町景観計画」に基づき、葉山らしい景観の維持・保全に努める必要があります。
- 高齢者や障害者の社会参加などが進む中で、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザイン*のまちづくりについて研究を進めます。

基本方針

- 町民と協働で、都市計画や景観形成の新しいルール・計画づくりを進め、その計画に沿いながら、地域住民のニーズに応じた取り組みを推進します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 単位施策 | 30 - 01 | 地域特性に沿った土地利用の誘導 |
|------|---------|-----------------|

「葉山町都市計画マスタープラン」の方針に従い、町民との協働による地域まちづくりを推進するとともに、開発などが与える周辺環境への配慮についての研究を進めつつ、状況に応じた規則改正等により、まちづくり条例の適正な運用に努めます。

| | | |
|------|---------|----------|
| 単位施策 | 30 - 02 | 良好な景観の形成 |
|------|---------|----------|

美しい景観を維持・保全していくため、地域まちづくり推進協議会等の景観形成活動への支援、景観に関する規制誘導の推進に引き続き努めるとともに、屋外広告物の適正な規制誘導や無電柱化を道路管理者や電力会社、その他関係機関に要望するなど、良好な景観を整備・創出するための取り組みを推進します。

| | | |
|------|---------|---------------------|
| 単位施策 | 30 - 03 | ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 |
|------|---------|---------------------|

道路や公共施設など、公共空間のユニバーサルデザインについて研究を進めるとともに、民間施設についても同様に誘導する方策を検討します。

協働でできること

- 町は、都市計画、土地利用規制、景観形成に関する取り組みなど、地域レベルのまちづくりへの町民の主体的な参画・協力を促します。
- 町は、地域まちづくりを推進するため、町内（自治）会等と協働で地域まちづくり推進協議会の設立に向けて取り組むとともに、推進協議会の活動を支援します。



基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

【将来像】 やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策 31 魅力ある公園の創出

基本施策がめざす姿

- 地域住民のニーズにあった公園の利用方法や維持管理が行われ、多くの人から高い満足感が得られています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------|----------------|------------------|---------|
| 地域の身近な公園に関する満足度 | 40.4% | 50% | 町民アンケート |
| 公園整備計画の策定 | — | 策定 | |

現状と課題

- 町内には都市公園が7か所、児童遊園などの公園が62か所あり、一人当たりの公園数は県内で群を抜いて高い水準になっていますが、狭小な公園や施設が少ない公園も多く、地域による公園数の偏りもあり、身近な公園に関する満足度がめざそう値に到達しない原因となっています。
- 公園は、憩いの場としてだけでなく、町民活動の場や災害時の一時的な避難場所をはじめ様々な機能を有していることから、特色を生かした公園整備について検討する必要があります。検討に際しては、利用者によって公園へのニーズが異なることから、町内（自治）会等を窓口にして地域住民の要望を把握するとともに、必要に応じて管理協定の締結団体を増やし、細やかな公園管理を実施していかなければなりません。
- 公共施設の再整備等を実施するなかで、限られた財源を効率よく活用するため、公園の整備計画を作成し、利用頻度の低い公園については、その他の用途での活用や統廃合も検討していきます。
- 障害のある人もない人も、誰もが共に楽しめる公園づくりについて研究を進める必要があります。

基本方針

- 公園の整備・維持管理を計画的に進めるとともに、自然や緑を身近に感じることができ
る生活空間の創出に向けた取り組みを住民との協働により推進していきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 単位施策 | 31 - 01 | 地域のニーズに即した公園の創出 |
|------|---------|-----------------|

町内の公園について、多様な年代層の地域住民が理想とするあり方を把握するため、町内（自治）会等を窓口地域にニーズを汲み上げるだけでなく、町広報やホームページ、SNS*などを利用した情報収集についても検討を進めます。

また、町は、管理する公園の適切な維持管理に努めるとともに、合意形成が図られた地区では、地域住民との意見交換などを通じて、協働による維持管理のルールづくりを引き続き推進します。

協働でできること

- 町は、町民が地域の身近な公園のあり方を話し合う場に積極的に参画するよう促します。
- 町は、身近な公園を地域コミュニティの基盤として位置づけ、アダプトプログラム*などの手法を活用することにより、町民とともに主体的な利用や維持管理に取り組みます。



南郷上ノ山公園

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい
環境が整っているまち

施策分野⑭ 居住環境

[将来像] やすらぎとうるおいを感じることができる空間がある

基本施策 32 水辺環境の整備促進

基本施策がめざす姿

- 水辺環境の安全性が確保され、健全な生態系が保たれています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|---------|
| 河川の整備に対する満足度 | 39.1% | 45% | 町民アンケート |

現状と課題

- 河川の整備に対する満足度については、関係機関との連携により目指そう値を達成しました。今後も引き続き水辺環境の整備促進に努めます。
- 町内を流れる主要な河川である下山川と森戸川は、それぞれ河口から2kmの区間が県の管理する二級河川で、その護岸整備はおおむね完了しています。
- 町が管理している水路は、法定外公共物^{*}等として管理しています。
- 近年、大規模化・多発化する自然災害の状況を踏まえたさらなる安全性の向上や、自然環境等に配慮した川づくりに努めていく必要があります。

基本方針

- 水辺環境の治水性の向上や自然環境等に配慮した川づくりを図っていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|--------------------------|
| 単位施策 | 32 - 01 | 河川の治水性の向上や自然環境等に配慮した川づくり |
|------|---------|--------------------------|

河川・水路内の出水期前のパトロールを実施し、堆積物の除去や護岸の樹木伐採を実施するとともに、水路の氾濫防止対策を県とともに推進し、自然環境や社会環境、景観や水質、親水等に配慮した川づくりを進めます。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体との協働により、河川の清掃等の取り組みや不法投棄等の情報連絡の強化を推進します。



下山川支流 前田川



下山川

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑮ 道路環境

【将来像】 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策 33 計画的な幹線道路の整備

基本施策がめざす姿

- 都市計画道路の整備が、都市計画決定に即して着実に進んでいます。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------------|----------------|------------------|------------|
| 都市計画道路整備率 (事業主体：葉山町) | 80% | 85% | 整備済延長/計画延長 |
| 都市計画道路の未着手区間の延長 | 1,245m | 1,010m | |

現状と課題

- 町の道路の体系は、国道 134 号及び県道 27 号（横須賀葉山線）、県道 207 号（森戸海岸線）、県道 311 号（鎌倉葉山線）、県道 217 号（逗子葉山横須賀線・三浦半島中央道路）、横浜横須賀道路、逗葉新道などを幹線道路として形成されています。
- 都市計画道路は、人口増加、交通量の増大や市街地の拡大等、都市の成長を前提として計画され、これまで着実に整備を進めてきました。前期計画期間中には、一色下山口線の一部について整備を実施したほか、向原森戸線の一部についても予定路線用地の一部を取得しています。
- 都市計画決定されてから長い年月が経過しているにもかかわらず未着手となっている路線・区画もあり、計画に基づいた路線整備を進めていく必要があります。その一方で、町では平成 26 年 3 月に「都市計画道路の見直し方針」を策定し、平成 27 年 3 月には同指針に基づき 1 路線を廃止しています。今後も町を取り巻く情勢の変化を注視し、必要に応じて地域の実情に合わせた見直しを図る必要があります。
- 幹線道路の歩道部分が狭く、また電柱等により歩行者の通行に支障が出ている箇所もあり、改善が求められています。

基本方針

- 町内の都市計画道路の整備計画を策定し、都市計画道路の整備を着実に進めていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 33 - 01 | 都市計画道路の計画的な整備 |
|------|---------|---------------|

財政状況を考慮しながら、都市計画道路の具体的な整備に向けた検討を行い着実な整備を進めます。

また、民間の土地利用に伴い、まちづくり条例を運用する中で、都市計画道路の計画路線上の事前相談・申請等を行う事業者に対して、計画路線の用地の提供や、まちづくり条例に基づく道路の拡幅整備等を指導し、路線の整備に努めます。

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 33 - 02 | 幹線道路の歩道空間の確保 |
|------|---------|--------------|

幹線道路の歩道空間を確保するため、拡幅や無電柱化等を道路管理者・電力会社・その他関係機関に要望します。



都市計画道路（五ツ合森戸線）



都市計画道路（下山橋日影線）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい
環境が整っているまち

施策分野⑮ 道路環境

〔将来像〕 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策 34 安全で快適な町道の確保

基本施策がめざす姿

- 町道の安全性・快適性が確保されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------|----------------|------------------|---------|
| 道路の整備に対する満足度 | 33.8% | 50% | 町民アンケート |

現状と課題

- 道路の整備に対する満足度については、当初のめざそう値は町民の皆さんのご理解ご協力により令和元年度に達成しました。今後も引き続き安全で快適な町道の確保に努めていきます。
- 町道は、令和元年度末現在で路線実延長が約 153 km、舗装率は約 83%となっています。
- 車両が円滑に通行できる道路環境が求められると同時に、歩行者等の安全確保を図っていくことが必要です。

基本方針

- 町道を整備するとともに、適切な維持管理に努めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 34 - 01 | 町道の整備・維持管理 |
|------|---------|------------|

だれもが利用しやすい道路環境や車両の円滑な通行など、様々な面に配慮しながら、町道の整備・改良を進めていきます。また、快適な道路環境を維持するため、適正な維持管理に努めます。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 34 - 02 | 道路交通の安全確保 |
|------|---------|-----------|

歩行者等の安全な通行を確保するため、交通安全施設・設備の設置や維持管理を行います。

協働でできること

- 町は、町民や町民活動団体との協働により、道路環境向上のため、道路清掃等の取り組みを推進します。
- 町民は、側道線の摩耗など、道路（歩行者）安全上支障をきたす箇所を町役場へ連絡するなど、情報提供に積極的に取り組みます。



町道（水源地橋周辺）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

※関連する個別計画は、162 ページ

施策分野⑮ 道路環境

【将来像】 安全で環境に配慮した道路環境が整っている

基本施策 35 適切な橋りょうの維持管理

基本施策がめざす姿

- 町内の橋りょうの維持管理・修繕が適切に行われています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------------|----------------|------------------|----|
| 「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく修繕橋りょう数 | 10 | 21 | |

現状と課題

- 町が管理する橋りょうは令和元年度末現在で68橋あり、今後、老朽化に伴う維持管理費用はますます増大することが予想されています。
- 町では、平成31年3月に、予防保全の管理に力点を置いた「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画（第二期）」を策定し、補修の必要性等の調査や、必要な補修事業を進めています。今後も、既存の橋りょうの適切な管理に努めるとともに、財政状況を考慮しながら計画的な修繕を進めていく必要があります。
- 「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく修繕橋りょう数については、当初設定しためざそう値は財源制約の中で達成することができませんでした。今後は、日々の点検に基づき優先順位を明確にし、少しずつ着実に維持補修に努めます。

基本方針

- 「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、適切に橋りょうの維持補修を行います。

具体的な取り組み

単位施策

35 - 01

橋りょうの予防保全型管理の推進

「葉山町橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検と補修を繰り返し行い、安全性・信頼性を確保しつつ、費用の縮減と平準化を図りながら寿命を延ばしていく予防型の維持管理を行います。



しゅめりょう橋（下山口地区）



木古庭橋（木古庭地区）

基本目標 7

だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち

施策分野⑩ 公共交通環境

[将来像] だれもが使いやすい公共交通環境が整っている

基本施策 36 公共交通の環境整備

基本施策がめざす姿

- 通勤や通学、また観光などで葉山を訪れる人など、だれもが使いやすい公共交通環境が整っています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------------|----------------|------------------|---------|
| 公共交通の利便性に不満をもっている町民の割合 | 30.2% | 0% | 町民アンケート |

現状と課題

- 町には、鉄道がなく、JR逗子駅、衣笠駅、京浜急行逗子・葉山駅、汐入駅と町内を結ぶ路線バスが重要な交通手段となっています。多くの路線が1時間に2～6本程度運行しており便利ですが、道路渋滞による遅延の緩和やバス停から離れた地域の利用環境の向上が課題となっています。
- 路線バスの利用が不便な地域や、高低差があり高齢者のバス停までの移動が困難な地域の町民からの要請等により、事業者に対し、路線バスの新規路線の開設や運行本数の増便などの要望を行っていますが、運転員の不足や経営上の採算面などから、実現は大変難しい状況です。
- 今後、主要な公共交通である路線バスと新たな交通手段を組み合わせた町の交通計画の策定に向けて、関係者との協議の場を設けることが求められます。

基本方針

- 周辺自治体、事業者との連携、協力により、公共交通の利便性の向上に努めます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 36 - 01 | バス路線の充実 |
|------|---------|---------|

運行本数の維持を原則とし、ニーズを踏まえながら状況に応じて、バスの新たな運行路線や増便を事業者に対して引き続き要望していきます。また、JR逗子駅や京浜急行逗子・葉山駅周辺のバスの円滑な運行に向け、近隣自治体、事業者と連携し、方策を研究していきます。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 36 - 02 | バスの利用環境の向上 |
|------|---------|------------|

主要なバス停へのベンチ、屋根の設置等、利用環境の向上に向けた取り組みを関係機関とともに進めます。併せて、バスベイの整備についても、機会を捉えて関係機関へ要望します。

| | | |
|------|---------|----------------|
| 単位施策 | 36 - 03 | 交通計画策定に向けた取り組み |
|------|---------|----------------|

バス停から離れた地域などの地域交通の利便性を向上させる手段として、新たな交通手段の検討、導入を図るために交通事業者や関係機関との協議の場を設置し、交通計画の策定に向けた検討を進めます。

協働でできること

- 町は、渋滞緩和、温室効果ガス排出削減や地域交通の利便性を向上させる手段として、新たな公共交通機関の導入について、地域住民と検討します。



町内のバス停

基本目標 8

地域が元気や活力にあふれ、 生き生きとしているまち

※関連する個別計画は、163 ページ

施策分野⑰ 町内産業

【将来像】 地域産業が「葉山」というブランド力と結びつきながら、活発に活動している

基本施策 37 農業・水産業・商業の振興と連携の促進

基本施策がめざす姿

- 各産業間のつながりが深まることで、葉山の製品の魅力の相乗効果が発揮され、生産者の所得向上につながっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------|----------------|------------------|---------------|
| 直売施設利用者数 | 678,662 人 | 680,000 人 | 各直売施設への聞き取りなど |
| 新規就農者数(親元農家を除く) | 3 人/年 | 4 人/年 | |
| 新規創業者(創業)数 | 19 者/年 | 20 者/年 | |

現状と課題

- 農業は、野菜や果実、米作りが行われ、収穫物は加工品も含めて朝市や「ハマステーション」での直売、スーパーや飲食店等への直販、JAでの共同販売や自家消費などとなっていますが、生産者の高齢化に伴う後継者問題と休耕地の増加が課題となっています。また、「葉山牛」はブランド牛として広く認知されていますが、今後は消費者ニーズを踏まえた肉づくりに係る肥育法の研究と消費者拡大が課題です。
- 水産業は、いわし類、海藻類、貝類などを中心に漁獲していますが、資源の減少も進んでおり、稚魚や稚貝の放流を通じた作り育てる漁業の推進を図っていくとともに漁業の継続を支援する必要があります。
- 小売業などは減少傾向にありますが、老舗店舗などにより培われたイメージに魅力を感じ敢えて葉山に出店する店舗も多くあります。このような葉山ブランドが引き継がれるように、農業・水産業・商業が補い合う仕組みづくりが求められます。

基本方針

- 葉山ブランドの力を活かした産品を軸に、農業・水産業・商業が連携し、持続可能な産業づくりをしていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 37 - 01 | 新たな担い手の確保 |
|------|---------|-----------|

親元農家だけではない新たな就農者の確保に繋がる制度を広く周知します。また、休耕地から耕作地に戻すための支援策を検討します。

| | | |
|------|---------|-------------|
| 単位施策 | 37 - 02 | つくり育てる漁業の振興 |
|------|---------|-------------|

資源の増殖を図るため、漁業協同組合に対し、漁業の育成、稚魚・稚貝の放流などを支援していきます。

| | | |
|------|---------|-----------------------|
| 単位施策 | 37 - 03 | 葉山らしい“お店”が作る町のイメージアップ |
|------|---------|-----------------------|

町内の小売店、飲食店の情報を的確に発信することで、葉山ブランドを意識して移住、起業する事業者を商工会と連携し支援していきます。

| | | |
|------|---------|-----------|
| 単位施策 | 37 - 04 | 葉山ブランドの発展 |
|------|---------|-----------|

肉質の良い「葉山牛」の肥育に係る研究や消費者拡大に向けた取り組みなどの支援を継続します。

漁業従事者が安定した所得を得るため、魚価が向上するよう支援します。

地域産品の販売拠点となるハマステーションや朝市、地域特産品の開発拠点となる朝市農産物加工所の運営などの支援を継続します。

協働でできること

- 町は、農業協同組合、漁業協同組合、商工会をはじめ、町内の各種団体・事業所との協働により、研究開発、イベント・販売促進活動の展開、販売環境づくりを進めていきます。

基本目標 9

地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち

施策分野⑩ 観光の振興

【将来像】 葉山の魅力が十分に発信され、ゆったりとした時間が流れるような観光スタイルが整っている

基本施策 38 観光の振興

基本施策がめざす姿

- 恵まれた自然と一体となった様々な町民の営みが地域の魅力となり、多くの人が葉山を訪れています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|--------------------------------|----------------|------------------|----|
| 町の魅力発信サイト 「はやま life*」のアクセス数 | 5,775 件/月 | 6,650 件/月 | |

現状と課題

- 葉山町は首都圏の保養地として知られ、美しい海岸線や緑などの豊かな自然をはじめ、美術館やレストラン、町並みなどを楽しみに観光客が訪れています。
- 来訪者が将来的な移住者候補となることを想定し、町並みや地域のイベント等、住民が感じている葉山の魅力を伝えるなど、近隣市をはじめ首都圏在住者をターゲットにしたPRが必要です。
- 町には発信力のある著名人等が多く住んでおり、またメディアに取り上げられる機会も多くあります。これらの個人やメディア、さらには近隣自治体とつながって有機的にプロモーションすることが効果的です。
- 一部のマナーが悪い観光客により、住宅地でのごみの不法投棄や話し声の騒音などが恒常的に苦情として寄せられ、観光客がもたらす交通渋滞も課題となっており、こうした問題の解消が急がれています。

基本方針

- 町並み、地域イベントなどの地域資源を活用し、町民生活と一体となった観光振興を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 単位施策 | 38 - 01 | 葉山らしいライフスタイルの発信 |
|------|---------|-----------------|

案内看板、ガイドマップ、ホームページなどを相乗的に作用させることで、町に訪れる方が町民目線で葉山を感じられるようなメッセージを発信します。

これにより、ゴミの不法投棄などについて、来訪者が自分事としてとらえる機運を醸成し、将来の移住促進に繋がります。

協働でできること

- 町は、町民、観光協会、まちづくり協会及び商工会などの各種団体と協働して、地域イベントを継続開催し、地域活性化を図ります。



町の魅力発信サイト「はやま Life」

協働まちづくり編



基本理念4

“みんなでつくる” 葉山

施策分野⑩ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策 39 広報・広聴活動の充実

基本施策がめざす姿

- 有益な情報・重要な活動が町民に漏れなく伝えられ、町民と行政のコミュニケーションが図られています。
- 町民の意見をきめ細かく行政運営に反映しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|---------------------|---------------------------|------------------|----|
| 町ホームページへのアクセス 件数 | 158,717 件/月 (平成 30 年度) | 188,750 件/月 | |
| 新たな広聴システムの導入 | — | 1 件 | |

現状と課題

- 「広報葉山」の発行、町ホームページの構築、役場情報提供コーナーへの配架、広報板への掲示や、湘南ビーチFM、防災行政無線、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなど様々な広報媒体を活用して町政情報の広報を行っています。必要な人に必要な情報が漏れなく興味深く届くよう、内容の充実を図っていくとともに、利用者層を的確に捉えた新たな広報媒体の導入などの対応が求められています。
- 広報活動には、発信する側の「知ってもらいたい」という広報意識が不可欠です。行政全体が日頃から強く広報意識を持てるような取り組みが必要です。
- 広聴については、「町への提案」制度や、各種アンケート調査、審議会などへの町民の参加や公募、町民からの意見募集制度、さらには、直接、町民の声を聞くワーキンググループや住民説明会の開催などを通じて行っています。一方で、物言わぬ多数派、とりわけ若年層からの意見等を聴くことが困難となっています。今後、SNS^{*}など若年層に使われているアイテムを活用した広聴手段を導入することが求められます。

基本方針

- 町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声をきめ細かく行政運営に反映します。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 39 - 01 | 広報媒体の充実 |
|------|---------|---------|

町の主要な広報媒体である町公式ホームページについて、町民が求める情報を見やすく、わかりやすく、適時に発信できるよう内容の充実を図ります。

また、全国的に評価の高い「広報葉山」についても、引き続き、町民に関心の高いテーマについて特集するなど紙面の充実に努めます。

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 39 - 02 | 広報意識の醸成による情報発信の強化 |
|------|---------|-------------------|

職員全員が広報意識を持ち、町民が求めている情報を把握し、それを適切な形で提供できるよう、平成 27 年 3 月に策定した「広報の文章表現ガイドライン」に基づいて情報発信に努めます。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 39 - 03 | 新たな広聴手段の研究・導入 |
|------|---------|---------------|

「町への提案」など普段から広聴の機会づくりの充実に努めるとともに、町の重要な意思決定までのプロセスに、住民説明会などを通じたきめ細かな広聴活動に努めます。

また、これまでの広聴活動の手法に加え、若年者が意見等を出しやすい SNS を活用した広聴システムを研究し、導入します。

協働でできること

- 町は、「広報葉山」の特集記事の編集などにあたり、多くの町民を取材して記事にすることで、町民との協働による誌面づくりを進めます。
- 町は、SNS のもつ双方向性の性質を活用して町民や町外に住む方との相互コミュニケーションを図るとともに、町の魅力を積極的に発信します。
- 町は、町内（自治）会など主体的にまちづくりに取り組む団体に、町の広聴活動への参加を促します。



町の広報紙「広報葉山」



町公式Instagram「hayama_official」

基本目標 10

町民と行政の中にお互いを支え合う 関係や情報の連携ができているまち

施策分野⑩ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策 40 協働によるまちづくりの推進

基本施策がめざす姿

- 非営利・公益的な活動を行いたい町民が増え、これらの人々と町が協働で様々な事業を推進しています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------------------------|----------------|------------------|---------|
| 町民活動の拠点整備の方針 | — | 策定 | |
| 地域づくり活動に参加している 又は参加したいと思っている人の割合 | 28.3% | 50% | 町民アンケート |

現状と課題

- 阪神・淡路大震災以降、非営利・公益的な住民活動の気運が高まり、町においても、平成14年に公設民営の「葉山町まちづくり支援協会」を設立し、非営利・公益的な活動への中間支援を本格化させました。平成16年には同協会は「NPO法人葉山まちづくり協会」へ移行し、以来、非営利・公益的な活動への継続的な支援を行い、多くの非営利・公益的団体が活動を展開してきました。
- 現在では、団体だけでなく公益的な各種イベント等に協力をしていただける個人の方も増えており、一例をあげると、町語学ボランティアには令和元年度末時点で約200名の方が登録されています。
- 多くの団体や個人が活動するためには、拠点となる場を確保していく必要があります。
- 企業や大学と協定を締結し、教育力の向上や地域の持続的発展と課題解決、情報発信、災害時の対策などについて、産官学連携して取り組んでいます。

基本方針

- 平成 29 年度に策定した「協働の指針」に基づき、推進体制を明確化し、町民の非営利・公益的な活動の一層の活性化を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-------------|
| 単位施策 | 40 - 01 | 協働推進のしくみづくり |
|------|---------|-------------|

協働の推進にかかるこれまでの取り組みを踏まえ、「協働」についての基本的な考え方を整理し、「協働の指針」に基づき、町民の参加のしくみづくりを推進します。

また、「協働の指針」に基づき、NPO 法人葉山まちづくり協会、葉山町社会福祉協議会など、協働のまちづくりの核となる各主体と協議し、役割分担や連携・推進体制を明確にします。

| | | |
|------|---------|--------------------------|
| 単位施策 | 40 - 02 | 非営利・公益的な活動への参加促進等の方策検討支援 |
|------|---------|--------------------------|

非営利・公益的な活動への参加のきっかけづくりのため、わかりやすい情報提供や講座・イベント等の実施、活動団体への支援などを進めます。

とりわけ、町は町民の幅広い参加を促す方策や、非営利・公益的な活動団体の財政基盤の安定化に向けた方策の検討を支援します。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 40 - 03 | 町民活動の拠点の整備 |
|------|---------|------------|

公共施設の配置等の方針を検討する中で、非営利・公益的な町民活動の拠点の整備についての方針を定めます。また、空き家の活用についても取り組みます。

協働でできること

- 町は、地域の課題解決に向け、町内や町内（自治）会、町民活動団体などとともに知恵を出し合い、実践します。
- 町と町民活動団体などは、民間の空き家を活用した非営利・公益的な活動の場づくりを協働で研究します。
- 町は、協働の取り組みについて学習・研究を深めるために、学生による「役場での仕事体験」、役場職員による「企業への派遣研修」などを引き続き企画・実施します。

基本目標 10

町民と行政の中にお互いを支えあう 関係や情報の連携ができているまち

施策分野⑩ コミュニティ・協働

【将来像】 豊かな地域社会が形成されていて、町民自ら主体的に地域課題の解決に取り組んでいる

基本施策 41 地域コミュニティの活性化

基本施策がめざす姿

- 各地域で地域コミュニティの活動が活発に行われ、生活課題の解決につながっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------|----------------|------------------|----|
| 町内（自治）会加入率 | 74.2% | 80% | |

現状と課題

- 町内（自治）会は、地域の行事、まちの美化、交通安全や防災などの活動を通して地域住民の生活課題の解決を図るとともに、地域住民の要望を行政へ伝えるなど、地域住民と行政をつなぐパイプ役としても重要な役割を担っています。
- 年々町内（自治）会加入率が減少していますが、災害等の非常時には顔の見える関係性が重要であり、自然災害が多発する近年においては、町内（自治）会の必要性がますます高まっています。その一方で、町内（自治）会役員の負担が大きく、後継者不足の課題もあります。
- 地域や生活課題の解決には、「共助」である地域コミュニティの力が重要です。住み良い地域社会を築くため、引き続き、各種イベントなどを通して住民相互のふれあいを深めるとともに、町内（自治）会活動をさらに活性化し、地域コミュニティの醸成を図る必要があります。

基本方針

- 町内（自治）会をはじめとする地域コミュニティ組織の活性化を図ります。

具体的な取り組み

単位施策

41 - 01

地域コミュニティ活動への支援

地域コミュニティ組織の活性化に向け、若者、女性が参画しやすいしくみづくりや、地域コミュニティ内の防災・環境・福祉など、テーマ型の活動の促進、町内（自治）会館など活動施設の運営に対する支援などを推進します。また、転入者に対しては、引き続き町内（自治）会の情報を提供していきます。

協働でできること

- 町は、地域の課題解決に向け、地域コミュニティ組織と各種協働事業を推進します。
- 町は、地域の課題に対し、積極的に町民の意見を求める場をつくります。
- 町は、ワークショップ*方式など、若者、女性が参画しやすい活動方法に町民と協働で取り組みます。



町内（自治）会が実施する防災訓練



「葉山まちづくり展」でのワークショップ

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

[将来像] 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 42 計画的な行政の推進

基本施策がめざす姿

- 計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）サイクル^{*}の活用によって、施策や事業を見直す習慣がすべての職員に浸透し、町民の満足度・納得度の高い行政サービスが提供できています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------|----------------|------------------|---------|
| 行政運営に満足していない人の割合 | 38.6% | 0% | 町民アンケート |

現状と課題

- 多様化・複雑化する社会環境や新たに生じる様々な行政課題に対し、町は柔軟かつ迅速に対応していく必要があります。
- 限られた経営資源（職員・財源など）を最大限有効に活用し、質の高い行政サービスを提供していく必要があります。
- そのためには、めざす目標とその達成のために何をすべきかを示した計画を立案し、着実に実行するとともに、その取り組み結果を評価・検証し、必要に応じて見直すことを意識することが必要です。

基本方針

- 計画に位置付けた取り組みを着実に実行していくために、PDCA サイクルに基づく行政運営を推進します。

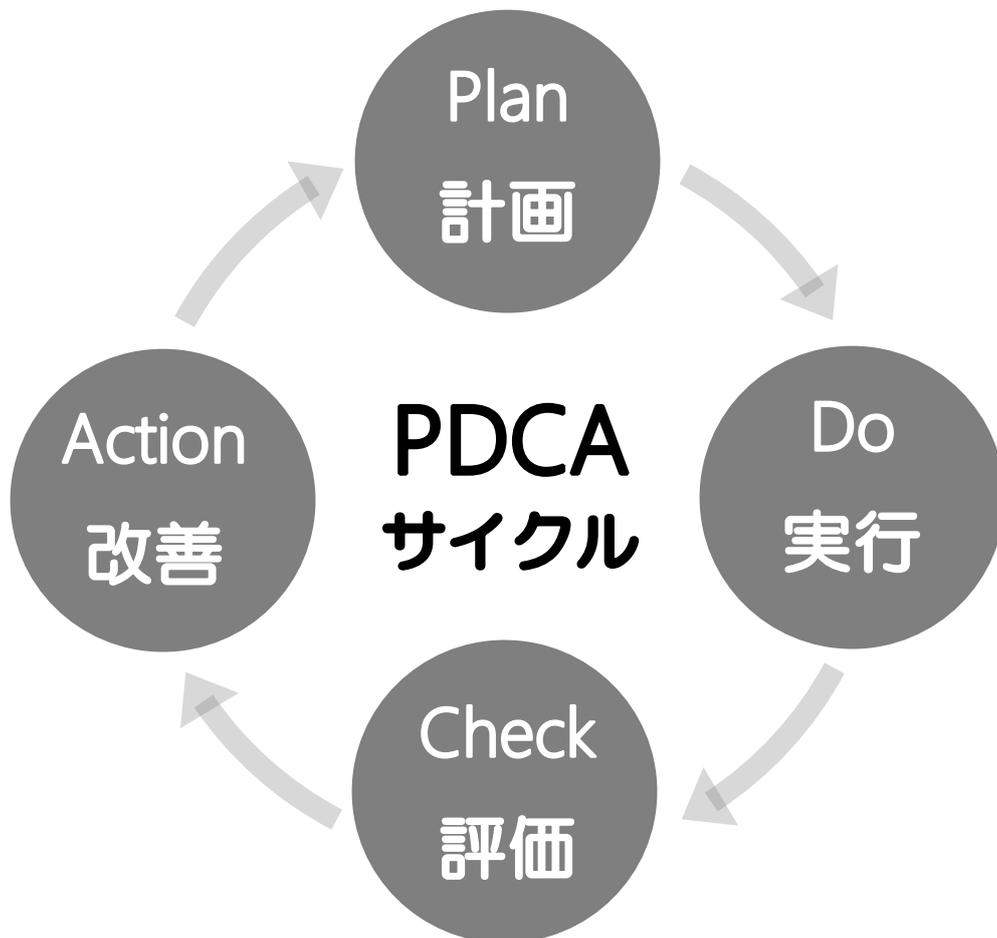
具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-------------------|
| 単位施策 | 42 - 01 | PDCA サイクルに基づく行政運営 |
|------|---------|-------------------|

総合計画と各分野別計画の整合を図るとともに、それぞれの計画において、PDCA サイクルに基づく着実な進行管理を進めます。

協働でできること

- 町は、各種計画の進行状況のわかりやすい公表に努めるとともに、PDCA サイクルの検証・評価の過程における満足度調査などを通して、町民の意見を聴取していきます。



基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑩ 行財政運営

[将来像] 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 43 行政組織の充実

基本施策がめざす姿

- 様々な行政課題に対応するための効果的・効率的な行政組織体制・人材が配置されています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------------|----------------|------------------|---------|
| 縦割り行政の不都合を感じたことのある町民の割合 | 36.7% | 0% | 町民アンケート |

現状と課題

- 多様化・複雑化する町民ニーズや増大する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、施策の立案・展開にあわせて行政組織を絶えず進化させていくことが重要です。
- 組織をできる限り総合計画に掲げられた目標体系に沿ったものとし、組織ごとに責任を持って目標達成に寄与・貢献する施策を立案し、実行していくことが求められています。
- 町民にとって分かりやすく、部門ごとの縦割りではない、横断的な連携のとれる組織を構築していくことも重要です。
- 町民との協働を一層進めるための組織体制づくりも重要です。

基本方針

- 限られた経営資源（職員・財源など）を最大限に有効活用できるよう、効果的・効率的な組織づくりを目指します。

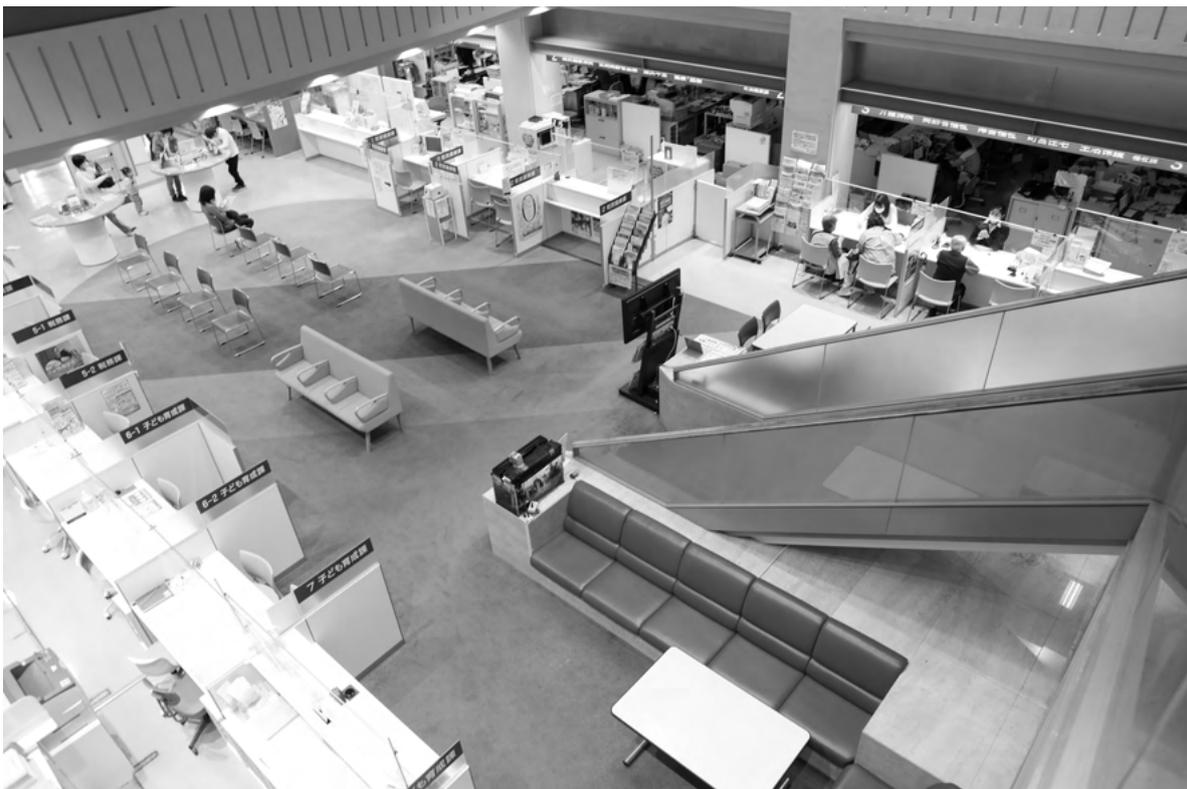
具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-----------------|
| 単位施策 | 43 - 01 | 効果的・効率的な組織体制の整備 |
|------|---------|-----------------|

総合計画の目標体系に沿った、最少経費で最大の効果をあげられる効率的な行政組織体制づくりを進めます。各所管課等で抱える問題やその対応について役場全体で情報共有し、緊急事態時にも横断的な連携のとれる組織運営を進めます。

協働でできること

- 町は、町民に行政組織に対する意見等を求めています。
- 町は、行政組織の構成やそれぞれの部署が担う業務や手続きなどを、広報媒体を活用して発信します。



葉山町役場庁舎内

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

※関連する個別計画は、163 ページ

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 44 人材育成・人材管理の充実

基本施策がめざす姿

- 町職員が、常に前向きに考え、行動し、町民との信頼関係を築きながら、職務に対する責任を全うしています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------|----------------|------------------|----|
| 職員接遇等満足度 | 73.5% | 100% | |
| 職員研修受講率 | 158% | 250% | |
| 人材育成基本方針の策定 | — | 策定・運用 | |

現状と課題

- 職員接遇等満足度については、当初設定しためざそう値 70%を達成しました。今後もより高い満足度を達成できるよう、人材育成・人材管理の充実に努めます。
- 効率的で満足度の高い行政サービスを提供するには、その担い手である町職員の人材育成が欠かせません。職員の人材育成は一朝一夕で成し得ることではなく、求める人材の採用計画、育成計画を明確化し、日々の業務や研修などを通じ、育成活動を意識的に実践していくことが重要です。
- 平成 28 年度から全職員を対象に「人事評価制度」を導入しました。今後は、「人事評価制度」に対する理解を深め、評価者が高い評価能力を備えるための研修を充実させるとともに、同制度の本格運用を目指した取り組みを進めていくことが求められています。
- 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、予定していた研修を一部中止しました。感染症の発生時にも計画的な研修を実施するため、リモートによるオンライン研修の導入などの研究も進める必要があります。

基本方針

- 人材育成の基本方針を策定し、これに基づき、計画的な人材採用・育成を推進するとともに、人事評価制度の運用により、能力・実績主義に基づく適正な人事管理の推進を図ります。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|---------|
| 単位施策 | 44 - 01 | 人材育成の充実 |
|------|---------|---------|

職員の有している可能性・能力を最大限に引き出し組織力の強化を図るため、人材の採用・育成の基本方針を策定します。

研修については、職員の接遇能力の向上や専門知識・技術の習得などを旨とし、庁内研修、近隣市との共同研修等、多彩な研修を企画・実施します。

また、市町村研修センター等の各研修機関が実施する研修に積極的に参加します。

併せて、研修において職員が学び得た知識・技術を、庁内や職場で活かすことができるよう庁内講師の養成にも取り組み、研修をより効果的・効率的に活用します。

| | | |
|------|---------|------------|
| 単位施策 | 44 - 02 | 適正な人事管理の推進 |
|------|---------|------------|

「人事評価制度」において、職員個々の能力や実績等を把握して、適材適所の人事配置やメリハリのある給与処遇を実現し、公務能力の増進を図ります。また、職員が生き生きと活力を持って職務に取り組むためには、心身の健康が欠かせないことから、職員「安全衛生委員会」を活用し、職場環境整備と職員健康管理に取り組みます。

協働でできること

- 町内で活躍している各種団体などの有識者から専門知識を取り入れ、事業運営において効果的に活かすことができるよう協働で町職員の人材育成を図ります。



職員研修の様子

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

※関連する個別計画は、163 ページ

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 45 健全な財政運営の維持

基本施策がめざす姿

- 増大する財政需要に対し、効果的・効率的な財源配分に努め、将来に大きな財政負担が生じないよう持続可能な財政運営ができています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-----------------------------|----------------|------------------|--------------|
| 財政調整基金 [*] の残高 | 7.6 億円 | 5 億円以上 | |
| 公共公益施設整備基金 [*] の残高 | 12.0 億円 | 6 億円以上 | |
| 町債 [*] の残高 | 124.2 億円 | 135.5 億円以下 | 一般会計＋下水道事業会計 |

現状と課題

- 歳入は、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に加え、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響により、基幹税である個人町民税や地方消費税交付金等の各種交付金の減少が見込まれます。
- 歳出は、少子高齢化対策に伴う社会保障経費の増加に加え、複数の大規模事業（学校給食センター整備事業、クリーンセンター再整備事業、「汚水処理施設整備計画」推進に伴う整備事業）の実施、「みんなの公共施設未来プロジェクト^{*}」の推進等、多額の財政支出を要する状況になりつつあります。
- 複数年度にわたる多額の財政支出の財源としては、国庫支出金等の特定財源^{*}のみならず、公共公益施設整備基金の活用や町債借入による対応が必要なことから、基金残高の減少や公債費の増加が見込まれます。その様な状況下で、大規模災害やウイルス等による感染症拡大などにより不測の事態が発生した場合には、予算の見直しや計画の延伸など、財政支出の見直しを図る必要があります。

基本方針

- 財政運営上の課題に適切に対応し、将来にわたって持続可能な財政構造を確立しています。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|-------|
| 単位施策 | 45 - 01 | 財源の確保 |
|------|---------|-------|

町税、その他保険料等については、地域の活性化による収入増を図るとともに、収納対策を強化し収納率の向上に努め、国及び県支出金については、制度見直しの動向を注視しつつ、最大限の活用を図ります。また、老朽化に伴う公共施設の維持・更新にかかる経費等の財源として、基金等を活用するとともに、未利用地の活用や広告収入の獲得など、新たな財源の積極的な開拓と確保に努めます。

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 45 - 02 | 効果的・効率的な財政運営 |
|------|---------|--------------|

予算編成において、PDCA サイクル^{*}による実施計画事業の振り返り結果等を活用し、効果的・効率的な財源配分を行います。

今後の大規模事業の実施や公共施設等の老朽化・長寿命化対策等に向けて、基金や町債の有効活用も図りながら、極力将来に大きな財政負担が生じないような持続可能な財政運営を行います。また、一人ひとりの職員が、財政運営に高い意識を持つよう、行政内での効果的な情報共有に努めます。

| | | |
|------|---------|---------------|
| 単位施策 | 45 - 03 | 分かりやすい財政状況の公表 |
|------|---------|---------------|

「予算及び決算の概要（イラスト付き）」、「補正予算の概要」、「財政状況資料集（類似団体との比較分析が可能）」、「上半期・下半期ごとの財政状況」などの公表や、新たな公会計基準に基づく資産台帳の整備や財務諸表の整備を図ります。

財政収支の見通しと健全財政維持のための財政運営方針を定めた「中期財政計画」を策定・公表します。

協働でできること

- 町は、財政状況をわかりやすく解説して、町民に情報提供します。
- 町民は、町の財政や各種事業を的確に把握し、必要な行政サービスを利用します。

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

※関連する個別計画は、163 ページ

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 46 公共施設の有効かつ適正な管理

基本施策がめざす姿

- 公共施設の維持保全等が計画的に進められています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|------------------|-------------------|------------------|----|
| 「公共施設等総合管理計画」の策定 | 第一次実施計画 (前期)改訂 | 第二次実施計画 策定 | |

現状と課題

- 町では、多くの建物が建築から 30 年を経過し、老朽化の進行や、社会ニーズの変化などにより大規模修繕や建替えに着手すべき時期にきていますが、財政制約が強まり、着手できないまま、公共施設の老朽化や機能劣化が深刻になっています。その現状等について、広報葉山に連載記事として掲載する等積極的に町民に周知を行い、認識の共有化を進めています。
- 平成 30 年 10 月から令和元年 9 月末までに実施した、各施設の稼働状況調査の結果では、平均稼働率 38.5%（最低 5.4%）でした。全ての施設が賑わい、町民や団体が活発に活動する施設運営が理想的です。
- 将来的には町においても、人口の減少やそれに伴う財政的な制約の強まりが想定されることから、公共施設の改修や更新に要する経費を縮減するため、その質・量を含めた検討が必要です。
- これからの公共施設運営は、町だけが担うものではなく、地域ごとのニーズや、人口動態に合わせ運営方法の見直しが必要です。

基本方針

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設を計画的に維持保全します。

具体的な取り組み

| | | |
|-----|---------|------------------|
| 単施策 | 46 - 01 | 公共施設の計画的な維持保全の推進 |
|-----|---------|------------------|

公共施設の更新や維持、補修など厳しい財政制約がある中、劣化が進行した公共施設を「葉山町公共施設等総合管理計画」に基づいて、計画的な維持保全に努めます。

また、日常の施設点検を計画的に行うことで、危険個所の早期発見や効率的な施設修繕の実施に努めます。

ただし、大規模災害の発生やウイルス等による感染拡大等により財政上不測の事態が発生した場合は、修繕時期や内容の見直しを図ります。

| | | |
|-----|---------|----------------|
| 単施策 | 46 - 02 | 公共施設の統廃合に向けた検討 |
|-----|---------|----------------|

厳しい財政制約がある中、将来に備えた次代のまちづくりを支える社会教育施設、学校教育施設、社会福祉施設、その他公共施設の配置等について、具体化に向けた検討を進めます。

まずは、公共施設の将来のあり方を検討する行政内の会議において、今後の方針を十分に協議していきます。

将来の公共施設のあり方については、町民や施設利用者の納得度を高める必要があることから、町民との合意形成プロセスの手法について研究し、実践します。

協働でできること

- 町は、公共施設の将来のあり方を検討する行政内の会議で検討した方針や内容を丁寧に町民に説明することでそれぞれの地域のニーズを把握し、機能的な施設配置を模索します。



保育園・教育総合センター



福祉文化会館

基本目標 11

町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち

施策分野⑳ 行財政運営

【将来像】 職員の能力が最大限に発揮できていて、社会の変化にも柔軟に対応できる能率的な行財政運営ができています

基本施策 47 県・他自治体との連携・協力

基本施策がめざす姿

- 県や他自治体との連携・協力による取り組みによって、得られる利点が生かされ、町民の利便性が向上し、経費削減にもつながっています。

まちづくり指標

| 指標名 | 現状値 (令和元年度) | めざそう値 (令和6年度) | 備考 |
|-------------------------|----------------|------------------|----|
| 県や他自治体と連携・協力している取り組みの件数 | 16 | 20 | |

現状と課題

- 町民の日常的な生活圏が広がるとともに、行政事務の多様化が進む中、単一自治体だけでは解決が難しい課題が多く生じています。
- 複数の自治体にまたがる広域的な課題に対応するためには、県や他自治体との連携・協力による取り組みを推進していく必要があり、平成27年には、横須賀市との消防指令システムの共同運用開始、令和2年にはごみの広域処理について「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、確認書を取り交わし連携・協力体制を推進しています。
- 姉妹都市である草津町とは、平成7年に「磁気テープ等相互保管協定」を結び、災害時に備え、行政データの保管について連携しています。

基本方針

- 広域的な課題の解決に向けて、県や他自治体それぞれの規模や特色に応じた役割と適切な分担のもとに、連携・協力を図っていきます。

具体的な取り組み

| | | |
|------|---------|--------------|
| 単位施策 | 47 - 01 | 効果的な連携・協力の推進 |
|------|---------|--------------|

町単独で対応するよりも他自治体と連携・協力することで、効率的・効果的に進められる事務事業については、広域的な取り組みを推進していきます。

とりわけ、三浦半島地域の活性化に向けて、近隣自治体の連携・協力をさらに強化するとともに、国や県の支援が必要な政策に対しては、機会を捉えて要望します。

協働でできること

- 町は、今後もあらゆる行政施策において、効率性や経済性を考慮しながら、県や近隣自治体との広域連携を推進します。
- 町は、広域的取り組みに対し、町民へ十分な説明と意見集約に努め、有益性の高い連携事業の実施に努めます。
- 町は、災害等が発生した場合には、県、姉妹都市や他自治体と協力して、被害の拡大防止に努めます。



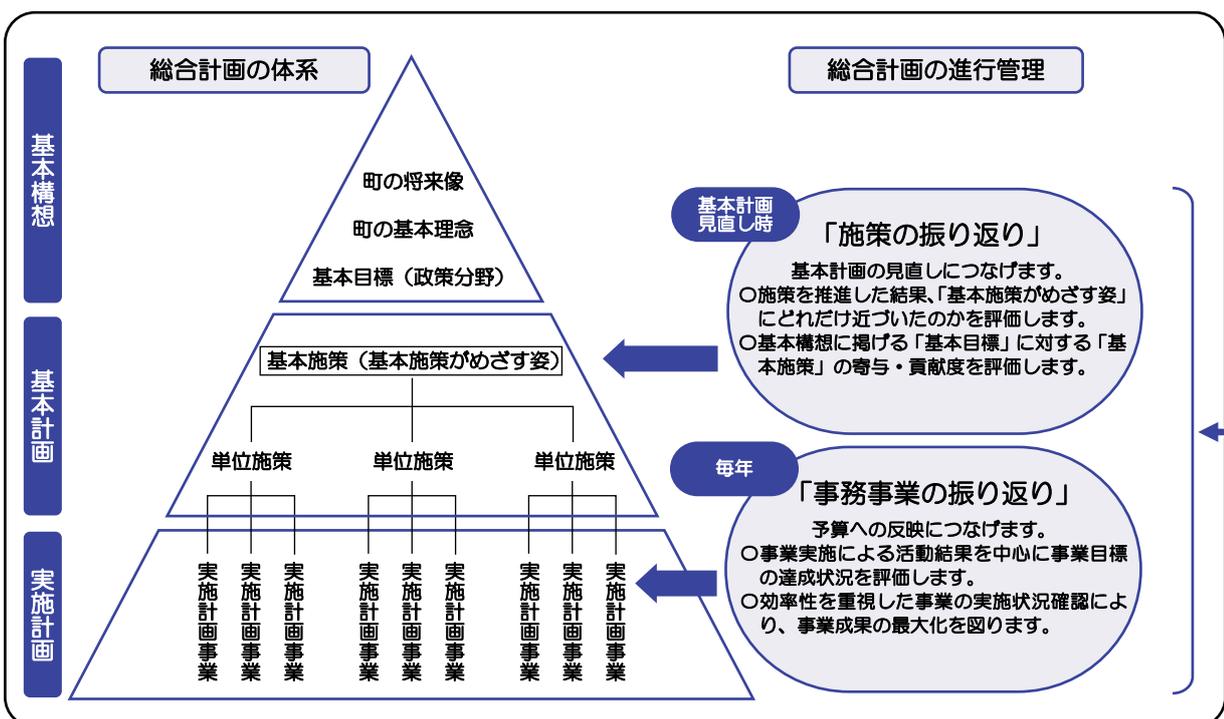
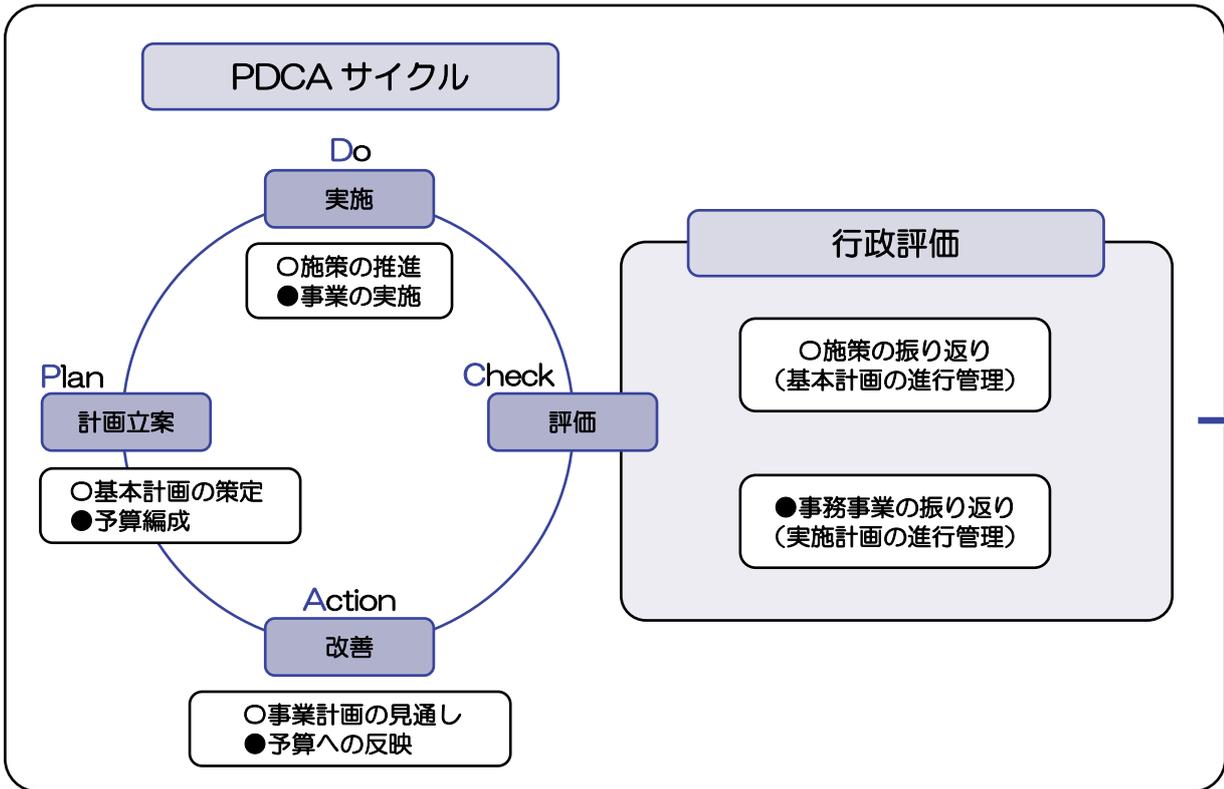
三浦半島4市1町の首長による「三浦半島サミット」

IV 進行管理

総合計画の進行管理

総合計画を実効性のあるものにするため、行政評価・計画の見直し・予算編成を連動させたPDCA サイクル*による計画の進行管理を行います。

単位施策に結びつく実施計画事業の振り返りは 1 年毎に行うものとし、適切な評価・改善に繋がります。



I 序論

II 基本構想

III 後期基本計画

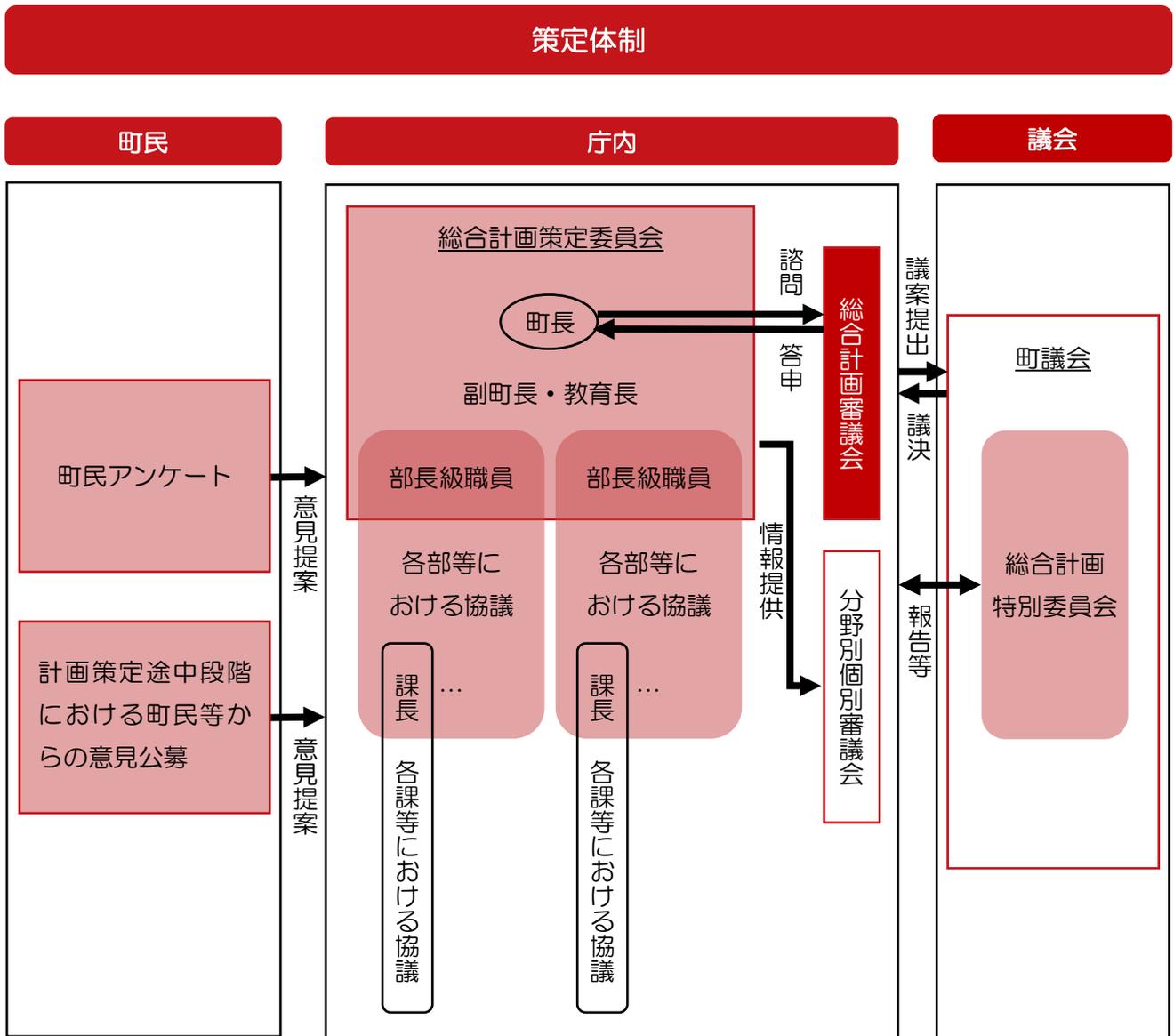
IV 進行管理

V 資料編

V 資料編

1 策定体制

総合計画の策定にあたっては、町民と行政が力を合わせ、総合的かつ計画的なまちづくりが実現できるよう、町民、有識者、議会、職員から意見等を結集し、策定作業を進めました。



2 総合計画策定条例

平成 23 年に地方自治法の一部が改正され、市町村における基本構想策定の法的な義務はなくなりましたが、引き続き、総合的かつ計画的な町政運営を行うためには、まちづくりの基本理念、目指すべき将来像を定める総合計画の策定が不可欠であることから、その策定根拠等を明確にし、必要事項を定めるため「葉山町総合計画策定条例」を制定しました。

総合計画策定条例

葉山町総合計画策定条例

平成 25 年 10 月 8 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を具体化し実現するための施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画で示される施策を実現するための具体的な事業を示すものをいう。

(計画の策定)

第 3 条 町長は、総合計画を策定し、これに即して町政を運営するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号）第 2 条に規定する葉山町総合計画審議会に諮問するものとする。

(意見の聴取)

第 5 条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、町民から意見を

聴くものとする。

(策定過程における報告)

第6条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、その過程において、その基本的な事項を議会に報告するものとする。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(他の計画との関係)

第8条 町長その他の執行機関は、分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第三次葉山町総合計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

3 町民参加

総合計画の策定段階において、町民の意見や提案を幅広く反映するため、様々な町民参加・参画の機会を設けました。

「第四次葉山町総合計画後期基本計画」に向けた町民アンケート調査

1 調査の目的

総合計画の策定にあたり、町民の日ごろの町政に対する満足度や意見を把握し、「目指すまちの姿」やまちづくりの方向性などを検討する際の基礎資料とすることを目的として実施しました。

2 調査方法

| | |
|------|----------------------------|
| 調査対象 | 15歳以上の町民から無作為に抽出した 1,500 人 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査時期 | 令和 2 年 5 月 |

3 回収状況

| 配布数 | 回収数（有効回収数） | 回収率 |
|---------|------------|-------|
| 1,500 票 | 739 票 | 49.3% |

図 17 満足度】回答シート

| 【基本方針】 | 【主な事業】 | 【予算額】 | 【評価のしかた】 (○をひとつ) | | | 【満足度】 (○をひとつ) | | | | | |
|--------|---|---|---------------------|------|------|------------------|------|------|----|----|---|
| 達成している | 基本施策ごとの代表的な事業が記載してある | 基本施策ごとの予算総額と町民 1 人あたりに割り振った予算総額(年度)からの補助金なども含んだ金額を記載しています | 満足 | やや満足 | やや不満 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 | 不明 | |
| 〇 | 基本施策ごとの代表的な事業が記載してある | 総額 4 億 600 万円 1 人あたり 12,304 円 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 〇 | 公民館、公民館交流講座、町民大学の開催 青少年の健全な育成を目的としたジュニア キャンプや自然に親しむイベントの実施 成人式の開催 博物館の管理運営 ・ 学校施設開放 | 総額 1,233 万円 1 人あたり 374 円 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 〇 | 児童館の管理運営 児童館、福祉、DVD などの図書資料の購入 児童課表システムの利用等 | 総額 3,983 万円 1 人あたり 1,207 円 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 〇 | 南郷上ノ山公園の管理運営 スポーツ関係団体やヨットスクール事業 への助成 スポーツ体験講座の開催 ・ 東京 2020 大会の推進組織 | 総額 2,351 万円 1 人あたり 713 円 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 〇 | 認定文化財の適切な保存管理 文化財関係団体や葉山芸術祭への助成 ・ 葉山公民館の保存管理と整備支援 ・ 子ども連のための音楽会や新人演奏会の開催 | 総額 1,379 万円 1 人あたり 418 円 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |

町民アンケート調査票

4 議会の取り組み

葉山町議会では、総合計画の策定に合わせ、総合計画特別委員会を設置し、策定過程から行政と意見交換を行うとともに、調査及び審査を行いました。

(1) 総合計画特別委員会開催状況

| 開催日 | 内容 |
|-----------------|---|
| 令和元年 12 月 12 日 | ・総合計画特別委員会を設置 |
| 令和 2 年 1 月 28 日 | ・今後の委員会の予定 |
| 3 月 9 日 | ・後期基本計画の方向性 ・基本施策の体系 ・町民アンケート（案） |
| 6 月 11 日 | ・基本計画（案） 基本理念 1 “人を育てる” 葉山 基本理念 2 “暮らしを守る” 葉山 ・町民アンケート調査の実施状況 など |
| 7 月 14 日 | ・基本計画（案） 基本理念 3 “活力を創造する” 葉山 基本理念 4 “みんなでつくる” 葉山 ・町民アンケート調査結果報告 |
| 9 月 2 日 | ・パブリックコメント（案） |
| 10 月 5 日 | ・パブリックコメント（案）に対する本委員会からの意見への対応 |
| 10 月 26 日 | ・パブリックコメント（案）に対する意見への対応 |
| 12 月 4 日 | ・委員会として第四次葉山町総合計画後期基本計画を可決 |
| 12 月 11 日 | ・令和 2 年第 4 回定例会本会議において、第四次葉山町総合計画後期基本計画を可決 |

(2) 総合計画特別委員会委員名簿

| | |
|-----------|-------|
| 委員長 | 待寺 真司 |
| 副委員長 | 土佐 洋子 |
| 委員 | 荒井 直彦 |
| 委員 | 鈴木 道子 |
| 委員 | 金崎 ひさ |
| 委員 | 中村 和雄 |
| 委員 | 近藤 昇一 |
| オブザーバー 議長 | 伊東 圭介 |

5 総合計画審議会

総合計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申しました。

(1) 総合計画審議会規則

葉山町総合計画審議会規則

平成7年7月8日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町の総合計画及びこれに準ずる総合的な計画の策定及び実施に関する事項につき町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政機関及び公共的団体の職員
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事務に係る専門的事項を分掌させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(特別委員)

第7条 部会において、当該専門事項を調査審議するため必要があると認めるときは、部会に特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、部会ごとに3人以内とする。
- 3 特別委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから町長が委嘱する。
- 4 特別委員の任期は、当該専門事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日規則第18号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第5号抄)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月2日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日規則第9号抄)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年7月28日規則第23号)

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員

任期 令和3年8月25日まで

| 氏名 | 所属など |
|--------------------|----------------|
| あらもと ひろゆき 荒本 広之 | 葉山町商工会青年部部長 |
| うすい まさき 臼井 正樹 | 県立保健福祉大学 名誉教授 |
| こんどう だいすけ 近藤 大輔 | 神奈川県議会議員 |
| たかなし あさみ 高梨 麻美 | 町民代表 |
| はやかわ たかこ 早川 隆子 | 町民代表 |
| ふくやす のりあき 福安 徳晃 | 町民代表 |
| みさわ なおき 三澤 直樹 | 横浜銀行 葉山支店長 |
| みなみ もりお 南 森生 | 葉山町教育研究所 教育指導員 |
| もりや としひろ 守谷 壽浩 | 葉山町町内会連合会長 |

(五十音順・敬称略 ※肩書きは委嘱時のもの)

(3) 諮問書

葉政第 246 号
令和元年 12 月 16 日

葉山町総合計画審議会
会長 白井 正樹 様

葉山町長 山梨 崇仁

第四次葉山町総合計画に関する諮問について

葉山町総合計画策定条例第 4 条の規定に基づき、次のとおり諮問します。

【諮問】

第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画の樹立

(4) 答申書

令和 2 年 11 月 6 日

葉山町長 山梨 崇仁 様

葉山町総合計画審議会
会長 白井 正樹

第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画の樹立（答申）

令和元年 12 月 16 日付け葉政第 246 号で諮問のありました第四次葉山町総合計画に関する後期基本計画について、将来における町の目指すべき姿と進むべき方向についての基本的な指針とするため、本審議会において慎重かつ活発に審議を行い、素案からの修正を重ねた結果を踏まえ、次のとおり答申します。

本審議会は、令和 2 年 11 月 6 日開催の令和 2 年度第 5 回葉山町総合計画審議会において示された「第四次葉山町総合計画後期基本計画（案）」については、これまでの検討経過において、町民からの意見募集、葉山町総合計画特別委員会並びに本審議会において出された意見等の民意について、当該計画案に踏まえる方向で相当の修正等を行ってきたものと認められ異議はない。

なお、総合計画後期基本計画の推進にあたっては、本審議会における審議経緯及び出された意見等を尊重し、着実な実現に努められることを期待する。

(5) 審議会開催経過

| 審議会 | 開催年月日 | 内容 |
|-----------|--------------|---|
| 令和元年度 第1回 | 令和元年 10月 29日 | ・平成30年度実施計画振り返り |
| 第2回 | 12月 16日 | ・前期基本計画振り返り |
| 第3回 | 令和2年 3月 31日 | ・後期基本計画の方向性 ・町民アンケート（案） |
| 令和2年度 第1回 | 5月 28日 | ・基本計画（案） 基本理念1 “人を育てる” 葉山 基本理念2 “暮らしを守る” 葉山 ・町民アンケート調査の実施状況 など |
| 第2回 | 6月 25日 | ・基本計画（案） 基本理念3 “活力を創造する” 葉山 基本理念4 “みんなでつくる” 葉山 |
| 第3回 | 7月 31日 | ・基本計画（案） |
| 第4回 | 8月 28日 | ・パブリックコメント（案） |
| 第5回 | 11月 6日 | ・後期基本計画答申（案） |
| | 11月 6日 | ・町長への答申 |



町長室で第四次葉山町総合計画後期基本計画（案）の答申書を提出

6 庁内の取り組み

(1) 策定委員会設置要綱

葉山町総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、第四次葉山町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、全庁的な合意の形成及び円滑な事務の推進を図るため、葉山町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、庁内会議規程（昭和59年9月29日告示第48号）第3条第2項に規定する者により組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合計画基本構想原案の策定に関すること。
- (2) 総合計画基本計画原案の策定に関すること。
- (3) その他総合計画の策定に必要な事項に関すること。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長には、町長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を処理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に総合計画の各分野で専門的に調査、研究及び検討する専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の所掌事項及び構成員等については、必要に応じ委員長が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員の任期は、総合計画の策定をもって満了する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

(2) 庁内会議等の開催経過

| 時期 | 内容 |
|-------------|--|
| 令和元年 11月19日 | ・平成30年度実施計画の振り返り |
| 12月24日 | ・前期基本計画の振り返り |
| 令和2年 3月3日 | ・後期基本計画の方向性 |
| 4月7日 | ・人口推計の報告 |
| 5月12日 | ・基本計画(案) 基本理念1 “人を育てる” 葉山 基本理念2 “暮らしを守る” 葉山 |
| 6月16日 | ・基本計画(案) 基本理念3 “活力を創造する” 葉山 基本理念4 “みんなでつくる” 葉山 |
| 7月21日 | ・基本計画(案) |
| 8月 | ・各課等ヒアリング |
| 8月18日 | ・パブリックコメント(案) |
| 9月15日 | ・パブリックコメント(案) 最終調整 |
| 10月20日 | ・パブリックコメントに対する町の考え方 |
| 11月10日 | ・答申報告 ・基本計画(案) |

7 主な個別計画一覧

概ね、総合計画の「基本施策」又は「単位施策」が対象とする分野に関し、策定されている計画や方針、指針などを掲載しています。

基本理念Ⅰ “人を育てる” 葉山

基本目標1 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち（教育・文化）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|--------------------------------|-------------------------|--------|
| 第三次葉山町教育総合プラン (令和3年度～令和6年度) | 町の教育施策に関する基本的な考え方を定めた計画 | ・教育基本法 |

基本目標2 だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち（教育・文化）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|--|--|-----------------------------|
| 葉山町スポーツ推進計画 (令和3年度～令和6年度) | 地域全体に生涯学習を推進する体制を作り上げるための計画 | — |
| 国指定史跡長柄桜山古墳群整備基本計画 (平成24年度策定) | 国指定史跡長柄桜山古墳群の適切な保存と活用の実現に向けて、その具体化を図るために策定した計画 | ・文化財保護法 |
| 第二次葉山町子ども読書活動推進計画 (平成30年度～令和4年度) | 家庭・地域・学校・町が連携し、子どもの読書活動の環境を整えていくための計画 | ・子ども読書活動の推進に関する法律 |
| 男女共同参画プランはやま(第4次) (令和3年度～令和6年度) | 女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる社会を実現するための計画 | ・男女共同参画社会基本法 |
| 葉山町配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 (令和3年度～令和6年度) | 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策の実施に関する計画 | ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 |

基本目標3 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができているまち（子育て）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|--------------------------------------|---|-------------|
| 第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度) | 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図るための計画 | ・子ども・子育て支援法 |

基本理念Ⅱ “暮らしを守る” 葉山

基本目標4 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち（保健・医療・福祉）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|---|---|--------------------|
| 第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画 (平成30年度～令和4年度) | 住民、地域団体、関係機関、学校と行政が連携して、健康づくりと食育推進を実現するための計画 | ・健康増進法 |
| 葉山町国民健康保険 第2期データヘルス計画 第3期葉山町特定健康診査等実施計画 (平成30年度～令和5年度) | 町民の健康の保持増進を図ることを目的に、特定検診や特定保健指導の実施をはじめとした健康課題の把握や、町の特性に合わせた効果的な保健事業を実施するための計画 | ・高齢者の医療の確保に関する法律 |
| 葉山町新型インフルエンザ等行動計画 (平成26年度策定) | 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項等を定めた計画 | ・新型インフルエンザ等対策特別措置法 |
| 葉山町地域福祉推進プラン (平成29年度～令和3年度) | 高齢者や障害者、子育て世代等の生活上の課題に対する支援を、住民・地域・NPOや福祉関係者などが主体的に行うことができるようサポートするための計画 | ・社会福祉法 |
| 第8期葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画 (令和3年度～令和5年度) | 高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施を図るための計画 | ・老人福祉法 ・介護保険法 |
| 葉山町障害者計画 (令和3年度～令和6年度) | 障害がある人のための施策に関する基本的な計画 | ・障害者基本法 |

| | | |
|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 葉山町障害福祉計画(第6期) (令和3年度～令和5年度) | 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 | ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 |
| 葉山町障害児福祉計画 (第2期) (令和3年度～令和5年度) | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 | ・児童福祉法 |
| 葉山町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針(毎年度策定) | 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針 | ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 |

基本目標5 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち (生活環境)

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|---|--|------------------------------------|
| 葉山町環境基本計画 (平成23年度～令和2年度) ※計画改定にあたり、当初予定していた小学生を対象とした環境ワークショップが新型コロナウイルスの影響により開催できず、令和3年度末までに改定予定。 | 町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組みを推進するための計画 | ・環境基本法 |
| 葉山町緑の基本計画 (平成28年度～令和7年度) | 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 | ・都市緑地法 |
| 台湾リス防除実施計画 (令和3年度～令和7年度) | 台湾リスによる生態系への影響、生活環境への被害、農林業被害の低減、町からの排除を推進するための計画 | ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 |
| 葉山町森林整備計画 (平成30年度～令和10年度) | 適正な森林施業の実施による健全な森林資源の維持造成を図るための計画 | ・森林法 |
| 葉山町鳥獣被害防止計画 (令和3年度～令和5年度) | 鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するための計画 | ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 |
| 葉山町ごみ処理基本計画 (平成29年度～令和8年度) | 町から発生するごみの長期的かつ総合的な処理について基本的な事項を定めた基本計画 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 葉山町一般廃棄物処理実施計画書 (毎年度策定) | 一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めた計画 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |

| | | |
|--|--|------------------------------------|
| 容器包装廃棄物分別収集計画 (令和2年度～令和6年度) | 循環型社会の実現に向けて、町内における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)にかかる取り組みを推進するための計画 | ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 |
| 鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画 (令和2年度～令和11年度) | 近隣市町で連携し、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進を図る計画 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・循環型社会形成推進基本法 |
| 第五期葉山町地球温暖化対策実行計画 (令和元年度～令和5年度) | 町自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量削減等を図るための計画 | ・地球温暖化対策の推進に関する法律 |
| 葉山町公共下水道全体計画 (平成4年度～令和7年度) | 町における公共下水道の整備に関する計画 | ・下水道法 |
| 葉山町公共下水道事業計画 (平成29年度～令和5年度) | 公共下水道整備の直近7カ年の実施計画 | ・下水道法 |
| 葉山町生活排水処理基本計画 (平成28年度～令和7年度) | 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により生活排水処理100%を目指す計画 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |

基本目標6 だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち (安全・安心)

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|--------------------------------------|--|----------|
| 葉山町消防計画 (昭和55年度策定) | 消防組織及び施設の整備拡充をし、消防活動の万全を図るようとする基本計画 | ・消防組織法 |
| 葉山町緊急消防援助隊受援計画 (平成17年度策定、平成25年改訂) | 大規模な災害等が発生し、緊急消防援助隊の応援を受ける際に円滑な活動ができるようとする計画 | ・消防組織法 |
| 葉山町地域防災計画 (令和3年3月策定) | 災害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、災害の予防、応急対策、復旧・復興についての事項を定めた計画 | ・災害対策基本法 |

| | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|
| 葉山町耐震改修促進計画 (平成28年度～令和3年度) | 令和3年度までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%を目指す計画 | ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 |
| 葉山町国民保護計画 (平成19年3月策定) | 武力攻撃事態等の発生、又はそのおそれがある場合に備え、町民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめるための計画 | ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 |
| 葉山町交通安全計画 (令和3年度～令和7年度) | 交通事故のない安全・安心な生活の実現に向け、交通安全に関する総合的かつ長期的な施策を定めた計画 | ・交通安全対策基本法 |

基本理念Ⅲ “活力を創造する” 葉山

基本目標7 だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち (都市基盤)

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|--------------------------------|--|----------------------|
| 都市計画マスタープラン (平成28年～令和7年) | 町民と行政とが一緒になって、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画の基本的な方針を定めた計画 | ・都市計画法 |
| 葉山町景観計画 (平成22年7月策定) | 景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めた計画 | ・景観法 |
| 都市計画道路の見直し方針 (平成26年3月策定) | 都市計画道路の必要性を再検証し、その検証結果に基づき「存続」「廃止」など今後の都市計画道路の都市計画の方針についてとりまとめたもの | — |
| 葉山町橋梁長寿命化修繕計画 (令和元年度～令和5年度) | 老朽化していく橋りょうの安全性を確保しつつ、予防的修繕等を実施することにより、維持管理費用の縮減と橋りょうの長寿命化を図るための計画 | ・道路法 ・社会資本整備重点計画法 |

基本目標 8 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち（産業・経済）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|---------------------------|------------------------------|--------|
| 葉山町真名瀬漁港維持運営計画 (毎年度策定) | 真名瀬漁港の維持管理の適正かつ円滑な執行を図るための計画 | — |

基本理念Ⅳ “みんなでつくる” 葉山

基本目標 11 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち（行政運営）

| 計画名称 (計画期間など) | 計画概要 | 根拠法令など |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 葉山町空家等対策計画 (令和3年度～令和6年度) | 空家等対策をより総合的かつ計画的に推進するための計画 | ・空家等対策の推進に関する特別措置法 |
| 研修計画 (毎年度策定) | 職員の資質向上と意識改革を図るための計画的な人材育成に関する計画 | — |
| 葉山町中期財政計画 (平成30年度～令和6年度) | 中期的財政運営の指針を示し、健全な財政運営を維持していくための計画 | — |
| 葉山町公共施設白書 (平成26年3月策定) | 町の公共施設の現状を把握し、維持保全の課題を示したもの | — |
| 葉山町公共施設等総合管理計画 (平成29年度～令和30年度) | 町の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めた計画 | ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（総務大臣通知） |



8 用語の説明

| ア | |
|--|----------|
| ■ アダプトプログラム | 103 |
| ボランティアとなる地域住民や企業が道路や公園、海岸など一定の公共の場所の定期的な清掃活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度のこと。 | |
| ■ 一般就労 | 79 |
| 障害者の就業形態の一つで、一般企業との雇用契約に基づく就労のこと。 | |
| カ | |
| ■ カリキュラム・マネジメント | 39,42,43 |
| 学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。 | |
| ■ 教育相談コーディネーター | 47 |
| 児童・生徒の状況や学校外の関係機関との役割分担、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割を十分に理解し、初動段階でのアセスメントや関係者への情報伝達等を行う教職員のこと。 | |
| ■ 公共公益施設整備基金 | 134 |
| 学校や道路など公共施設の整備のために積み立てる基金のこと。 | |
| ■ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度） | 38,39 |
| 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かすことで、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができます。 | |
| サ | |
| ■ 再生可能エネルギー | 84,85 |
| 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。 | |
| ■ 財政調整基金 | 134 |
| 災害などが発生し多額な費用が必要なときや財源が不足したときに活用するために積み立てる基金のこと。 | |
| ■ 在宅療養支援診療所 | 72 |
| 24 時間連絡を受ける医師等を配置し、訪問看護ステーション等の看護職員や介護支援専門員との連携により、町民の在宅療養を支援する診療所のこと。 | |
| ■ 出火率 | 90 |
| 人口 1 万人あたりの 1 年間の出火件数のこと。 | |
| ■ ジュニアリーダーズクラブ | 54 |
| 地域の子どもたちのリーダーとなって、町内の子どもたちが楽しみながら地域の行事に参加できるようにお手伝いしている、町内の中学生以上の青少年グループのこと。 | |

| | |
|---|---------|
| ■ 小地域福祉活動推進組織 | 74,75 |
| 町内（自治）会から大字程度の範囲で、地域住民が主体となり地域の福祉活動を推進するための中核となる組織のこと。 | |
| ■ スクールカウンセラー | 43 |
| 教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家のこと。 | |
| ■ スクールソーシャルワーカー | 43,47 |
| 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術等を有する者で、課題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて解決への対応を図っていく人材のこと。 | |
| ■ 青少年指導員 | 54,55 |
| 町内の青少年の健全育成を図るため、青少年の指導及び育成について深い関心と理解のある方に、神奈川県知事と葉山町教育委員会が委嘱する指導員のこと。 | |
| ■ 青少年問題協議会 | 54,55 |
| 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策を図る策定するために必要な事項を調査審議し、行政機関相互の連絡調整を図るために設置される附属機関のこと。 | |
| ■ 性的マイノリティ | 64,65 |
| 何らかの意味で「性」のあり方が多数派と異なる人のこと。一般的に同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー（性同一性障害の当事者含む）などが含まれる。 | |
| ■ 総合型地域スポーツクラブ | 56,57 |
| 身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。 | |
| ■ 蔵書新鮮度 | 60 |
| 図書館蔵書を評価する指標の一つで、ある年に新規に受け入れた図書の本数を年の終わりの蔵書冊数で割った値のこと。 | |
| タ | |
| ■ 地域包括ケアシステム | 77 |
| 可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。 | |
| ■ 地域包括支援センター | 77 |
| 地域の高齢者の心身の健康、生活の安定を包括的に支援することを目的とした機関のこと。 | |
| ■ 地域まちづくり推進協議会 | 100,101 |
| 葉山町まちづくり条例に基づき、地域のまちづくりのルール策定に向けて、地域のまとめ役や地域の窓口の役割を担う、一定の要件を満たした上で、町の認定を受けて設立される団体のこと。 | |
| ■ 町債 | 134,135 |
| 施設整備などに必要な資金を調達するために、町が金融機関等から行う借入のこと。 | |

| | |
|---|--|
| <p>■ 統合型校務支援システム 48,49</p> <p>「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムのこと。</p> | |
| <p>■ 特定健診 70,71,72</p> <p>日本人の死亡原因の約6割を占める生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までの方を対象に行うメタボリックシンドロームに着目した健診のこと。</p> | |
| <p>■ 特定財源 134</p> <p>国庫支出金、県支出金など使途が特定されている財源のこと。</p> | |
| ナ | |
| <p>■ ノーマライゼーション 79</p> <p>障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生きる社会こそノーマルな社会であるという理念とそのための取り組みのこと。</p> | |
| ハ | |
| <p>■ はやまクリーンプログラム 18,84,85</p> <p>町が定めるSDGsの実現に向け、深刻化する海洋汚染や地球温暖化対策に貢献すべく、マイクロプラスチック問題への取り組みを中心とした環境負荷軽減を推進するプログラムのこと。</p> | |
| <p>■ はやま life 116</p> <p>町の公式ホームページにおいて、町の魅力や観光について、動画、写真、マップ等で景勝地や公園、ハイキングコース、著名人等を発信するサイトのこと。</p> | |
| <p>■ 福祉的就労 79</p> <p>障害者総合支援法等を根拠に設置されている施設が障害福祉サービスとして提供する働く場での就労などのこと。</p> | |
| <p>■ ふれあいいきいきサロン 74</p> <p>地域住民が中心となって行う地域内交流を推進する活動等のこと。</p> | |
| <p>■ 法定外公共物 104</p> <p>道路法や河川法が適用される道路や河川などの公共物を法定公共物というのに対し、里道、水路、池沼、農業用水路などのように法律が適用されない公共物のこと。</p> | |
| マ | |
| <p>■ マルチメディアデイジー図書 61</p> <p>視覚に障害のある方や加齢などにより文字が見えにくい方、発達障害のある方など活字による読書が困難な方を対象とした、文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。</p> | |
| <p>■ みんなの公共施設未来プロジェクト 32,39,50,51,53,60,134</p> <p>町が保有する公共施設について、利用状況、劣化状況等の現状を把握するとともに、人口推計、財政負担、事業のあり方等を整理し、施設全体の整備のあり方や将来像について検討するプロジェクトのこと。</p> | |

ヤ

- **ユニバーサルデザイン** 33,100,101
 あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ラ

- **レファレンスサービス** 60
 図書館の資料を使って利用者が行う調べもののお手伝いをするサービスのこと。

ワ

- **ワークショップ** 127
 様々な立場の人が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめ上げていく場のこと。

G

- **GIGA スクール構想** 40
 GIGA は、グローバル アンド イノベーション ゲートウェイ フォーオール (Global and Innovation Gateway for All) の略で、義務教育を受ける児童・生徒に、1人1台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境などを整備する計画のこと。

P

- **PDCA サイクル** 4,33,128,129,135,143
 立案した計画 (Plan) を実行し (Do)、その結果や成果を評価し (Check)、改善を加え (Action)、次の計画 (Plan) へとつなげるサイクルのこと。

S

- **SNS** 103,122,123
 ソーシャル ネットワーキング サービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
- **SDGs** 41,84
 サステナブル ディベロップメント ゴールズ (Sustainable Development Goals) の略で、環境・貧困・教育・健康・福祉などの世界的規模の諸問題を解決するとともに、地球資源の枯渇を防ぐために 2030 年までに達成することをめざした 17 の世界目標のこと。



第四次 葉山町総合計画 後期基本計画

発行日 令和3年3月

発行 葉山町

〒240-0192

神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地

電話 046-876-1111 (代表)

FAX 046-876-1717

<http://www.town.hayama.lg.jp/>

編集 葉山町 政策財政部 政策課

表紙 森戸海水浴場で海水浴を楽しむ人たちのドローン空撮

裏表紙 夕暮れ時の上山口の棚田 (Japan Times Satoyama
フォトコンテスト 2018 自治体部門 最優秀賞作品)



<http://www.town.hayama.lg.jp/>

第四次 葉山町総合計画 後期基本計画 2021・2024 The 4th General Plan of Hayama Town

葉山町